

航空自衛隊達第62号

改正	昭和39年	2月	1日	航空自衛隊達第4号
	昭和39年	3月	24日	航空自衛隊達第13号
	昭和39年	10月	10日	航空自衛隊達第38号
	昭和39年	10月	26日	航空自衛隊達第42号
	昭和40年	12月	24日	航空自衛隊達第29号
	昭和41年	6月	13日	航空自衛隊達第17号
	昭和41年	11月	1日	航空自衛隊達第32号
	昭和44年	9月	11日	航空自衛隊達第37号
	昭和45年	1月	21日	航空自衛隊達第1号
	昭和45年	5月	25日	航空自衛隊達第14号
	昭和45年	6月	23日	航空自衛隊達第17号
	昭和47年	3月	7日	航空自衛隊達第8号
	昭和47年	10月	11日	航空自衛隊達第34号
	昭和48年	2月	14日	航空自衛隊達第3号
	昭和48年	10月	16日	航空自衛隊達第26号
	昭和49年	4月	20日	航空自衛隊達第15号
	昭和51年	4月	30日	航空自衛隊達第12号
	昭和52年	3月	3日	航空自衛隊達第4号
	昭和52年	8月	11日	航空自衛隊達第13号
	昭和53年	3月	13日	航空自衛隊達第8号
	昭和56年	2月	7日	航空自衛隊達第11号
	昭和56年	12月	1日	航空自衛隊達第35号
	昭和59年	6月	30日	航空自衛隊達第19号
	昭和60年	3月	22日	航空自衛隊達第10号
	昭和60年	4月	15日	航空自衛隊達第14号
	昭和61年	2月	24日	航空自衛隊達第6号
	昭和62年	10月	12日	航空自衛隊達第35号
	昭和63年	3月	31日	航空自衛隊達第6号
	昭和63年	5月	6日	航空自衛隊達第14号
	昭和63年	5月	31日	航空自衛隊達第16号
	昭和63年	7月	28日	航空自衛隊達第23号
	昭和63年	12月	8日	航空自衛隊達第28号
	平成元年	3月	16日	航空自衛隊達第25号
	平成2年	3月	23日	航空自衛隊達第10号
	平成3年	2月	27日	航空自衛隊達第1号
	平成3年	3月	14日	航空自衛隊達第4号
	平成3年	3月	14日	航空自衛隊達第6号
	平成3年	7月	24日	航空自衛隊達第23号
	平成3年	12月	2日	航空自衛隊達第29号
	平成4年	3月	31日	航空自衛隊達第13号
	平成4年	11月	6日	航空自衛隊達第49号
	平成6年	2月	16日	航空自衛隊達第4号
	平成8年	3月	21日	航空自衛隊達第5号
	平成9年	6月	26日	航空自衛隊達第16号

平成11年	3月24日	航空自衛隊達第6号
平成11年	6月1日	航空自衛隊達第17号
平成12年	3月31日	航空自衛隊達第24号
平成12年	9月22日	航空自衛隊達第39号
平成12年1	2月11日	航空自衛隊達第53号
平成13年	3月9日	航空自衛隊達第4号
平成13年	3月23日	航空自衛隊達第8号
平成15年	3月26日	航空自衛隊達第5号
平成15年	4月23日	航空自衛隊達第26号
平成16年	4月14日	航空自衛隊達第16号
平成18年	3月24日	航空自衛隊達第14号
平成18年	3月31日	航空自衛隊達第25号
平成18年	7月26日	航空自衛隊達第35号
平成18年	9月8日	航空自衛隊達第39号
平成19年	1月5日	航空自衛隊達第1号
平成19年	8月31日	航空自衛隊達第39号
平成20年	7月2日	航空自衛隊達第29号
平成21年	3月25日	航空自衛隊達第3号
平成21年	6月3日	航空自衛隊達第19号
平成21年	7月29日	航空自衛隊達第28号
平成23年	3月28日	航空自衛隊達第7号
平成23年	6月9日	航空自衛隊達第25号
平成24年1	1月7日	航空自衛隊達第54号
平成25年1	1月7日	航空自衛隊達第79号
平成26年	7月31日	航空自衛隊達第65号
平成27年1	0月1日	航空自衛隊達第38号
平成28年	1月29日	航空自衛隊達第10号
平成29年	3月27日	航空自衛隊達第9号
平成29年	6月23日	航空自衛隊達第27号
平成29年1	0月24日	航空自衛隊達第43号
平成30年	3月29日	航空自衛隊達第6号
平成30年1	1月14日	航空自衛隊達第21号
令和元年	9月26日	航空自衛隊達第18号
令和2年	3月26日	航空自衛隊達第25号
令和2年	5月14日	航空自衛隊達第33号
令和3年	3月18日	航空自衛隊達第26号
令和3年	5月21日	航空自衛隊達第47号
令和3年	6月30日	航空自衛隊達第58号
令和4年	1月18日	航空自衛隊達第2号
令和4年	3月18日	航空自衛隊達第19号
令和4年	6月8日	航空自衛隊達第39号
令和5年	3月22日	航空自衛隊達第16号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第21号）第11条の規定に基づき、特技制度に関する達を次のように定める。

昭和38年11月11日

航空幕僚長 空将 松田 武

特技制度に関する達

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 職域、特技職等（第6条－第8条）
- 第3章 特技の付与等（第9条－第16条）
- 第4章 特技試験（第17条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊において、職の分類制度を人事管理に活用するために必要とする特技の取扱制度（以下「特技制度」という。）について定めることを目的とする。

（特技制度）

第2条 特技制度は、隊員の能力を的確に把握して、個人の経歴管理の方向を明らかにするとともに人員補充及び教育訓練の計画及び実施に資し適正な人事管理の運営を図ることを目的とする。

（特技制度の活用）

第3条 特技制度の活用は、次項から第3項までの規定に定めるところによる。

2 隊員の人事管理に当たっては、原則として、次の各号に掲げる隊員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）幹部である自衛官（以下「幹部」という。） 主特技の幹部特技職一覧表（別表第1）に示す特技職において管理すること。

（2）准空尉、空曹及び空士である自衛官（以下「准空尉空曹空士」という。） 同一の小職域（准空尉空曹空士特技職一覧表（別表第2）に示す小職域をいう。）内において特技の昇進を図ること。

（3）事務官等 自衛官の職域及び特技職を例として、経歴管理に活用すること。

3 補職及び配置指定に当たっては、原則として、その職の属する特技職に係る特技（准空尉空曹空士にあつては、その特技に昇進すべき特技）を保有する者をもってこれを行うものとする。

4 隊員の補充は、特技別人員の要求に基づいて行い、その教育は特技職の内容に従つて計画し、及び実施するのを原則とする。

（用語の意義）

第4条 この達において用いる用語の意義は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊における職の分類制度に関する訓令に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

（1）「特技の付与」とは、隊員を特技保有者として認定する行為をいう。

（2）「特技付与権者」とは、前号の認定を行う者をいう。

（3）「付与特技」とは、隊員について認定された特技をいい、当該特技に係る特技

職の名称及び番号をもつて表示する。

- (4) 「特技の等級」とは、准空尉空曹空士の特技職について定められた等級をいう。
- (5) 「特技の昇進」とは、准空尉空曹空士の付与特技の等級より上位の等級の特技を付与することをいう。
- (6) 「特技系」とは、准空尉空曹空士において、小職域（特技職一覧表に示す小職域をいう。）の特技職に係る特技の昇進の系列をいう。
- (7) 「総合特技職」とは、幹部の特技職のうち、同一職域に属する複数の特技職に関係のある計画等の企画、立案、調整等の職務を行う2等空佐の特技職をいう。
- (8) 「専門特技職」とは、幹部の特技職のうち、専門的な職務を行う2等空佐以下の特技職をいう。
- (9) 「職務区分」とは、操縦以外の幹部の特技職において、資格取得、課程修了又は補職（職務）経験を人事管理等に活用するため、必要に応じてその職務を区分したものをいう。
- (10) 「行動」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動をいう。

（特技の付与を行う範囲）

第5条 特技の付与は、自衛官にあつては2等空佐以下の者（幹部候補者又は空曹候補者である者を除く。）について行い、事務官等にあつては、航空幕僚長が別に定める。

第2章 職域、特技職等

（職域及び特技職）

第6条 職域及び職域を構成する特技職は、別表第1に定める幹部特技職一覧表及び別表第2に定める准空尉空曹空士特技職一覧表による。

（報告記号、指定記号及び職務記号）

第7条 報告記号は、特技を付与されていない自衛官、第5条の規定により特技の付与が行われない隊員及び学生その他これに準ずる隊員について記録、報告又は統計上の必要があるときに使用するものとし、別表第3に定める幹部報告記号一覧表及び別表第4に定める准空尉空曹空士報告記号一覧表によるもののほか、必要に応じて別に定める。

2 指定記号は、操縦の特技職において、職務遂行が可能な機種を指定するために使用するものとし、特技職番号の次に、別表第5に定める指定記号一覧表に掲げる類型及び機種ごとの記号を付する。

3 職務記号は、職務区分を端的に表すために使用するものとし、特技職番号の次に、別表第6に定める職務記号一覧表に掲げる職務区分ごとの記号を付する。

（特技職明細集）

第8条 特技職明細集は、別冊第1に定める幹部特技職明細集及び別冊第2に定める准空尉・空曹・空士特技職明細集によるものとし、その内容には、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 特技付与要件等一覧表
- (2) 特技職構成図
- (3) 職域の概要
- (4) 特技職明細書

2 前項第4号に掲げる特技職明細書（次項及び第4項に規定する特技職明細書を除く。）には、次に掲げる事項を示す。

- (1) 職務及び責任の概要
 - (2) 職務及び責任の細目
 - (3) 特技
 - (4) 特技付与要件（個人に特技を付与する場合に限る。）
 - (5) 主な職位（准空尉である自衛官を除く。）
 - (6) その他必要な事項
- 3 操縦の特技職明細書には、次に掲げる事項を航空機の類型ごとに別葉で示す。
- (1) 職務及び責任の概要
 - (2) 職務及び責任の細目
 - (3) 指定要件
 - (4) 主な職位
- 4 職務区分が設定されている特技職の特技職明細書には、次に掲げる事項を職務区分ごとに別葉で示す。
- (1) 職務及び責任の概要
 - (2) 職務及び責任の細目
 - (3) 付与要件
 - (4) 主な職位

第3章 特技の付与等

(特技付与権者)

第9条 3等空佐以上についての特技、指定記号及び職務記号の付与は航空幕僚長が、1等空尉以下の幹部についての特技、指定記号及び職務記号の付与は別表第7に定める幹部特技付与権者一覧表の左欄に掲げる部隊等に所属する者に対してそれぞれ右欄に掲げる部隊等の長が行う。ただし、別に定める教育課程のうち、航空自衛隊における教育課程修了者については、教育を実施した部隊等の長が行う。

2 准空尉空曹空士についての特技の付与は、別表第8に定める准空尉空曹空士特技付与権者一覧表の左欄に掲げる部隊等に所属する者に対してそれぞれ右欄に掲げる部隊等の長が行う。ただし、別に定める教育課程のうち、航空自衛隊における教育課程修了者については、教育を実施した部隊等の長が行う。

(特技、指定記号及び職務記号の付与等)

第10条 前条の規定により特技等の付与を行う者（以下「特技付与権者」という。）は、特技、指定記号及び職務記号の付与のほか、付与特技の取消し並びに付与特技及び指定記号の順位の指定及び変更を行うものとする。

2 特技付与権者は、付与特技の取消しその他別に定める事項について必要があるときには次条に規定する特技委員会を設置するものとする。

3 特技、指定記号及び職務記号の付与は、特技付与権者に対しその付与しようとする隊員の直近上級の監督者である幹部が別に定める様式をもつて申請することにより行うものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、この限りでない。

4 特技、指定記号及び職務記号の付与は、隊員が第8条第1項第1号に掲げる特技付与要件等一覧表及び同項第4号に掲げる特技職明細書の要件を満たした場合に行う。ただし、前条第1項及び第2項ただし書に該当する者については当該教育修了時に行う。

5 総合特技職及びその他の特技職並びに准曹士前任特技職に係る特技の付与は、行わない。

(特技委員会)

第11条 特技付与権者は、特技の付与等に関する事項を審議させるため特技委員会を設置する。

2 特技委員会は、特技付与権者の命ずる3名以上の幹部である委員(うち1名は、人事担当幹部とする。)をもって構成する。

3 特技委員会は、必要に応じ各特技についての専門的知識を有する者を出席させ、その意見を聴くことができる。

第12条 削除

(付与特技及び指定記号の順位の指定等)

第13条 特技付与権者は、隊員について2以上の特技を付与する場合には、主特技、第2特技、第3特技等(第2特技以下の付与特技を従特技という。)として指定する。

2 特技を付与されていない者に初めて特技を付与した場合は、当該付与特技は主特技に指定されたものとみなす。

3 特技付与権者は、付与特技の順位の指定又は変更を行う場合には、次の各号に掲げる事項を考慮して行うものとする。

(1) 航空自衛隊その他における経験の量が大であり、かつ、その経験が新しい特技を優先する。

(2) 階級範囲の上限の高い特技職に係る特技を優先する。

(3) 本人の関心の強い特技を優先する。

(4) 教育期間が長期にわたる特技を優先する。

(5) 前各号にかかわらず准空尉空曹空士にあつては等級の高い特技を優先する。

4 付与特技が操縦である者に操縦以外の特技を更に付与する場合は、前項の規定にかかわらず当該操縦以外の特技を従特技とする。

5 付与特技が操縦である者に2以上の機種を指定する場合の指定記号の順位は、原則として、直近に指定されたものを基準として降順とする。

6 付与された職務記号には、順位を指定しないものとする。

(付与特技の取消し)

第14条 付与特技を取り消す場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 心身の故障又は付与特技に関する能力の低下により、当該特技職の職務及び責任が遂行できなくなつた場合

(2) 特技職の内容又は特技付与要件の変更により当該特技に対する要件が不十分となつた場合

(3) 付与特技の昇進により付与特技を保有する必要がなくなつた場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、その特技を付与されるために必要な要件を失つた場合

(異議の申立て)

第15条 隊員は、特技の付与等に関して異議があるときは、これを直接特技付与権者に申し立てることができる。

2 特技付与権者は前項の申し立てがあつたときは、特技委員会の意見を聴いて所要の処置をとるものとする。

(指定特技)

第16条 次の各号に該当する場合で特技の付与又は主特技の指定までの間、人事管理上必要があるときは、各個人について主特技にかえて特技又は職域を指定する(以下「指定特技」という。)

(1) 自衛官候補生課程又は一般空曹候補生課程修了後初度の特技を付与されていない場合

(2) 転換教育を修了した場合

- (3) 主特技の属する特技系以外の特技系で特技の昇進を行う場合
 - (4) 幹部でまだ特技を付与されていない場合
 - (5) その他特に必要な場合
- 2 指定特技の指定及び取り扱い要領については別に定める。

第4章 特技試験

(特技試験)

第17条 空曹空士の中級以上の特技の付与については、別に定めるところにより特技試験を実施する。

附 則

- 1 この達は、昭和38年11月11日から施行し、同年12月1日から適用する。
- 2 特技制度の実施に関する達（昭和32年航空自衛隊達第47号）は廃止する。
- 3 この達の適用前において行なわれた措置でこの達に定める措置に相当するものは、この達に基づいて行なわれたものとみなす。

附 則（昭和39年2月1日航空自衛隊達第4号）

この達は、昭和39年2月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月24日航空自衛隊達第13号）

この達は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年10月10日航空自衛隊達第38号）

この達は、昭和39年10月10日から施行する。

附 則（昭和39年10月26日航空自衛隊達第42号）

この達は、昭和39年10月26日から施行する。ただし、第82航空隊にかかる部分については、同年12月1日から施行する。

附 則（昭和40年12月24日航空自衛隊達第29号）

この達は、昭和40年12月24日から施行し、同年12月20日から適用する。

附 則（昭和41年6月13日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和41年6月13日から施行する。

附 則（昭和41年11月1日航空自衛隊達第32号）

この達は、昭和41年12月20日から施行する。

附 則（昭和44年9月11日航空自衛隊達第37号）

この達は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年1月21日航空自衛隊達第1号）

- 1 この達は、昭和45年1月21日から施行する。
- 2 改正後の規定は、昭和44年12月17日から適用する。
- 3 この達の適用日から施行の際までになされた事務処理は、改正後の規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和45年5月25日航空自衛隊達第14号）

この達は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月23日航空自衛隊達第17号）

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月7日航空自衛隊達第8号）

この達は、昭和47年3月7日から施行する。

附 則（昭和47年10月11日航空自衛隊達第34号）

この達は、昭和47年10月11日から施行する。

附 則（昭和48年2月14日航空自衛隊達第3号）

この達は、昭和 48 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 10 月 16 日航空自衛隊達第 26 号）

この達は、昭和 48 年 10 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 20 日航空自衛隊達第 15 号）

この達は、昭和 49 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 4 月 30 日航空自衛隊達第 12 号）

この達は、昭和 51 年 4 月 30 日から施行し、改正後の特技制度に関する達別表第 2 の規定は、同年 3 月 30 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 3 月 3 日航空自衛隊達第 4 号抄）

1 この達は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 8 月 11 日航空自衛隊達第 13 号）

1 この達は、昭和 52 年 8 月 16 日から施行する。

2 この達の施行の際、現にこの達による改正前の達の規定に基づき初級又は中級の特技を付与されている者に対する特技の付与については、なお従前の例による。

附 則（昭和 53 年 3 月 13 日航空自衛隊達第 8 号）

この達は、昭和 53 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 7 日航空自衛隊達第 11 号）

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 12 月 1 日航空自衛隊達第 35 号）

この達は、昭和 57 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月 30 日航空自衛隊達第 19 号）

この達は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 22 日航空自衛隊達第 10 号）

この達は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 15 日航空自衛隊達第 14 号）

この達は、昭和 60 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 2 月 24 日航空自衛隊達第 6 号）

この達は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 10 月 12 日航空自衛隊達第 35 号）

この達は、昭和 62 年 10 月 12 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 31 日航空自衛隊達第 6 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 5 月 6 日航空自衛隊達第 14 号）

この達は、昭和 63 年 5 月 6 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 5 月 31 日航空自衛隊達第 16 号）

この達は、昭和 63 年 5 月 31 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 7 月 28 日航空自衛隊達第 23 号）

この達は、昭和 63 年 7 月 28 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 12 月 8 日航空自衛隊達第 28 号）

この達は、昭和 63 年 12 月 8 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 16 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成元年 3 月 16 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 23 日航空自衛隊達第 10 号）

この達は、平成 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 3 年 2 月 27 日航空自衛隊達第 1 号）

この達は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 14 日航空自衛隊達第 4 号）
この達は、平成 3 年 3 月 14 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 14 日航空自衛隊達第 6 号）
この達は、平成 3 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（平成 3 年 7 月 24 日航空自衛隊達第 23 号）
この達は、平成 3 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（平成 3 年 12 月 2 日航空自衛隊達第 29 号）
この達は、平成 3 年 12 月 2 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日航空自衛隊達第 13 号）
この達は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 11 月 6 日航空自衛隊達第 49 号）
この達は、平成 4 年 11 月 6 日から施行する。

附 則（平成 6 年 2 月 16 日航空自衛隊達第 4 号）
この達は、平成 6 年 2 月 16 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 21 日航空自衛隊達第 5 号）
この達は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 6 月 26 日航空自衛隊達第 16 号）
この達は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 24 日航空自衛隊達第 6 号）
この達は、平成 11 年 3 月 25 日から施行する。〔後略〕
(1) ～ (4) 〔略〕

附 則（平成 11 年 6 月 1 日航空自衛隊達第 17 号）
この達は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日航空自衛隊達第 24 号）
この達は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この達の施行の際、改正前の規定により空中輸送の特技職に係る指定特技を指定されている者の特技の付与については、なお従前の例による。
- 2 この達の施行の際、改正前の規定に基づき別表第 2 空中輸送（601-3）の特技職である上級（技術員）又は中級（専門員）の特技を付与されている者の施行後の准尉への特技の昇進、また上級（技術員）への特技の昇進に当たっては、当分の間、改正前の規定で定めた特技職明細書に掲げるそれぞれの特技付与要件を適用するとともに、当該特技付与要件を満たした場合に行うものとする。

附 則（平成 12 年 9 月 22 日航空自衛隊達第 39 号）

- 1 この達は、平成 12 年 9 月 22 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、飛行開発実験団において X F - 2 実用試験又は試験的運用に従事していた操縦士等は、F - 2 機種転換操縦課程（試行）を修了したものとみなして、機種を指定するものとする。

附 則（平成 12 年 12 月 11 日航空自衛隊達第 53 号）
この達は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 9 日航空自衛隊達第 4 号）
この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日航空自衛隊達第 8 号）
この達は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日航空自衛隊達第 5 号）
この達は、平成 15 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 23 日航空自衛隊達第 26 号）

この達は、平成 15 年 4 月 23 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 14 日航空自衛隊達第 16 号）

この達は、平成 16 年 4 月 14 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日航空自衛隊達第 14 号抄）

- 1 この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日航空自衛隊達第 35 号抄）

- 1 この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 8 日航空自衛隊達第 39 号）

この達は、平成 18 年 9 月 8 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日航空自衛隊達第 1 号抄）

- 1 この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 31 日航空自衛隊達第 39 号抄）

- 1 この達は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日航空自衛隊達第 3 号）

この達は、平成 21 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 3 日航空自衛隊達第 19 号）

この達は、平成 21 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 29 日航空自衛隊達第 28 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日航空自衛隊達第 7 号）

この達は、平成 23 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 9 日航空自衛隊達第 25 号）

この達は、平成 23 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 7 日航空自衛隊達第 54 号）

この達は、平成 24 年 11 月 15 日から施行する。

附 則（平成 25 年 11 月 7 日航空自衛隊達第 79 号）

この達は、平成 25 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 31 日航空自衛隊達第 65 号）

この達は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日航空自衛隊達第 38 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 29 日航空自衛隊達第 10 号）

この達は、平成 28 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日航空自衛隊達第 9 号）

- 1 この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

- 2 この達の施行の際、別に定めるところにより飛行開発実験団において X C - 2 の技術・実用試験及び試験的運用に従事した操縦士等は、航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達の一部を改正する達（平成 29 年航空自衛隊達第 8 号）による改正後の航空従事者技能証明の航空機種別指定に関する達（昭和 34 年航空自衛隊達第 9 号）別表第 1 に定める C - 2 機種転換操縦課程を修了したものをみなす。

附 則（平成 29 年 6 月 23 日航空自衛隊達第 27 号）

この達は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 10 月 24 日航空自衛隊達第 43 号）

この達は、平成 29 年 10 月 24 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日航空自衛隊達第 6 号）
この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 14 日航空自衛隊達第 21 号）
（施行期日）

- 1 この達は、平成 30 年 11 月 15 日から施行する。
（任命権の行使に関する達の一部改正）
- 2 任命権の行使に関する達（昭和 36 年航空自衛隊達第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「、幹部通信電子整備基礎課程」を削り、「要撃管制幹部英語課程」を「兵器管制幹部英語課程」に改める。

（航空自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に関する達の一部改正）

- 3 航空自衛隊の予備自衛官の任用、服務等に関する達（昭和 61 年航空自衛隊達第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「小職域」を「専門特技職」に改める。

（航空自衛隊の予備自衛官の人事記録に関する達の一部改正）

- 4 航空自衛隊の予備自衛官の人事記録に関する達（昭和 61 年航空自衛隊達第 26 号）の一部を次のように改正する。

別紙第 2 第 1 号の表⑧配置特技の項中「小職域」を「職域」に改める。

附 則（令和元年 9 月 26 日航空自衛隊達第 18 号）
この達は、令和元年 9 月 26 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 26 日航空自衛隊達第 25 号）
この達は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 14 日航空自衛隊達第 33 号）
この達は、令和 2 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日航空自衛隊達第 26 号）
この達は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 21 日航空自衛隊達第 47 号）
この達は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 30 日航空自衛隊達第 58 号）
この達は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 18 日航空自衛隊達第 2 号）
この達は、令和 4 年 1 月 18 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 18 日航空自衛隊達第 19 号）
この達は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 8 日航空自衛隊達第 39 号）
この達は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。

別表第1 (第3条、第6条関係)

幹部特技職一覧表

職域 (職域番号)	特技職の区分	特技職名(特技職番号)	その他の特技職名(特技職番号)
作戦運用(1)	総合特技職	作戦運用 (1000)	空将補以上(0002) 上級特技職(0003) 部隊指揮官(0004)
	専門特技職	操縦 (1113)	
		航法 (1153)	
		兵器管制 (1173)	
		高射運用 (1183)	
		宇宙 (1223)	
作戦基盤(2)	総合特技職	作戦基盤 (2000)	
	専門特技職	航空管制 (2163)	
		情報 (2203)	
		気象 (2253)	
		情報通信 (2303)	
		高射整備 (2313)	
		航空機整備 (2433)	
		施設 (2553)	
		輸送補給 (2643)	
		会計調達 (2653)	
		警備 (2773)	
隊務管理(3)	専門特技職	隊務管理 (3733)	
音楽(4)		音楽 (4763)	
警務(5)		警務 (5783)	
法務(6)		法務 (6793)	
技術(7)		技術 (7863)	
衛生(8)		衛生 (8903)	
		薬剤 (8913)	
		医官 (8933)	
		歯科医官 (8983)	

注：教官職を示す場合、特技職番号の前に接頭記号「T」を付す。

別表第2 (第3条、第6条関係)

准空尉空曹空士特技職一覽表

准曹士先任 特技職	大職域	小職域	特 技 職			
			准 尉	上級(技術員)	中級(専門員)	初級(初級専門員)
准曹士先任 (10000)	宇宙 (12)	宇宙 (121-0)	宇宙准尉 (12190)	宇宙技術員 (12170)	初級宇宙技術員 (12150)	
	情報 (20)	語学 (203-0)	語学准尉 (20390)	語学技術員 (20370)	語学専門員 (20350)	初級語学専門員 (20330)
		情報 (204-0)	情報准尉 (20490)	情報技術員 (20470)	情報専門員 (20450)	初級情報専門員 (20430)
		調査 (209-0)	調査准尉 (20990)	調査技術員 (20970)	初級調査技術員 (20950)	
	気象 (25)	気象観測 (252-0)	気象観測准尉 (25290)	気象観測技術員 (25270)	気象観測専門員 (25250)	初級気象観測専門員 (25230)
	電算機 (26)	電算機処理 (261-0)	電算機処理准尉 (26190)	電算機処理技術員 (26170)	電算機処理専門員 (26150)	初級電算機処理専門員 (26130)
	管制警戒 (27)	飛行管理 (271-0)	飛行管理准尉 (27190)	飛行管理技術員 (27170)	飛行管理専門員 (27150)	初級飛行管理専門員 (27130)
		航空管制 (272-1)	航空管制准尉 (27291)	航空管制技術員 (27271)	航空管制専門員 (27251)	初級航空管制専門員 (27231)
		警戒管制 (273-0)	警戒管制准尉 (27390)	警戒管制技術員 (27370)	警戒管制専門員 (27350)	初級警戒管制専門員 (27330)
		警戒管制(機上警戒 管制) (273-0W)	警戒管制(機上警戒管 制)准尉 (27390W)	警戒管制(機上警戒管 制)技術員 (27370W)	初級警戒管制(機上警戒 管制)技術員 (27350W)	
	高射 (28)	基地防空操作 (283-0)	基地防空操作准尉 (28390)	基地防空操作技術員 (28370)	基地防空操作専門員 (28350)	初級基地防空操作専門員 (28330)

	高射操作 (284-0)	高射操作准尉 (28490)	高射操作技術員 (28470)	高射操作専門員 (28450)	初級高射操作専門員 (28430)
通信 (29)	通信 (293-0)	通信准尉 (29390)	通信技術員 (29370)	通信専門員 (29350)	初級通信専門員 (29330)
	機上無線 (293-2)	機上無線准尉 (29392)	機上無線技術員 (29372)	初級機上無線技術員 (29352)	
無線レーダー 整備 (30)	機上電子整備 (301-0)	機上電子整備准尉 (30190)	機上電子整備技術員 (30170)	機上電子整備専門員 (30150)	初級機上電子整備専門員 (30130)
	気象器材整備 (302-0)	気象器材整備准尉 (30290)	気象器材整備技術員 (30270)	気象器材整備専門員 (30250)	初級気象器材整備専門員 (30230)
	航空管制器材整備 (303-1)	航空管制器材整備准尉 (30391)	航空管制器材整備技術員 (30371)	航空管制器材整備専門員 (30351)	初級航空管制器材整備専門員 (30331)
	警戒管制レーダー整備 (303-2)	警戒管制レーダー整備准尉 (30392)	警戒管制レーダー整備技術員 (30372)	警戒管制レーダー整備専門員 (30352)	初級警戒管制レーダー整備専門員 (30332)
	地上無線整備 (304-0)	地上無線整備准尉 (30490)	地上無線整備技術員 (30470)	地上無線整備専門員 (30450)	初級地上無線整備専門員 (30430)
	電算機整備 (305-1)	電算機整備准尉 (30591)	電算機整備技術員 (30571)	電算機整備専門員 (30551)	初級電算機整備専門員 (30531)
高射整備 (31)	基地防空電子整備 (314-0)	基地防空電子整備准尉 (31490)	基地防空電子整備技術員 (31470)	基地防空電子整備専門員 (31450)	初級基地防空電子整備専門員 (31430)
	基地防空機械整備 (314-1)	基地防空機械整備准尉 (31491)	基地防空機械整備技術員 (31471)	基地防空機械整備専門員 (31451)	初級基地防空機械整備専門員 (31431)
	高射電子整備 (315-0)	高射電子整備准尉 (31590)	高射電子整備技術員 (31570)	高射電子整備専門員 (31550)	初級高射電子整備専門員 (31530)

	高射機械整備 (315-1)	高射機械整備准尉 (31591)	高射機械整備技術員 (31571)	高射機械整備専門員 (31551)	初級高射機械整備専門員 (31531)
武装整備 (32)	火器管制装置整備 (322-0)	火器管制装置整備准尉 (32290)	火器管制装置整備技術員 (32270)	火器管制装置整備専門員 (32250)	初級火器管制装置整備専門員 (32230)
	計測器整備 (324-0)	計測器整備准尉 (32490)	計測器整備技術員 (32470)	初級計測器整備技術員 (32450)	
有線器材整備 (36)	有線整備 (361-0)	有線整備准尉 (36190)	有線整備技術員 (36170)	有線整備専門員 (36150)	初級有線整備専門員 (36130)
航空機装備品 整備 (42)	油圧整備 (421-2)	油圧整備准尉 (42192)	油圧整備技術員 (42172)	油圧整備専門員 (42152)	初級油圧整備専門員 (42132)
	計器整備 (422-0)	計器整備准尉 (42290)	計器整備技術員 (42270)	計器整備専門員 (42250)	初級計器整備専門員 (42230)
	電機整備 (423-0)	電機整備准尉 (42390)	電機整備技術員 (42370)	電機整備専門員 (42350)	初級電機整備専門員 (42330)
	救命装備品整備 (429-0)	救命装備品整備准尉 (42990)	救命装備品整備技術員 (42970)	救命装備品整備専門員 (42950)	初級救命装備品整備専門員 (42930)
航空機整備 (43)	ヘリコプター整備 (431-0)	ヘリコプター整備准尉 (43190)	ヘリコプター整備技術員 (43170)	ヘリコプター整備専門員 (43150)	初級ヘリコプター整備専門員 (43130)
	ヘリコプター整備 (機上整備) (431-0W)	ヘリコプター整備(機上 整備)准尉 (43190W)	ヘリコプター整備(機上 整備)技術員 (43170W)	初級ヘリコプター整備 (機上整備)技術員 (43150W)	
	航空機整備 (431-1)	航空機整備准尉 (43191)	航空機整備技術員 (43171)	航空機整備専門員 (43151)	初級航空機整備専門員 (43131)
	航空機整備(機上整 備) (431-1W)	航空機整備(機上整備) 准尉 (43191W)	航空機整備(機上整備) 技術員 (43171W)	初級航空機整備(機上整 備)技術員 (43151W)	

	エンジン整備 (432-0)	エンジン整備准尉 (43290)	エンジン整備技術員 (43270)	エンジン整備専門員 (43250)	初級エンジン整備専門員 (43230)
武器弾薬 (46)	武器弾薬 (462-0)	武器弾薬准尉 (46290)	武器弾薬技術員 (46270)	武器弾薬専門員 (46250)	初級武器弾薬専門員 (46230)
車両整備 (47)	車両整備 (471-0)	車両整備准尉 (47190)	車両整備技術員 (47170)	車両整備専門員 (47150)	初級車両整備専門員 (47130)
	動力器材整備 (472-0)	動力器材整備准尉 (47290)	動力器材整備技術員 (47270)	動力器材整備専門員 (47250)	初級動力器材整備専門員 (47230)
工作 (53)	工作 (531-0)	工作准尉 (53190)	工作技術員 (53170)	工作専門員 (53150)	初級工作専門員 (53130)
施設 (55. 56)	土木建築 (551-0)	土木建築准尉 (55190)	土木建築技術員 (55170)	土木建築専門員 (55150)	初級土木建築専門員 (55130)
	電気 (561-0)	電気准尉 (56190)	電気技術員 (56170)	電気専門員 (56150)	初級電気専門員 (56130)
	設備機械 (563-0)	設備機械准尉 (56390)	設備機械技術員 (56370)	設備機械専門員 (56350)	初級設備機械専門員 (56330)
	給汽 (565-0)	給汽准尉 (56590)	給汽技術員 (56570)	給汽専門員 (56550)	初級給汽専門員 (56530)
消防 (57)	消防 (571-0)	消防准尉 (57190)	消防技術員 (57170)	消防専門員 (57150)	初級消防専門員 (57130)
輸送 (60)	空中輸送(戦術輸送) (601-3T)	空中輸送(戦術輸送) 准尉 (60193T)	空中輸送(戦術輸送) 技術員 (60173T)	初級空中輸送(戦術輸送) 技術員 (60153T)	
	空中輸送(特別輸送) (601-3S)	空中輸送(特別輸送) 准尉 (60193S)	空中輸送(特別輸送) 技術員 (60173S)	初級空中輸送(特別輸送) 技術員 (60153S)	
	輸送 (602-0)	輸送准尉 (60290)	輸送技術員 (60270)	輸送専門員 (60250)	初級輸送専門員 (60230)

給養 (62)	給養 (622-0)	給養准尉 (62290)	給養技術員 (62270)	給養専門員 (62250)	初級給養専門員 (62230)
補給 (64)	補給 (641-0)	補給准尉 (64190)	補給技術員 (64170)	補給専門員 (64150)	初級給専門員 (64130)
	燃料 (643-0)	燃料准尉 (64390)	燃料技術員 (64370)	燃料専門員 (64350)	初級燃料専門員 (64330)
会計 (65～67)	調達 (651-0)	調達准尉 (65190)	調達技術員 (65170)	調達専門員 (65150)	初級調達専門員 (65130)
	会計 (671-0)	会計准尉 (67190)	会計技術員 (67170)	会計専門員 (67150)	初級会計専門員 (67130)
印刷製図 (69)	印刷製図 (692-0)	印刷製図准尉 (69290)	印刷製図技術員 (69270)	印刷製図専門員 (69250)	初級印刷製図専門員 (69230)
総務人事 (70～74)	総務 (702-0)	総務准尉 (70290)	総務技術員 (70270)	総務専門員 (70250)	初級総務専門員 (70230)
	人事 (732-0)	人事准尉 (73290)	人事技術員 (73270)	人事専門員 (73250)	初級人事専門員 (73230)
	厚生 (741-0)	厚生准尉 (74190)	厚生技術員 (74170)	厚生専門員 (74150)	初級厚生専門員 (74130)
教育訓練 (75)	教育訓練 (752-0)	教育訓練准尉 (75290)	教育訓練技術員 (75270)	教育訓練専門員 (75250)	初級教育訓練専門員 (75230)
音楽 (76)	音楽 (761-0)	音楽准尉 (76190)	音楽技術員 (76170)	音楽専門員 (76150)	初級音楽専門員 (76130)
警備 (77. 78)	警備 (772-0)	警備准尉 (77290)	警備技術員 (77270)	警備専門員 (77250)	初級警備専門員 (77230)
	警務 (781-0)	警務准尉 (78190)	警務技術員 (78170)	初級警務技術員 (78150)	
衛生 (90)	衛生 (901-0)	衛生准尉 (90190)	衛生技術員 (90170)	衛生専門員 (90150)	初級衛生専門員 (90130)

	放射線 (903-0)	放射線准尉 (90390)	放射線技術員 (90370)	初級放射線技術員 (90350)	
	臨床検査 (904-0)	臨床検査准尉 (90490)	臨床検査技術員 (90470)	初級臨床検査技術員 (90450)	
	歯科 (908-0)	歯科准尉 (90890)	歯科技術員 (90870)	初級歯科技術員 (90850)	
	救難 (92)	救難 (921-0)	救難准尉 (92190)	救難技術員 (92170)	初級救難技術員 (92150)

注：教官職を示す場合には、特技職番号の前に接頭記号「T」を付す。

別表第3 (第7条関係)

幹部報告記号一覧表

区 分	報 告 記 号
未 区 分	0001
空将補以上	0002
1等空佐	0003

別表第4 (第7条関係)

准空尉空曹空士報告記号一覧表

区 分		報 告 記 号	
未区分 (他の報告記号で表せないもの)		00010	
幹 部 候 補 生	一 般	飛 行	00021
		そ の 他	00022
	医 科		00023
	歯 科		00024
	薬 剤 科		00025
	飛 行		00026
	技 術		00027
	看 護		00028
航空学生		00040	
一般空曹候補生		00044	

別表第5 (第7条関係)

指定記号一覧表

特技職の名称 (特技職番号)	類 型	機 種	指定記号
操 縦 (1113)	戦闘機等	F-15	FA
		F-4/RF-4	FB
		F-35	FC
		F-1	FD
		F-2	FG
	輸送機等	E-2D	CA
		KC-46A	CB
		B-777	CF
		B-747	CH
		C-1	CI
		C-130	CJ
		YS-11	CK
		E-2C	CL
		KC-767	CR
		E-767	CT
		C-2	CU
		EC-1	CX
	練習機等	T-2	TD
		T-7	TM
		T-1	TN
		T-4	TO
		T-3	TP
		T-400	TZ
	搜索機等	U-680A	UA
		U-4	UE
		MU-2	UQ
		U-125	UY
ヘリコプター	V-107	HS	
	CH-47	HV	
	UH-60	HW	
無操縦者航空機	RQ-4B	QA	

別表第6 (第7条関係)

職務記号一覧表

特 技 職		職務区分	職務記号	職務記号の意味
専門特技職	兵器管制 (1173)	機 上	CC	Cabin Crew
	情 報 (2203)	調 査	IV	InVestigation
		語 学	LG	LinGuisT
		電 子	EL	ELectronic
		画 像	IA	Imagery Analyst
		機 上	CC	Cabin Crew
	情報通信 (2303)	プログラム	PG	ProGram
		通 信	CM	CoMmunication
		地上電子	GE	Ground Electronics
		機上電子	AE	Airborne Electronics
	航空機整備 (2433)	機 上	CC	Cabin Crew
		航空機整備	AM	Aircraft Maintenance
		武 装	AR	ARmament
	輸送補給 (2643)	車両器材整備	VM	Vehicle Maintenance
		輸 送	TP	TransPort
		補 給	SP	SuPply
	会計調達 (2653)	機 上	CC	Cabin Crew
		生産調達	PC	ProCurement
	隊務管理 (3733)	会 計	AF	Accounting and Finance
		総務人事	AP	Administrative and Personnel
		厚 生	WF	WelFare
		教 育	ET	EduCation and Training
	技 術 (7863)	監 理	CO	COmptroller
		航 空 機	DA	Development Aircraft
		誘導武器	DM	Development Missile and Munition
	衛 生 (8903)	通信電子	DE	Development Electronics
		看 護 官	NS	NurSe
その他の 特技職	上級特技職 (0003)	心 理	CP	Clinical Psychologist
		戦闘管理者	BM	Battle Manager
		後方管理者	LM	Logistics Manager

別表第7（第9条関係）

幹部特技付与権者一覧表

部 隊 等		特 技 付 与 権 者
航空幕僚監部		航空幕僚長
航空総隊	航空総隊司令部	航空総隊司令官
	航空方面隊	航空方面隊司令官
	その他の直轄部隊	航空総隊司令官
航空支援集団		航空支援集団司令官
航空教育集団（幹部候補生学校及び術科学校を含む。）		航空教育集団司令官
航空開発実験集団		航空開発実験集団司令官
補給本部		補給本部長
補給処		
上記以外の部隊等並びに防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、統合幕僚学校、共同の部隊、共同の機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁		航空幕僚長

別表第8（第9条関係）

准空尉空曹空士特技付与権者一覧表

部 隊 等		特 技 付 与 権 者	
航空幕僚監部		航空幕僚長	
航空総隊	航空総隊司令部	航空総隊司令官	
	航空方面隊	航空方面隊司令部	航空方面隊司令官
		航空団	航空団司令
		航空警戒管制団	航空警戒管制団司令
		高射群	高射群司令
		その他の直轄部隊	航空方面隊司令官
その他の直轄部隊	当該部隊の長		
航空支援集団	航空支援集団司令部	航空支援集団司令官	
	直轄部隊	当該部隊の長	
航空教育集団	航空教育集団司令部	航空教育集団司令官	
	直轄部隊	当該部隊の長	
航空開発実験集団	航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官	
	直轄部隊	当該部隊の長	
その他の防衛大臣直轄部隊		当該部隊の長	
補給本部		補給本部長	
補給処		補給処長	
その他の機関		当該機関の長	
共同の機関	地方協力本部	北海道及び東北地域に所在する地方協力本部	北部航空方面隊司令官
		関東、中部及び近畿地域に所在する地方協力本部	中部航空方面隊司令官
		中国、四国及び九州地域に所在する地方協力本部 (沖縄地方協力本部を除く。)	西部航空方面隊司令官
		沖縄地方協力本部	南西航空方面隊司令官
	その他の直轄部隊	航空幕僚長	
防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、統合幕僚学校、共同の部隊、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁		航空幕僚長	

別冊第1（昭和38年航空自衛隊達第62号（第8条関係））

幹部特技職明細集

航空幕僚監部

幹部特技付与要件等一覧表

付与する特技	特 技 付 与 要 件	階 級
専門特技職	1 特技職明細書に定める特技付与要件の全てに該当していること。 2 前項にかかわらず、公募幹部については、専攻学科等に応じた特技を採用時に付与するものとする。	特技職構成図に定める階級範囲にあること。

備考：専門特技職の特技付与要件となっている勤務期間には、次の各項に定める期間を算入することができる。

- 1 幹部候補者にあつては、幹部候補生課程修了後 3 等空尉昇任までの間にその特技職に補職されていた期間
- 2 その特技職と同等と認められる航空自衛隊以外の機関に配置に補職されていた期間

特 技 職 構 成 図 (そ の 1)

特 技 職		階 級 範 囲							
名 称	番 号	将	将補	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉
空将補以上	0002								
上級特技職	0003								
部隊指揮官	0004								

特 技 職 構 成 図 (そ の 2)

職域名称 (職域番号)	専門特技職 の区分	特 技 職		階 級 範 囲					
		名 称	番 号	1佐	2佐	3佐	1尉	2尉	3尉
作戦運用(1)	総合特技職	作戦運用	1000						
	専門特技職	操縦	1113						
		航法	1153						
		兵器管制	1173						
		高射運用	1183						
		宇宙	1223						
作戦基盤(2)	総合特技職	作戦基盤	2000						
	専門特技職	航空管制	2163						
		情報	2203						
		気象	2253						
		情報通信	2303						
		高射整備	2313						
		航空機整備	2433						
		施設	2553						
		輸送補給	2643						
		会計調達	2653						
		警備	2773						
		隊務管理(3)	専門特技職	隊務管理	3733				
音楽(4)	音楽	4763							
警務(5)	警務	5783							
法務(6)	法務	6793							
技術(7)	技術	7863							
衛生(8)	衛生	8903							
	薬剤	8913							
	医官	8933							
		歯科医官	8983						

1 職務及び責任の概要

この特技職は、多くの種類の職務に関係のある高度の指揮監督又は総合企画調整に関する職務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 部隊等の隊務について指揮監督する。
- (2) 部隊等の隊務に関わる方針又は構想、規則等を立案する。
- (3) 部隊等の隊務に関わる総合企画調整を行う。

3 主な職位

- (1) 航空団飛行群司令及び整備補給群司令、航空システム通信隊司令等
- (2) 航空幕僚監部課長及び班長等、航空総隊司令部部長、航空支援集団司令部部長、航空方面隊司令部部長、補給本部部長等

上級特技職（戦闘管理者）

特技職番号 0003

職務記号 BM

1 職務及び責任の概要

作戦に関する総合的な知識及び判断力を有し、作戦運用全般において統合幕僚長、航空幕僚長、航空総隊司令官、航空支援集団司令官及び航空方面隊司令官を補佐する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 部隊等の行動に関する事項を行う。
- (2) 部隊等の運用に関する事項を行う。
- (3) 部隊等の行動に必要な措置計画の総合調整に関する事項を行う。
- (4) 訓練、検閲及び演習に関する事項を行う。

3 職位

- (1) 統合幕僚監部運用部運用第1課長、運用第1課総括班長、運用第2課災害対策調整官、運用第2課災害派遣班長及び運用第3課訓練評価・支援班長
- (2) 航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長、運用支援調整官、運用支援課計画班長、運用支援課部隊訓練1班長及び運用支援課演習・検閲班長
- (3) 航空総隊司令部防衛部防衛課長、運用課長、作戦室長及び作戦副室長
- (4) 航空支援集団司令部防衛部防衛部長、防衛課長及び運用課長
- (5) 各航空方面隊司令部防衛部防衛部長及び防衛課長

上級特技職（後方管理者）

特技職番号 0003

職務記号 LM

1 職務及び責任の概要

後方に関する総合的な知識及び判断力を有し、作戦運用に必要な後方全般において統合幕僚長、航空幕僚長、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空方面隊司令官及び補給本部長を補佐する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 部隊等の行動に必要な後方に係る計画に関する事項を行う。
- (2) 部隊等の行動に必要な後方に係る措置計画の総合調整を行う。
- (3) 部隊等の行動及び運用に必要な後方に係る計画の総合調整を行う。
- (4) 部隊等の行動及び運用に必要な後方に関する事項を行う。

3 職位

- (1) 統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課長及び首席後方補給官後方補給官
- (2) 航空幕僚監部防衛部事業計画2課長、情報システム班長、施設課長及び施設課計画班長並びに装備計画部装備課長、装備調整官、装備課企画班長、整備・補給課長、整備・補給調整官及び整備・補給課総括班長
- (3) 航空総隊司令部防衛部通信電子課長並びに装備部装備部長及び計画課長
- (4) 航空支援集団司令部防衛部通信電子課長並びに装備部装備部長及び装備課長
- (5) 補給本部計画部計画部長及び企画課長
- (6) 各航空方面隊司令部装備部装備部長

部隊指揮官

特技職番号 0004

- 1 職務及び責任の概要
部隊等の総合的な運用について指揮監督する。
- 2 職務及び責任の細目
 - (1) 部隊任務を遂行する。
 - (2) 部隊任務の遂行に必要な基盤を維持整備する。
- 3 主な職位
電子戦隊長、警戒隊長、術科学校学生隊長等

作戦運用職域の概要

この職域は、操縦、航法、兵器管制、高射及び宇宙に関する企画及び運用並びに指導監督等を行う。

1 職務及び責任の概要

作戦運用に係る識能を有し、司令部等において、部隊の運用及び行動に係る計画等の企画、立案、調整等を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 部隊等の行動に関する事項を行う。
- (2) 部隊等の運用に関する事項を行う。
- (3) 部隊等の行動に必要な措置計画の総合調整を行う。
- (4) 訓練、検閲及び演習に関する事項を行う。

3 主な職位

- (1) 航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課各班総括等
- (2) 航空総隊司令部、航空支援集団司令部及び航空方面隊司令部の防衛部防衛課防衛班長及び運用課運用班長等
- (3) 航空団司令部、警戒航空団司令部、航空救難団司令部、輸送航空隊司令部及び航空警戒管制団司令部の防衛部長等
- (4) 高射群本部の防衛班長

1 職務及び責任の概要

- (1) 航空自衛隊が保有する航空機等を操縦し、各種の作戦任務を遂行するとともに、これに必要な教育及び訓練を実施する。
- (2) 飛行部隊等の運用、教育訓練、飛行安全業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 各種状況下で航空機を操縦し、各種の任務を遂行する。
- (2) 航空業務の実施について搭乗者を指揮する。
- (3) 飛行部隊の各種の任務遂行に必要な訓練を実施するとともに、これらの指導を実施する。
- (4) 任務又は目的に応ずる各種の情報又は資料を収集するとともに、飛行中得た成果、情報等を必要に応じて報告し、又は通報するとともに、これを整理して保管する。
- (5) 指揮官の状況判断及び計画の作成に必要な各種見積りを実施する。
- (6) 飛行部隊等の任務遂行に必要な各種計画の作成並びに命令の起案及び伝達を行う。
- (7) 飛行部隊等の任務遂行状況を掌握し、指揮官が行う指導監督及び処置を補佐する。
- (8) 飛行部隊等の任務遂行に必要な関係部隊等間の調整を実施する。
- (9) 飛行部隊等の任務遂行に必要な研究及び調査を実施する。

3 特技

- (1) 操縦に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 戦技又は教育技術に関する知識及び技能を有すること。
- (3) 航空機の性能、構造、機能及びその戦術的用法並びに航空関係諸規則、情報、武装、気象、通信及び飛行安全に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 機種及び任務に相応する操縦課程等又はこれに準ずる講習を修了していること。
- (2) 機種に相応する行動可能態勢の指定を受けるための訓練を終了していること。
- (3) 操縦士又はH操縦士の技能証明を受けていること。

5 主な職位

- (1) 飛行隊長、飛行班長及び飛行班員
- (2) 飛行部隊の編制部隊司令部運用班長等
- (3) 編合部隊司令部班員等
- (4) 航空幕僚監部班員等

操 縦（戦闘機等）

特技職番号 1113

指定記号 FA～FZ

1 職務及び責任の概要

戦闘機を操縦し、各種の作戦任務を遂行するとともに、これに必要な教育及び訓練を実施する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 各種状況下で戦闘機等を操縦し、各種の任務を遂行する。
- (2) 各種の任務遂行に必要な訓練を実施するとともに、これらの指導を実施する。
- (3) 任務又は目的に応ずる各種の情報及び資料を収集するとともに、飛行中得た成果、情報等を必要に応じて報告し、又は通報する。
- (4) 飛行計画及び飛行記録を作成する。

3 指定要件

機種及び任務に相応する操縦課程等又はこれに準ずる講習を修了していること。

4 主な職位

航空団飛行隊長、飛行班長、飛行班員等

操縦（輸送機等）

特技職番号 1113

指定記号 CA～CZ

1 職務及び責任の概要

輸送機、早期警戒機等を操縦し、各種の作戦任務を遂行するとともに、これに必要な教育及び訓練を実施する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 各種状況下で輸送機等を操縦し、各種の任務を遂行する。
- (2) 各種の任務遂行に必要な訓練を実施するとともに、これらの指導を実施する。
- (3) 不時着、火災又は脱出その他の緊急対処について乗組員を訓練する。
- (4) 任務又は目的に応ずる各種の情報及び資料を収集するとともに、飛行中得た成果、情報等を必要に応じて報告し、又は通報する。
- (5) 飛行計画及び飛行記録を作成する。

3 指定要件

機種及び任務に相応する操縦課程等又はこれに準ずる講習を修了していること。

4 主な職位

- (1) 輸送航空隊飛行隊長、飛行隊飛行班長及び飛行班員
- (2) 警戒航空団飛行隊長、飛行班長及び飛行班員
- (3) 航空戦術教導団電子作戦群電子飛行測定隊長、飛行班長、飛行班員等

操縦（練習機等）

特技職番号 1113

指定記号 TA～TZ

1 職務及び責任の概要

練習機等を操縦し、操縦教育、支援飛行等の任務を遂行するとともに、これらに必要な教育及び訓練を実施する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 操縦士学生の飛行に必要な飛行及び地上教育を実施する。
- (2) 各種状況下で練習機等を操縦し、各種の任務を遂行する。
- (3) 各種の任務遂行に必要な訓練を実施するとともに、これらの指導を実施する。
- (4) 任務又は目的に応ずる各種の情報及び資料を収集するとともに、飛行中得た成果、情報等を必要に応じて報告し、又は通報する。
- (5) 飛行計画及び飛行記録を作成する。

3 指定要件

機種に相応する操縦課程、操縦教官課程等又はこれらに準ずる講習を修了していること。

4 主な職位

飛行教育部隊飛行隊長、飛行班長、飛行班員等

操縦（搜索機等）

特技職番号 1113

指定記号 UA～UZ

1 職務及び責任の概要

搜索機、飛行点検機等を操縦し、救難搜索、飛行点検、指揮連絡等の任務を遂行するとともに、これらに必要な教育及び訓練を実施する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 各種状況下で搜索機等を操縦し、各種の任務を遂行する。
- (2) 各種の任務遂行に必要な訓練を実施するとともに、これらの指導を実施する。
- (3) 不時着、火災又は脱出その他の緊急対処について乗組員を訓練する。
- (4) 任務又は目的に応ずる各種の情報及び資料を収集するとともに、飛行中得た成果、情報等を必要に応じて報告し、又は通報する。
- (5) 飛行計画及び飛行記録を作成する。

3 指定要件

機種及び任務に相応する操縦課程等又はこれに準ずる講習を修了していること。

4 主な職位

- (1) 救難隊長、飛行班長及び飛行班員
- (2) 飛行点検隊長、飛行班長及び飛行班員
- (3) 中部航空方面隊司令部支援飛行隊支援飛行隊長、飛行班長及び飛行班員

操縦（ヘリコプター）

特技職番号 1113

指定記号 HA～HZ

1 職務及び責任の概要

ヘリコプターを操縦し、捜索、救助、輸送等の任務を遂行するとともに、これらに必要な教育及び訓練を実施する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 各種状況下でヘリコプターを操縦し、各種の任務を遂行する。
- (2) 各種の任務遂行に必要な訓練を実施するとともに、これらの指導を実施する。
- (3) 不時着、火災又は脱出その他の緊急対処について乗組員を訓練する。
- (4) 任務又は目的に応ずる各種の情報及び資料を収集するとともに、飛行中得た成果、情報等を必要に応じて報告し、又は通報する。
- (5) 飛行計画及び飛行記録を作成する。

3 指定要件

機種及び任務に相応する操縦課程等又はこれに準ずる講習を修了していること。

4 主な職位

- (1) 救難隊長、飛行班長及び飛行班員
- (2) ヘリコプター空輸隊長、飛行班長及び飛行班員

1 職務及び責任の概要

- (1) 航空機に搭乗して、輸送（空中降下を含む。）、対電子等のための航法等を実施するとともに、これらに必要な教育及び訓練を実施する。
- (2) 飛行部隊等の運用、教育訓練、飛行安全業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 任務又は目的に応ずる各種の情報及び資料を収集する。
- (2) 各種任務遂行に必要な飛行計画を作成する。
- (3) 各種状況下で航法装置等を操作し、各種の任務を遂行する。
- (4) 操縦者に対し、航法等の助言を実施する。
- (5) 航法記録等を作成するとともに、所要の報告又は通報を実施する。
- (6) 各種の任務遂行に必要な訓練を実施するとともに、これらの指導を実施する。
- (7) 指揮官の状況判断及び計画の作成に必要な各種見積りを実施する。
- (8) 部隊等の任務遂行に必要な各種計画の作成並びに命令の起案及び伝達を行う。
- (9) 部隊等の任務遂行状況を掌握し、指揮官が行う指導監督及び処置を補佐する。
- (10) 部隊等の任務遂行に必要な関係部隊等間の調整を実施する。
- (11) 部隊等の任務遂行に必要な研究及び調査を実施する。

3 特技

- (1) 各種航法、偵察、気象及び航空機の操縦に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 当該機種種の戦技又は教育技術に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 航法課程を修了していること。
- (2) 機種に相応する行動可能態勢の指定を受けるための訓練を終了していること。
- (3) 航空士（航法又は偵察）の技能証明を受けていること。
- (4) 航空機の性能、構造、機能及びその戦術的用法並びに航空関係諸規則、情報、武装、通信及び飛行安全に関する知識を有すること。

5 主な職位

- (1) 航空戦術教導団電子作戦群電子飛行測定隊及び電子戦隊飛行班員
- (2) 輸送航空隊飛行隊、飛行点検隊及び特別航空輸送隊飛行隊の飛行班員
- (3) 輸送航空隊司令部防衛班長及び運用班長並びに航空団司令部運用班長
- (4) 航空幕僚監部及び編合部隊司令部の班員

1 職務及び責任の概要

- (1) 航空警戒管制に関する業務及び指導監督を行う。
- (2) 航空警戒管制業務に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 任務又は目的に応ずる上級司令部の意図の把握、各種情報の収集、関係部隊等（空自、陸海自衛隊、米軍及び関係機関）との所要の調整を行い、任務遂行に必要な各種計画の作成並びに命令の起案及び伝達を行う。
- (2) 警戒監視及び兵器管制に関する実施基準並びに兵器管制幹部及び警戒管制員の人的見積りを行う。
- (3) 関係部隊等と連携し、警戒監視、識別、兵器割当、要撃機の管制、SAMの管制、レーダー助言及びデータリンクの運用に係る業務を実施するとともに、関連する諸規定及び業務実施に必要な組織編成、規則等を整備する。
- (4) 任務又は目的に応ずる航空現況等の把握、上級司令部及び関係部隊等への報告・通報、航空警戒管制組織を通じて発せられる指令等の伝達を行う。
- (5) 要撃機部隊、高射部隊、レーダーサイト等に対し、定められた事項について統制を行う。
- (6) 通信電子機器の運用状況を把握し、故障発生時には所要の代替・補完処置をとる。
- (7) 運用、訓練等に関する記録並びに報告資料を作成し、処理し、及び保管する。
- (8) 施設、器材等の増強、設置、移設等について検討し、施策を立案する。
- (9) 防衛、警備、訓練及び関連業務に関する計画を立案する。
- (10) 戦闘機部隊、高射部隊、航空警戒管制部隊の戦術行動、作戦運用に直結するシステムの運用等について、定められた範囲内で統制を行う。
- (11) 通信電子機器の計画整備及び緊急整備について、必要な調整又は統制を行う。
- (12) 航空警戒管制部隊の運用に関する研究及び改善を行う。

3 特技

- (1) 対領空侵犯措置、各種航空作戦、航空警戒管制部隊の運用並びに航空救難、情報、情報通信システム、気象、航空保安管制等に関する知識を有すること。
- (2) 統合運用、米軍との共同、データリンクの運用、電子戦、空域の統制、戦闘機部隊、高射部隊等が装備する器材の性能及び運用に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

兵器管制幹部課程を修了していること又は兵器管制（1173）の配置において12か月以上の勤務経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 警戒隊長、防空管制隊長、指揮所運用隊長、移動警戒隊長等
- (2) 前号の小隊長及び隊員
- (3) 統合幕僚監部、航空幕僚監部、編合部隊司令部及び編制部隊司令部の班員等
- (4) 術科学校科長及び教官

兵器管制（機上）

特技職番号 1 1 7 3

職務記号 CC

1 職務及び責任の概要

兵器管制の第1項と同じ。

2 職務及び責任の細目

兵器管制の第2項と同じ。

3 付与要件

- (1) 兵器管制幹部課程を修了していること又は兵器管制（1 1 7 3）の配置において1 2か月以上の勤務経験を有すること。
- (2) 兵器管制幹部課程（機上）を修了していること。
- (3) 幹部航空士の技能証明を受けていること。

4 主な職位

第6 0 2 飛行隊長、警戒航空団司令部防衛班長及び警戒航空団各飛行隊の警戒管制班長及び班員

高射運用

特技職番号 1183

1 職務及び責任の概要

高射部隊又は基地防空部隊（以下「高射部隊等」という。）の運用に関する業務の企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 高射部隊等の運用全般に関する細部計画及び手順を立案する。
- (2) 機動展開計画等各種計画の細部資料を作成する。
- (3) 所定の態勢を確保するための待機態勢を維持する。
- (4) 機動展開、射撃準備及び対空戦闘を実施する。
- (5) 器材（ソフト及びハード）の改善に関する業務を行う。
- (6) 待機態勢の維持並びに器材の運用、保守、操作等に関する指導監督を行う。
- (7) 高射部隊等の運用全般に関する諸規則を立案する。
- (8) 防空行動、機動展開等に関する計画を立案する。
- (9) 高射部隊等の運用状況及び運用能力の把握を行う。
- (10) 高射部隊等の運用全般に関する調整を行う。
- (11) 防空行動に関する指導監督を行う。
- (12) 高射部隊等が実施する教育訓練、高射部隊等の保全に関する指導監督を行う。
- (13) 高射部隊等の運用に関する研究及び改善を行う。

3 特技

- (1) 高射部隊等の運用に関する知識を有すること。
- (2) 防空作戦及び弾道ミサイル迎撃作戦、航空警戒管制及び戦闘機の運用並びに電子戦に関する知識を有すること。
- (3) 高射部隊等の器材の概要に関する知識を有すること。
- (4) 航空作戦及び弾道ミサイル迎撃作戦並びにこれらの作戦における航空警戒管制部隊及び戦闘機部隊の組織的運用に関する知識を有すること。
- (5) 他自衛隊の防空部隊の運用に関する知識を有すること。
- (6) 高射部隊等が装備する器材の性能及び能力に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

高射運用幹部課程を修了していること又は高射運用（1183）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 高射隊長、指揮所運用隊長及び基地防空隊長並びに高射隊射撃小隊長及び基地防空隊射撃小隊長
- (2) 航空総隊司令部及び航空方面隊司令部の運用班員並びに高射群本部防衛班員
- (3) 術科学校科長及び教官

1 職務及び責任の概要

- (1) 宇宙領域専門部隊等に関する業務及び指導監督を行う。
- (2) 宇宙領域に係る業務に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 宇宙領域専門部隊等の運用全般に関する細部計画及び手順を立案する。
- (2) 宇宙領域に係る任務に応ずる上級司令部等の意図の把握、各種情報の収集、関係部隊等（航空自衛隊の他、他自衛隊、米軍及び官民関係機関を含む）との所要の調整を行い、任務遂行に必要な各種計画の作成並びに命令の起案及び伝達を行う。
- (3) 関係部隊等と連携し、宇宙領域に係る業務を実施するとともに、関連する諸規定及び業務実施に必要な組織編成、規則等を整備する。
- (4) 宇宙領域に係る任務に応ずる宇宙空間における状況の把握、上級司令部等への報告及び関係部隊等への通報等を行う。
- (5) 宇宙領域専門部隊等が保有するシステム等の運用状況を把握し、故障発生時には所要の代替・補完処置をとる。
- (6) 運用、訓練等に関する記録並びに報告資料の作成、処理及び保管をする。
- (7) 施設、器材等の増強、設置、移設等について検討し、施策を立案する。
- (8) 宇宙領域に係る防衛、訓練及び関連業務に関する計画を立案する。
- (9) 宇宙領域専門部隊等の運用に関する研究及び改善を行う。

3 特技

- (1) 宇宙領域専門部隊等の運用、関連するシステム、宇宙天気及び宇宙領域全般の情勢等に関する知識を有すること。
- (2) 宇宙領域専門部隊及び関係部隊等が装備するシステムの性能及び運用に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

米国委託教育（Space 100 課程）又は同等の教育等を修了していること若しくは宇宙（1 2 2 3）の配置において1 2 か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

宇宙作戦隊長、宇宙作戦隊運用訓練班長等

作戦基盤職域の概要

この職域は、航空管制、情報、気象、情報通信、高射整備、航空機整備、施設、輸送補給、会計調達及び警備に関する企画、運用、指導監督等を行う。

1 職務及び責任の概要

後方に係る識能を有し、司令部等において、作戦運用に必要な後方に係る計画等の企画、立案、調整等を実施する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 部隊等の行動に必要な後方に係る計画に関する事項を行う。
- (2) 部隊等の行動に必要な後方に係る措置計画の総合調整を行う。
- (3) 部隊等の行動及び運用に必要な後方に係る計画の総合調整を行う。
- (4) 部隊等の行動及び運用に必要な後方に関する事項を行う。

3 主な職位

- (1) 航空幕僚監部装備計画部整備・補給課各班総括等
- (2) 航空総隊司令部装備部計画課及び航空支援集団司令部装備部装備課の計画班長並びに航空方面隊司令部の装備部課長
- (3) 航空団司令部、航空救難団司令部、航空警戒管制団司令部及び輸送航空隊司令部の装備部長
- (4) 高射群本部装備班長
- (5) 補給本部各部第1課長及び第2課長並びに補給処整備部長、企画課長及び資材計画課長

1 職務及び責任の概要

- (1) 航空交通管制、飛行管理及び飛行情報の各業務及び指導監督を行う。
- (2) 航空交通管制、飛行管理及び飛行情報の各業務に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 飛行場管制、着陸誘導管制、進入管制及びターミナル・レーダー管制の各業務（次号から第7号までにおいて単に「業務」という。）を実施する。
- (2) 業務実施に必要な企画、調整等を行う。
- (3) 業務実施に必要な組織編成及び諸規則を整備する。
- (4) 業務実施について指導監督を行う。
- (5) 業務実施に必要な航空保安施設、装備品等の管理を行う。
- (6) 業務実施に関し、部内外の機関等と調整する。
- (7) 業務実施上の問題点等を分析し、検討するとともに、必要に応じ改善を行い、飛行安全を確保する。
- (8) 管制方式の改善及び管制技術向上のための研究を行う。

3 特技

航空交通管制、飛行管理又は飛行情報の各業務の実施並びに関係する諸法規に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

次の各号のいずれかを満たした場合とする。

- (1) 航空管制幹部課程を修了していること又は航空管制（2163）の配置において12か月以上の経験を有すること。
- (2) 航空交通管制業務の実施並びに企画、運用及び指導監督の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 管制隊長、管制隊管制班長、飛行管理班長及び管制班員
- (2) 航空保安管制群本部防衛部員
- (3) 航空支援集団司令部航空管制班長及び班員
- (4) 術科学校科長及び教官

1 職務及び責任の概要

防衛及び警備の実施に必要な情報及び保全並びに語学の各業務に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 防衛及び警備の実施に必要な計画業務のための資料を作成し、計画作成に参画する。
- (2) 情報及び保全並びに語学に関する各業務の方針、教育訓練、補充配置等の計画を作成する。
- (3) 防衛及び警備に関する情報並びに航空自衛隊の建設運営に必要な情報の収集、処理及び配布を行う。
- (4) 防衛及び警備に関する情報見積りを作成し、配布する。
- (5) 操縦士等に対する情報教育を行う。
- (6) 他部隊又は部外情報機関との連絡調整を行う。

3 特技

航空自衛隊における情報及び保全並びに語学に関する各業務についての技術的知識及び専門的知識を有すること。

4 特技付与要件

情報幹部課程を修了していること又は情報特技（2203）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 作戦情報隊隊長、小隊長等
- (2) 航空戦術教導団情報保全班長及び研究部員、飛行教導群教導隊飛行班、電子作戦群運用係及び保全班長並びに電子飛行測定隊班員
- (3) 航空総隊司令部及び航空支援集団司令部の情報課長
- (4) 航空方面隊司令部情報班長、保全班長及び情報保全班長
- (5) 航空団及び警戒管制団司令部情報班長及び保全班長
- (6) 術科学校科長及び教官
- (7) 幹部学校及び幹部候補生学校の教官
- (8) 情報本部情報官及び課長
- (9) 自衛隊情報保全隊情報保全官及び隊長

情 報 (調査)

特技職番号 2203

職務記号 IV

1 職務及び責任の概要

防衛及び警備の実施に必要な情報保全業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 保全業務の方針、教育訓練、補充配置等の計画を作成する。
- (2) 防衛及び警備に関する情報並びに航空自衛隊の建設運営に必要な情報の収集、処理及び配布を行う。
- (3) 防衛及び警備に関する保全見積りを作成し、配布する。
- (4) 保全に関する事案の調査等を実施し、対策を立案する。
- (5) 保全に関する資料の収集、分析及び評価を行う。
- (6) 部隊における保全及び警備情報の教育訓練の技術的指導を行う。
- (7) 保全業務及び警備情報収集に係る計画を立案する。
- (8) 他部隊又は部外情報機関との連絡調整を行う。

3 付与要件

- (1) 情報特技を付与されていること。
- (2) 陸上自衛隊情報学校の幹部又は陸曹調査課程を修了していること。

4 主な職位

- (1) 自衛隊情報保全派遣隊長及び隊員
- (2) 自衛隊情報保全隊本部隊員
- (3) 術科学校教官

情 報 (語学)

特技職番号 2203

職務記号 LG

1 職務及び責任の概要

特に専門語学を通じた防衛及び警備の実施に必要な情報収集に関する業務、翻訳及び通訳の業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 防衛及び警備に関する情報並びに航空自衛隊の建設運営に必要な情報の収集、処理及び配布を行う。
- (2) 防衛及び警備に関する情報見積りを作成し、配布する。
- (3) 情報資料の翻訳、要約及び報告書の作成を行う。
- (4) 操縦士等に対する情報教育を行う。
- (5) 他部隊又は部外情報機関との連絡調整を行う。
- (6) 語学業務に関する規定等の企画及び作成を行う。
- (7) 渉外事務及び会議並びに会談における通訳を行う。
- (8) 用語集、略語集等の編集を行う。
- (9) 外国事情に関する調査研究及び発表を行う。
- (10) 一般儀礼的事項についての補助指導を行う。

3 付与要件

- (1) 情報特技を付与されていること。
- (2) 陸上自衛隊情報学校の幹部若しくは陸曹語学課程を修了していること又は同等程度の能力を有すること。

4 主な職位

- (1) 作戦情報隊隊員
- (2) 術科学校教官
- (3) 情報本部隊員

情 報（電子）

特技職番号 2203

職務記号 EL

1 職務及び責任の概要

防衛及び警備の実施に必要な情報業務及び指導監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 防衛及び警備に関する情報並びに航空自衛隊の建設運営に必要な情報の収集、処理及び配布を行う。
- (2) 防衛及び警備に関する情報見積りを作成し、配布する。
- (3) 電子情報の解析及び評価を行う。
- (4) 操縦士等に対する情報教育を行う。
- (5) 他部隊又は部外情報機関との連絡調整を行う。
- (6) 電子情報業務に関する規定等の企画及び作成を行う。

3 付与要件

- (1) 情報特技を付与されていること。
- (2) 航空自衛隊の電子戦課程（幹部）又は海上自衛隊の幹部若しくは海曹士専修科電子戦データ収集処理課程を修了していること。

4 主な職位

- (1) 作戦情報隊隊員
- (2) 情報本部隊員

情 報（画像）

特技職番号 2203

職務記号 IA

1 職務及び責任の概要

防衛及び警備の実施に必要な情報業務及び指導監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 防衛及び警備に関する情報並びに航空自衛隊の建設運営に必要な情報の収集、処理及び配布を行う。
- (2) 防衛及び警備に関する情報見積りを作成し、配布する。
- (3) 画像情報の解析及び評価を行う。
- (4) 操縦士等に対する情報教育を行う。
- (5) 他部隊又は部外情報機関との連絡調整を行う。
- (6) 画像情報業務に関する規定等の企画及び作成を行う。

3 付与要件

- (1) 情報特技を付与されていること。
- (2) 情報本部の画像・地理情報課程を修了していること。

4 主な職位

- (1) 作戦情報隊隊員
- (2) 情報本部隊員

情 報 (機上)

特技職番号 2203

職務記号 CC

1 職務及び責任の概要

機上において防衛及び警備の実施に必要な情報収集に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 機上において防衛及び警備に関する情報並びに航空自衛隊の建設運営に必要な情報の収集、処理及び配布を行う。
- (2) 防衛及び警備に関する情報見積りを作成し、配布する。
- (3) 情報資料の翻訳、要約及び報告書の作成を行う。
- (4) 操縦士等に対する情報教育を行う。
- (5) 他部隊又は部外情報機関との連絡調整を行う。

3 付与要件

- (1) 情報特技を付与されていること。
- (2) 幹部航空士（電波測定）講習を修了していること。
- (3) 幹部航空士の技能証明を受けていること。

4 主な職位

- (1) 航空戦術教導団電子作戦群電子飛行測定隊収集処理班長及び班員
- (2) 航空戦術教導団電子作戦群防衛班員

1 職務及び責任の概要

- (1) 気象解析、予報、気象観測及び気象支援に関する調査、研究統計並びに気象観測に関する業務及び当該業務を行うに当たり必要な附帯業務を行う。
- (2) 当該業務に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 気象支援要求を把握するとともに、気象支援に必要な準備に関する計画を作成する。
- (2) 気象予報、気象支援等に必要な各種天気図等を収集し、分析検討する。
- (3) 気象支援等に必要な気象資料等の作成に関する指導監督を行う。
- (4) 気象予報、気象ブリーフィング及び気象ウォーニングの作成、気象監視等の気象支援を実施する。
- (5) 局地気象予報則の評価、改善等に必要な調査研究を行う。
- (6) 必要に応じて航空機に搭乗して所要の観測を行う。
- (7) 気象部隊の諸業務を企画し、勤務時間又は人員の配分を行い、業務を管理する。
- (8) 気象器材等を点検し、常時良好な状態を確保する。
- (9) 気象業務に対する要求項目を検討し、気象部隊の編成機能等を確立する。
- (10) 気象部隊を効果的に運用するために必要な人員、装備品、施設等に関して企画する。
- (11) 戦略及び戦術的作戦を支援するため気象支援計画を作成する。
- (12) 気象観測、気象解析、予報、気象支援及び研究統計に対する技術並びに手段の運用に関する規定を作成する。
- (13) 航空自衛隊の行動に必要な気象情報を得るため、陸上自衛隊、海上自衛隊、米軍、気象庁等の関係機関等と協議する。
- (14) 気象業務に関する資料を作成するため、作戦部隊と連絡を保つとともに、必要に応じて、部隊の諸活動に協力する。
- (15) 諸外国及び各省庁の関係機関並びに民間施設の代表からなる委員会等に参加し、気象業務等に関する国際的な諸問題について協力する。
- (16) 気象業務に関する実施要領等について検討するため、細部事項に関する研究を行い、これを指導監督する。
- (17) 気象業務の総合的成果を判定するため、訓練状況を確認するとともに、報告、点検等により部隊等の諸活動を指導監督する。

3 特技

- (1) 気象学及び気象業務に関する専門的知識及び技能を有すること。
- (2) 気象部隊の運用に必要な知識及び技能を有すること。

4 特技付与要件

気象幹部課程を修了していること又は気象（2253）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 気象隊長及び予報班員並びに航空気象群本部班長及び班員
- (2) 航空支援集団司令部班長及び班員
- (3) 術科学校科長及び教官

1 職務及び責任の概要

情報通信システム（情報通信機能を発揮するため、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークにより構成されたシステムをいう。）の業務に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐するとともに、サイバー及び電磁波領域の脅威への対応又はその支援並びに宇宙領域の脅威への対応の支援を実施する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 情報通信システムに関する計画を立案する。
- (2) 情報通信システムに関する規則、基準等を作成する。
- (3) 情報通信システムに関する運用業務（通信網の運用、システム統制、通信保全、システム接続等）を行う。
- (4) 情報通信システムに関する後方業務（整備、補給等）を行う。
- (5) 情報通信システムに関する調査、研究及び改善を行う。
- (6) サイバー防護業務（情報保証を含む。）を行う。
- (7) プログラム管理業務を行う。
- (8) 電磁波管理業務を行う。
- (9) 無線局の監理に関する業務を行う。
- (10) 前各号に関する指導監督を行う。

3 特技

- (1) 作戦運用及び後方に関する知識を有すること。
- (2) 代表的な情報通信システムの構成、接続等に関する知識を有すること。
- (3) 情報通信システムの運用及び後方に関する基礎知識を有すること。
- (4) サイバー防護に関する基礎知識を有すること。
- (5) 電磁波作戦に関する基礎知識を有すること。
- (6) 宇宙状況監視、衛星の運用等に関する基礎知識を有すること。
- (7) 整備士（搭載装備品整備）に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

情報通信幹部課程を修了していること又は情報通信（2303）の配置において12か月以上の勤務経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 作戦システム運用隊、警戒隊、基地通信隊、航空システム通信隊、航空団装備隊等の隊長及び小隊長
- (2) 航空方面隊司令部班長及び班員並びに航空団司令部及び航空警戒管制団司令部の班長及び班員
- (3) 補給本部及び補給処の課長、班長及び班員
- (4) 術科学校科長及び教官

情報通信（プログラム）

特技職番号 2303

職務記号 PG

1 職務及び責任の概要

作戦運用（サイバー防護、電磁波管理、衛星の活用等を含む。）に係る情報通信システムのうち、主としてソフトウェアに関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 情報通信システムの能力向上のための、機能の開発及び改善に関する研究並びに分析検討を行う。
- (2) 運用要求事項の検討、改善提案等に関する審査資料の作成を行う。
- (3) プログラムの作成、改善等に関する機能設計並びにプログラム設計及びプログラムの品質評価を行う。
- (4) プログラムの取得及び維持管理の予算要求並びに執行に関する資料を収集し、及び作成する。
- (5) プログラムに関する資料等の作成及び管理を行う。
- (6) 情報通信システムの改修等に必要な人員の見積り及び計画を作成する。
- (7) プログラム業務の実施に必要な基準等を立案する。
- (8) 情報通信システムの効果的運用を図るため、運用部門及び整備部門と調整を行う。
- (9) 情報通信システムのサイバー防護（情報保証を含む。）に関する機能評価及び計画立案を行う。
- (10) 前各号の業務について、指導監督を行う。

3 付与要件

情報通信（プログラム）（職務記号PG）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 作戦システム管理群プログラム係、作戦システム運用隊プログラム班長及び防空管制群プログラム班長
- (2) 航空総隊司令部及び航空方面隊司令部の通信電子課員並びに航空システム通信隊隊員
- (3) 術科学校教官並びに補給本部及び補給処の班員

情報通信（通信）

特技職番号 2303

職務記号 CM

1 職務及び責任の概要

情報通信システムのうち、主として地上用通信設備を用いて各種通信システムを構成するネットワーク基盤、指揮管理通信、移動通信、移動体衛星通信（以下「情報通信ネットワーク」という。）に関する運用及び維持管理に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 情報通信ネットワーク（通信設備を含む。）の構成、運用及び維持管理に関する計画を立案する。
- (2) 情報通信ネットワークの運用、整備、補給等に関する規則、基準等を作成する。
- (3) 情報通信ネットワークの運用、情報通信システム統制、情報通信保全等に関する業務を行う。
- (4) 無線局の監理及び通信組織（通信設備を含む。）の維持並びに通信組織維持のための整備、補給等の管理を行う。
- (5) 情報通信ネットワーク（通信設備を含む。）の構成、運用及び維持管理に関し、指導監督を行う。
- (6) 電子戦、電磁波管理、サイバー防護及び衛星の活用を含めた情報通信ネットワークに関する調査及び研究を行う。
- (7) 情報通信ネットワーク（通信設備を含む。）の改善、運用等に関する調査、研究及び改善を行う。

3 付与要件

情報通信（通信）（職務記号CM）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 警戒隊通信電子小隊通信班長、基地通信隊通信小隊長及び航空システム通信隊小隊長
- (2) 航空総隊司令部及び航空方面隊司令部の通信電子課員並びに航空団司令部及び航空警戒管制団司令部の通信電子班員
- (3) 航空システム通信隊防衛班員、術科学学校教官並びに補給本部及び補給処の班員

情報通信（地上電子）

特技職番号 2303

職務記号 GE

1 職務及び責任の概要

情報通信システムのうち、主として地上で運用される航空警戒管制用、航空保安管制用及び宇宙状況監視用の電子設備並びに電磁波作戦関連機器（以下「地上用電子設備」という。）の運用及び維持管理に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 地上用電子設備の設置、運用及び維持管理に関する計画を立案する。
- (2) 地上用電子設備の運用、整備、補給等に関する規則、基準等を作成する。
- (3) 地上用電子設備の運用に関する業務を行う。
- (4) 航空警戒管制組織のシステム統制を行う。
- (5) 無線局監理及び地上用電子設備維持のための整備、補給等の管理を行う。
- (6) 地上用電子設備の設置、運用、整備等に関する指導監督を行う。
- (7) サイバー防護を含めた地上用電子設備に関する調査及び研究を行う。
- (8) 地上用電子設備の改善、運用等に関する調査、研究及び改善を行う。

3 付与要件

情報通信（地上電子）（指定記号GE）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 警戒隊通信電子小隊電子班長、移動警戒隊整備小隊長、管制隊整備班長及び気象隊整備小隊長
- (2) 航空総隊司令部及び航空方面隊司令部の通信電子課員、航空団司令部及び航空警戒管制団司令部の通信電子班員
- (3) 術科学学校教官並びに補給本部及び補給処の班員

情報通信（機上電子）

特技職番号 2303

職務記号 AE

1 職務及び責任の概要

情報通信システムのうち、主として航空機に搭載される情報通信システム、電磁波作戦及び衛星通信に係る関連機器等（以下「航空機搭載通信電子機器」という。）の設置、運用及び維持管理に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 航空機搭載通信電子機器の設置、運用及び維持管理に関する計画を立案する。
- (2) 航空機搭載通信電子機器の運用、整備、補給等に関する規則、基準等を作成する。
- (3) 航空機搭載通信電子機器の運用に関する業務を行う。
- (4) 無線局監理及び航空機搭載通信電子機器の維持のための整備、補給等の管理を行う。
- (5) 航空機搭載通信電子機器の設置、運用、整備等に関する指導監督を行う。
- (6) サイバー防護を含めた航空機搭載通信電子機器に関する調査及び研究を行う。
- (7) 航空機搭載通信電子機器の改善並びに運用、整備等に関する調査、研究及び改善を行う。
- (8) 搭乗者等に対して航空機搭載通信電子機器等の特性その他について実地に指導する。

3 付与要件

情報通信（機上電子）（指定記号AE）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 航空団装備隊無線小隊長、航空救難団整備小隊長、警戒航空団装備隊小隊長及び補給処班員
- (2) 術科学学校教官並びに補給本部及び補給処の班員

情報通信（機上）

特技職番号 2303

職務記号 CC

1 職務及び責任の概要

機上において機上通信電子設備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 機上通信電子設備等の機能確認、器材設定、関係部隊等との所要の調整等の飛行準備を行う。
- (2) 機上において、搭載情報通信システム等の作動状況の把握及び故障発生時の所要の処置を行う。
- (3) 機上整備員の整備業務の統制を行う。
- (4) 電子戦訓練に関する業務を行う。

3 付与要件

- (1) 情報通信の特技を有すること。
- (2) 機上システム統制課程を修了していること。
- (3) 幹部航空士の技能証明を受けていること。

4 主な職位

飛行警戒管制隊警戒管制班員、電子戦隊電子班員等

高射整備

特技職番号 2313

1 職務及び責任の概要

高射部隊又は基地防空部隊（以下「高射部隊等」という。）の後方に関する業務の企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 高射部隊等の後方態勢に関する企画を行う。
- (2) 高射部隊等の後方に関する諸計画を立案する。
- (3) 高射部隊等の後方特技の幹部及び准曹士の教育訓練に関する計画を立案する。
- (4) 高射部隊等に関する諸規則、計画等に基づき、高射部隊等の後方態勢を維持する。
- (5) 高射部隊等の後方の現況を把握し、維持するとともに、整備統制を行う。
- (6) 高射部隊等の後方全般に関して、関係部隊等との調整を行う。
- (7) 高射部隊等の後方に関する指導監督を行う。
- (8) 運用の要求及び技術動向に対応して、研究又は改善を行う。

3 特技

- (1) 高射部隊等が装備する諸器材の構造及び機能に関する知識を有すること。
- (2) 高射部隊等が装備する諸器材の整備補給に関する諸規定の知識を有すること。
- (3) 高射部隊等の運用の概要についての知識を有すること。
- (4) 高射部隊等の後方業務の遂行に必要な知識を有すること。

4 特技付与要件

高射整備幹部課程を修了していること又は高射整備（2313）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 高射群整備補給隊長、整備小隊長及び高射部隊等整備小隊長
- (2) 航空方面隊司令部班長並びに高射群本部装備班長及び班員
- (3) 補給本部班長及び班員並びに補給処課長、班長及び班員
- (4) 術科学学校科長及び教官

航空機整備

特技職番号 2433

1 職務及び責任の概要

航空機、航空機搭載の武装電子機器、武器、弾薬、これらに関わる訓練装置、偵察装置等（以下「武装関連装置等」という。）、車両、車両関連器材部品等（以下「車両器材等」という。）の整備に関する業務等の企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 航空機、武装関連装置等及び車両器材等の整備に関する諸計画を立案する。
- (2) 航空機、武装関連装置等及び車両器材等の整備に関する諸規定を作成する。
- (3) 航空機、武装関連装置等及び車両器材等の整備に関して、関係部隊等との調整を行う。
- (4) 弾薬等の補給業務について計画し、実施する。
- (5) 前各号の業務について、指導監督する。
- (6) 整備技術及び整備管理技法向上のための調査研究及び改善を実施する。

3 特技

- (1) 航空機、武装関連装置等及び車両器材等の整備業務の遂行に必要な知識を有すること。
- (2) 整備士（一般整備、特殊整備及び搭載装備品整備）に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

航空機整備幹部課程を修了していること又は航空機整備（2433）の配置において12か月以上の勤務経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 航空団整備補給群（補給隊を除く。）隊長及び小隊長、補給隊弾薬班長及び飛行隊整備小隊長並びに整備補給群本部班長
- (2) 航空総隊司令部及び航空方面隊司令部の装備部班長及び班員
- (3) 航空団司令部装備部班長及び班員
- (4) 補給本部班長及び班員並びに補給処課長、班長及び班員
- (5) 術科学校科長及び教官

航空機整備（航空機整備）

特技職番号 2 4 3 3
職務記号 AM

1 職務及び責任の概要

航空機、航空機関連器材部品等の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 整備の実施に関する訓練計画、器材、施設等の諸計画を立案する。
- (2) 整備管理及び整備作業に関する規定、基準、細部実施要領等を作成する。
- (3) 航空機、航空機関連器材等の整備に関して、関係部隊等と調整する。
- (4) 前各号の業務について、部下を指導監督する。
- (5) 整備技術及び整備管理技法向上のための調査研究を行う。

3 付与要件

航空機整備（航空機整備）（職務記号AM）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 航空団エンジン小隊長、整備小隊長、飛行隊整備小隊長及び車両器材小隊長
- (2) 整備補給群本部班長、補給本部及び補給処の班員並びに術科学校教官

航空機整備（武装）

特技職番号 2433

職務記号 AR

1 職務及び責任の概要

航空機搭載の火器管制装置、武器、弾薬、偵察装置等の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 火器管制装置、武器、弾薬、偵察装置等の整備に関する訓練計画及び器材、施設等に関する諸計画を立案する。
- (2) 火器管制装置、武器、弾薬、偵察装置等に関する整備管理及び整備作業に関する規定、基準、細部実施要領等を作成する。
- (3) 火器管制装置、武器、弾薬、偵察装置等の整備に関して関係部隊等と調整する。
- (4) 弾薬等の補給業務について計画し、実施する。
- (5) 前各号の業務について、指導監督する。
- (6) 火器管制装置、武器、弾薬、偵察装置等の整備技術及び整備管理技法向上のための調査及び研究を行う。

3 付与要件

航空機整備（武装）（職務記号AR）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 航空団装備隊武器小隊長及び照準器小隊長並びに補給隊弾薬班長
- (2) 術科学校教官

航空機整備（車両器材整備）

特技職番号 2433

職務記号 VM

1 職務及び責任の概要

車両、車両関連器材部品等の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 整備の実施に関する訓練計画、器材、施設等の諸計画を立案する。
- (2) 整備管理及び整備作業に関する規定、基準、細部実施要領等を作成する。
- (3) 航空機及び関連器材等の整備に関して、関係部隊等と調整する。
- (4) 前3号の業務について、指導監督する。
- (5) 整備技術及び整備管理技法向上のための調査研究を行う。

3 付与要件

航空機整備（車両器材整備）（職務記号VM）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

航空団車両器材隊車両小隊長、補給処班員及び術科学校教官

施 設

特技職番号 2553

1 職務及び責任の概要

施設業務に関する業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 施設の取得、建設、管理、処分、消防救難、基地防護、被害復旧、これらに関する訓練等に関する計画を立案する。
- (2) 施設作業を指揮する。
- (3) 施設に関する記録、報告書の作成、保管等について指導監督する。
- (4) 消防救難に関する作業及び訓練を指揮する。
- (5) 施設基準、施設業務実施要領、施設業務手順等の諸規定を作成する。
- (6) 施設業務について関係者と調整するとともに、指揮官又は関係幕僚に対して、具申し、又は助言する。
- (7) 建設及び維持保存の実施要領、装備品等の改善、資材の入手並びに契約について関係者と調整する。
- (8) 施設の取得、建設整備技術及び維持保存について整備計画局、地方防衛局等と協議又は連絡調整を行う。
- (9) 建設の基礎調査及び施設技術の改善研究を行う。
- (10) 施設に関する報告及び研究資料を収集し、成果を分析検討する。

3 特技

土木、建築、電気、設備機械、給汽及び消防救難並びに国有財産に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

施設幹部課程を修了していること又は施設（2553）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 航空団施設隊長、航空施設隊作業隊長、航空団施設隊小隊長、航空施設隊小隊長及び警戒隊施設班長
- (2) 航空総隊司令部及び航空支援集団司令部の施設課員、航空教育集団司令部施設課長及び課員、航空方面隊司令部施設課員、航空幕僚監部施設課班員並びに航空団司令部及び航空警戒管制団司令部の施設班長
- (3) 術科学校科長及び教官

輸送補給

特技職番号 2643

1 職務及び責任の概要

輸送及び補給業務に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 輸送及び補給の業務遂行に必要な配置、編成、職務等の基準を立案する。
- (2) 輸送及び補給業務に関する諸計画及び訓練を立案する。
- (3) 輸送及び補給に関する規則、手続等の制定又は改廃の立案を行う。
- (4) 輸送及び補給に関する業務について関係部隊等との調整を行う。
- (5) 物品管理官等の所掌業務全般に関し、所要の補佐を行う。
- (6) 物品管理に関する法令等の履行及び運用を行う。
- (7) 輸送及び補給業務又は物品管理職員等の行う業務全般に関して、指導監督を行う。
- (8) 輸送及び補給業務の分析検討及び調査研究を行う。

3 特技

- (1) 輸送及び補給に関する法令並びに航空自衛隊の規則等に関する知識を有すること。
- (2) 部内外の輸送能力に関する知識を有すること。
- (3) 輸送及び補給の業務の機械化を推進し得る知識を有すること。
- (4) 会計法等関連法令等に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

輸送補給幹部課程を修了していること又は輸送補給（2643）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 航空団管理隊長及び補給隊長
- (2) 航空総隊司令部及び航空方面隊司令部の装備部班長及び班員
- (3) 航空団司令部及び航空警戒管制団司令部の装備部班長及び班員並びに高射群本部装備班員
- (4) 航空団、警戒隊及び高射隊小隊(班)長
- (5) 補給本部班長及び班員並びに補給処課長及び班長
- (6) 術科学校科長及び教官

輸送補給（輸送）

特技職番号 2643

職務記号 TP

1 職務及び責任の概要

輸送に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 輸送の業務遂行に必要な配置、編成、職務等の基準を立案する。
- (2) 輸送業務に関する諸計画及び訓練を立案する。
- (3) 輸送に関する規則、手続等の制定又は改廃の立案を行う。
- (4) 輸送に関する業務について関係部隊等との調整を行う。
- (5) 輸送業務全般に関して、指導監督を行う。
- (6) 輸送業務の分析検討及び調査研究を行う。

3 付与要件

輸送補給（輸送）（職務記号TP）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 航空団管理隊長
- (2) 航空総隊司令部装備部班員及び航空方面隊司令部装備部班長
- (3) 航空警戒管制団司令部装備部班長及び班員並びに高射群本部装備班員
- (4) 航空団及び高射隊小隊(班)長
- (5) 補給本部班長及び班員並びに補給処課長及び班長
- (6) 術科学校科長及び教官

輸送補給（補給）

特技職番号 2643

職務記号 SP

1 職務及び責任の概要

補給に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 補給の業務遂行に必要な配置、編成、職務等の基準を立案する。
- (2) 補給業務に関する諸計画及び訓練を立案する。
- (3) 補給に関する業務について関係部隊等との調整を行う。
- (4) 物品管理官等の所掌業務の全般に関し、所要の補佐を行う。
- (5) 物品管理に関する法令等の履行及び運用を行う。
- (6) 補給業務又は物品管理職員等の行う業務全般に関して、指導監督を行う。
- (7) 補給業務の分析検討及び調査研究を行う。

3 付与要件

輸送補給（補給）（職務記号SP）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 航空団補給隊長
- (2) 航空総隊司令部及び航空方面隊司令部の装備部班長及び班員
- (3) 航空団司令部及び航空警戒管制団司令部の装備部班長及び班員並びに高射群本部装備班員
- (4) 航空団、警戒隊及び高射隊小隊(班)長
- (5) 補給本部班長及び班員並びに補給処課長及び班長
- (6) 術科学校科長及び教官

輸送補給（機上）

特技職番号 2643

職務記号 CC

1 職務及び責任の概要

主として国賓等の輸送の用に供する航空機に搭乗して、空中輸送に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 機内における国賓等への接遇に関する調整及び所要の計画を作成する。
- (2) 機長の指揮を受け、空中輸送員を指揮監督するとともに、空中輸送業務に関し機長を補佐する。
- (3) 救命用装備品及び客室用備品の状態及び機能を確認する。
- (4) 搭乗者及び搭載物を掌握するとともに、客室及び貨物室における安全性及び快適性を確保する。
- (5) 搭乗者の安全に関し、指示する。
- (6) 緊急事態発生時においては、搭乗者の安全を確保する。
- (7) 国賓等の機内における接遇要領に関する調整を実施する。
- (8) 国賓等の手荷物の接受要領及び貨物の搭載又はしゃ下に関する調整を実施する。

3 付与要件

- (1) 空中輸送幹部課程を修了していること。
- (2) 幹部航空士の技能証明を受けていること。

4 主な職位

特別航空輸送隊飛行班員

1 職務及び責任の概要

会計調達業務に関する企画、予算、収入、支出、原価計算、契約、監督、検査等の会計調達業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 会計調達業務に関する各種計画を立案する。
- (2) 会計調達業務に関する関係法規の解釈及び運用並びに諸規則の整備を行う。
- (3) 会計調達業務に関する組織、編成、人員及び訓練の基準を決定する。
- (4) 予算の編成及び執行に関する業務を行う。
- (5) 前渡資金、収入金等の出納に関する業務を行う。
- (6) 給与又は旅費その他経費の支払いに関する諸業務を行う。
- (7) 計算証明、各種報告等に関する業務を行う。
- (8) 調達要求（中央調達）に関する諸業務を行う。
- (9) 原価計算に関する諸業務を行う。
- (10) 契約に関する諸業務を行う。
- (11) 監督及び検査に関する諸業務を行う。
- (12) 生産管理及び品質管理に関する業務を行う。
- (13) 業態調査を行う。
- (14) 会計監査業務を行う。
- (15) 会計調達業務について、関係職員の指導監督を行う。
- (16) 会計調達業務に関する調査及び研究を行う。

3 特技

会計法規等に基づく会計調達業務の実施に必要な知識を有すること。

4 特技付与要件

会計調達幹部課程を修了していること又は会計調達（2653）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 基地会計隊等班（小隊）長及び係長、航空団等会計隊長並びに補給処課長、班長及び係長
- (2) 航空方面隊司令部会計課長及び班長並びに補給本部室長、班長及び係長
- (3) 術科学校科長及び教官
- (4) 防衛装備庁班長及び調達専門官
- (5) 地方防衛局検査官及び原価監査官

会計調達（生産調達）

特技職番号 2653

職務記号 PC

1 職務及び責任の概要

生産調達業務に関する企画、原価計算、契約、監督、検査等の生産調達業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 生産調達業務に関する各種計画を立案する。
- (2) 生産調達業務に関する関係法規の解釈及び運用並びに諸規則の整備を行う。
- (3) 生産調達業務に関する組織、編成、人員及び訓練の基準を決定する。
- (4) 調達要求（中央調達）に関する諸業務を行う。
- (5) 原価計算に関する諸業務を行う。
- (6) 契約に関する諸業務を行う。
- (7) 監督及び検査に関する諸業務を行う。
- (8) 生産管理及び品質管理に関する業務を行う。
- (9) 業態調査を行う。
- (10) 生産調達業務について、関係職員の指導監督を行う。
- (11) 生産調達業務に関する調査及び研究を行う。

3 付与要件

会計調達（生産調達）（職務記号PC）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 補給処課長、班長及び係長
- (2) 補給本部室長、班長及び係長
- (3) 術科学校教官
- (4) 防衛装備庁班長及び調達専門官
- (5) 地方防衛局検査官及び原価監査官

会計調達（会計）

特技職番号 2653

職務記号 AF

1 職務及び責任の概要

会計業務に関する企画、予算、収入、支出、契約等の会計業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 会計業務に関する各種計画を立案する。
- (2) 会計業務に関する関係法規の解釈及び運用並びに諸規則の整備を行う。
- (3) 会計業務に関する組織、編成、人員及び訓練の基準を決定する。
- (4) 予算の編成及び執行に関する業務を行う。
- (5) 前渡資金、収入金等の出納に関する業務を行う。
- (6) 給与又は旅費その他経費の支払いに関する諸業務を行う。
- (7) 計算証明、各種報告等に関する業務を行う。
- (8) 契約に関する諸業務を行う。
- (9) 会計監査業務を行う。
- (10) 会計業務について、関係職員の指導監督を行う。
- (11) 会計業務に関する調査及び研究を行う。

3 付与要件

会計調達（会計）（職務記号AF）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 基地会計隊等班（小隊）長及び係長並びに航空団等会計隊長
- (2) 航空方面隊司令部会計課長及び班長
- (3) 術科学学校科長及び教官

1 職務及び責任の概要

基地内の人員、施設及び資器材に対する脅威を防止し、又は排除するために講じる措置に係る業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 基地の警備に関する諸計画を立案する。
- (2) 基地警備隊及び警備要員の教育訓練に関する計画の立案及び指導を行う。
- (3) 人員、施設及び器材の防護及び警戒に関する計画の立案及び指導を行う。
- (4) 不法侵入、不法行為等、警備に関わる事態発生時に、所要の対処措置を命じ、報告を実施する。
- (5) 施設、武器、車両、通信器材等の維持管理について、指導監督する。
- (6) 警務隊、自衛隊情報保全隊、警察、陸上自衛隊の部隊等、警備の実施に必要な部隊及び機関と調整する。
- (7) 災害、事件、事故等の事態発生時における所要の初動対処措置を命じ、報告を行うとともに、事態収束までに所要の措置を命ずる。
- (8) 武器の使用、施設等の警護及び武器等の防護について教育訓練する。
- (9) 基地警備隊が実施する交通統制及び警護について指導する。
- (10) 警衛勤務について必要事項を教育し、及び指導する。

3 特技

- (1) 基地警備の計画立案、防護及び運用に関する知識を有すること。
- (2) 基地警備関係法規に関する知識を有すること。
- (3) 基地警備の戦闘能力向上のための教育指導に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

警備幹部課程を修了していること又は警備（2773）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 基地警備教導隊長及び班長、管理隊長、管理課長並びに警備小隊長及び警備班長
- (2) 航空戦術教導団、航空方面隊、航空警戒管制団及び航空団の警備担当幕僚
- (3) 術科学校科長及び教官

1 職務及び責任の概要

総務、人事、厚生、教育、心理（適性検査）及び監理に関する業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 命令等の伝達、行事、部隊史、服制、礼式、庶務、渉外、文書の処理及び管理並びに郵政に関する業務を行う。
- (2) 報道機関に対する発表、取材協力、広報に関する行事、部外協力、部内広報、基地対策、基地問題、情報公開、個人情報保護等に関する業務を行う。
- (3) 隊員の補充、任免、補職、休職、失職、服務規律、募集、昇給、表彰、懲戒、叙位、叙勲等に関する業務を行う。
- (4) 人事に関する記録、報告、各種証明、統計等に関する業務を行う。
- (5) 特技の付与等及び各種試験に関する業務を行う。
- (6) 給与、給養、恩給・退職手当・災害補償、宿舎、福利厚生、共済組合及び若年定年退職者給付金に関する業務を行う。
- (7) 退職予定隊員の再就職及び遺族援護に関する業務を行う。
- (8) 人事検査の実施、分析等及び意識調査に関する業務を行う。
- (9) 職務分析に関する業務を行う。
- (10) 業務計画の方式、作成、実施及び実施の検討の手続に関する業務を行う。
- (11) 業務計画の実施の検討に関する業務を行う。
- (12) 隊務運営の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関する業務を行う。
- (13) 統計及び報告統制に関する業務を行う。
- (14) 教育訓練に係る実施計画の作成及び実施要領の統制並びに分析評価に関する業務を行う。
- (15) 教育訓練用資材、施設等の整備改善に関する業務を行う。
- (16) 教育訓練の評価方法、教育技術、体制等改善に関する調査研究業務を行う。
- (17) 前各号の業務に関して、指導監督する。

3 特技

- (1) 文書、広報、礼式、服制、経歴管理、任命、募集、服務規律、表彰、懲戒、栄典、特技制度、証明、職務分析、情報公開及び個人情報保護に関する知識を有すること。
- (2) 一般厚生、給養、共済組合等業務に関する知識を有すること。
- (3) 人事検査法、調査法、統計手法等に関する知識を有すること。
- (4) 教育及び人事に関する評価測定の理論及び方法に関する知識を有すること。

- (5) 業務計画、業務改善、報告管理、統計、管理技法等に関する知識を有すること。
- (6) 能率的な隊務運営の推進に資する調査分析等に関する知識を有すること。
- (7) 視聴覚教育、教案作成、教育管理（試験及び採点を含む。）及び訓練管理に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

隊務管理幹部課程を修了していること又は隊務管理（3733）の配置において12か月以上の勤務経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 編合部隊司令部総務課長、人事課長、厚生課長、総務班長、人事班長、厚生班長、監理班長及び訓練班長並びに係長
- (2) 編制部隊司令部監理部長、人事部長、総務班長、人事班長、厚生班長、監理班長及び訓練班長
- (3) 編制単位群部隊総務人事班長等
- (4) 航空団業務隊長等
- (5) 編制部隊厚生小隊長、給養小隊長等
- (6) 補給本部及び補給処の監理班長
- (7) 航空中央業務隊人事管理作業科職務分析係長
- (8) 航空教育隊司令部人事検査班長等
- (9) 航空教育隊、幹部候補生学校及び術科学校の大、中及び区隊長
- (10) 術科学校科長及び教官
- (11) 第3術科学校及び第4術科学校の監理班長

隊務管理（総務人事）

特技職番号 3733

職務記号 AP

1 職務及び責任の概要

総務及び人事に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 命令等の伝達、行事、部隊史、服制、礼式、渉外、庶務等に関する業務を行う。
- (2) 文書の処理及び管理並びに郵政に関する業務を行う。
- (3) 報道機関に対する発表、取材協力、広報に関する行事、部外協力、部内広報、基地対策、基地問題、情報公開、個人情報保護等に関する業務を行う。
- (4) 隊員の補充、任免、補職、休職、失職等に関する業務を行う。
- (5) 募集、昇給、服務規律等に関する業務を行う。
- (6) 表彰、懲戒、叙位、叙勲等に関する業務を行う。
- (7) 人事に関する記録、報告、各種証明、統計等に関する業務を行う。
- (8) 特技の付与等及び各種試験に関する業務を行う。
- (9) 職務分析に関する業務を行う。
- (10) 意識調査に関する業務を行う。
- (11) 心理適性検査及び人的諸元に関する研究開発を行う。
- (12) 前各号の業務に関して、指導監督する。

3 付与要件

隊務管理（総務人事）（職務記号AP）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 航空方面隊司令部総務班長及び人事班長、航空団司令部総務班長及び人事班長並びに術科学学校科長
- (2) 航空中央業務隊人事管理作業科職務分析班員及び航空教育隊司令部人事検査班長

隊務管理（厚生）

特技職番号 3733

職務記号 WF

1 職務及び責任の概要

一般厚生、給養、共済組合等に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 文化、体育、レクリエーション活動等福利厚生に関する業務を行う。
- (2) 公務員宿舎に関する業務を行う。
- (3) 給与制度に関する業務を行う。
- (4) 給養に関する業務を行う。
- (5) 退職手当、災害補償及び若年定年退職者給付金に関する業務を行う。
- (6) 特別弔慰金、賞じゅつ金及び特別ほう賞金に関する業務を行う。
- (7) 防衛省共済組合に関する業務を行う。
- (8) 退職予定隊員の再就職に関する業務を行う。
- (9) 前各号の業務に関して指導監督する。

3 付与要件

隊務管理（厚生）（指定記号WF）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

業務隊厚生小隊長及び給養小隊長並びに術科学校教官

隊務管理（教育）

特技職番号 3733

職務記号 ET

1 職務及び責任の概要

教育訓練に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 教育訓練に係る実施計画の作成及び実施要領の統制並びに分析評価に関する業務を行う。
- (2) 教育訓練用資材、施設等の整備改善に関する業務を行う。
- (3) 教育訓練の評価方法、教育技術、体制等改善に関する調査研究業務を行う。
- (4) 特技の付与等及び各種試験に関する業務を行う。
- (5) 前各号の業務に関して、指導監督する。

3 付与要件

次の各号のいずれかを満たした場合とする。

- (1) 幹部教育技術課程（区隊長等）を修了していること。
- (2) 隊務管理（教育）（職務記号ET）の配置にあって、幹部教育技術課程（術科教官）を修了していること。
- (3) 隊務管理（教育）（職務記号ET）の配置において12か月以上の勤務経験を有すること。
- (4) 特定分野の専門家については、別に示す養成管理基準を満たしていること。

4 主な職位

- (1) 航空教育隊、幹部候補生学校及び術科学校の大、中及び区隊長
- (2) 編合部隊司令部及び編制部隊司令部の訓練班長及び係長
- (3) 幹部学校及び幹部候補生学校の教育部教官

隊務管理（監理）

特技職番号 3733

職務記号 CO

1 職務及び責任の概要

監理に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

（1）業務計画の方式、作成、実施及び実施の検討の手續に関する業務を行う。

（2）業務計画の実施の検討に関する業務を行う。

（3）隊務運営の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関する業務を行う。

（4）統計及び報告統制に関する業務を行う。

（5）前各号の業務に関して、指導監督する。

3 付与要件

隊務管理（監理）（職務記号CO）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

編合部隊司令部及び補給本部の監理班長及び係長、編制部隊等司令部及び補給処の監理班長並びに第3術科学校及び第4術科学校の監理班長

1 職務及び責任の概要

各種演奏、演奏の指揮、音楽領域に必要な学術訓練等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 自衛隊礼式に定められた諸儀式、儀じょう又は各種式典の奏楽を指揮する。
- (2) 部内外からの要請に基づく各種演奏を指揮する。
- (3) 音楽隊の教育訓練、行動及び運用に関する計画並びに連絡調整を行い附帯事務の実施及び指導監督する。
- (4) 音楽隊の運営に関する一般事務を指導監督する。
- (5) 音楽効果を判定し、曲目の選定及び音楽隊の編成並びに体系について指導監督する。
- (6) 所要の楽器及び楽譜の整備及び修理について計画し、指導監督する。
- (7) 研究、要請又は必要に基づく作曲、編曲及び演奏を行う。
- (8) 音楽業務に必要な各種教則本について研究し、又は作成する。
- (9) 軽音楽を含む広範な楽曲の研究を行い、かつ、指導する。

3 特技

作曲法、編曲法及び指揮法の各科目を修得し、吹奏楽指導に関する全般的知識を有すること。

4 特技付与要件

音楽理論全般及び吹奏楽指導の経験並びに指揮者としての経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 音楽隊長及び演奏班長
- (2) 航空中央音楽隊長及び副隊長、航空方面隊音楽隊長、航空中央音楽隊演奏班長及び航空方面隊音楽隊演奏班長

1 職務及び責任の概要

航空自衛隊における司法警察業務、保安業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 司法警察業務実施計画、保安業務実施計画、防犯活動計画及び訓練計画を立案する。
- (2) 規律維持について、専門的立場から部隊等の長に対し助言等を行う。
- (3) 犯罪捜査のため警務官（補）の運用を行う。
- (4) 交通統制、巡察、警護及び規律違反防止のため警務部隊等の運用を行う。
- (5) 航空自衛隊以外の他捜査機関との連携を維持する。
- (6) 司法警察業務及び保安業務について教育訓練を指導監督する。
- (7) 警務業務の研究及び改善に関する業務を行う。

3 特技

航空自衛隊における司法警察業務及び保安業務を行う上で必要な知識及び技能を有すること。

4 特技付与要件

幹部警務官課程（陸自）を修了していること又は警務（5783）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

地方警務隊長並びに航空警務隊本部班長及び班員

1 職務及び責任の概要

- (1) 訴訟、損害賠償、法律支援等法務業務を行う。
- (2) 法務業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 訴訟に関する業務を行う。
- (2) 損害賠償又は損害賠償請求若しくは損失補償に関する業務を行う。
- (3) 各種法律問題の解明と対応策を検討し、指揮官等に法的補佐等を行う。
- (4) 隊務に関する法律支援を行う。
- (5) 隊員に対する法律相談を行う。
- (6) 法令及び法制の調査、研究及び教育の実施並びに企画を行う。
- (7) 一般的な準則その他重要な文書の審査を行う。
- (8) 前各号に関する指導監督を行う。

3 特技

- (1) 憲法、行政法、国家賠償法、民法、刑法、行政事件訴訟法、民事訴訟法その他の一般法令に関する知識を有すること。
- (2) 防衛省設置法、自衛隊法、事態対処法、重要影響事態安全確保法、国際平和協力法その他の防衛関連法令、国際法、日米地位協定その他の自衛隊の行動等に関する知識を有すること。
- (3) 訴訟実務、損害賠償等に関する知識を有すること。
- (4) 法制執務に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

幹部法務課程（陸自）若しくは幹部賠償補償課程（陸自）を修了していること又は法務（6793）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 航空幕僚監部首席法務官付法務官（法律支援）
- (2) 航空幕僚監部首席法務官付
- (3) 航空総隊司令部法務官付
- (4) 航空方面隊司令部法務官及び法務官付
- (5) 航空支援集団司令部法務官付
- (6) 航空教育集団司令部法務班長
- (7) 幹部学校及び幹部候補生学校の教官
- (8) 補給本部法務官付
- (9) 航空団等司令部法務班長

1 職務及び責任の概要

装備品等の研究開発及び研究改善に伴う専門的技術業務を行うとともに、技術業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 装備品等の技術試験、実用試験等を行い、試験結果を整理分析し、評価を行う。
- (2) 装備品等の開発に伴う設計審査、仕様書の資料作成、試作過程等における技術審査を行う。
- (3) 仕様書、技術図書等の審査を行う。
- (4) 装備品等の認定作業を行う。
- (5) 技術資料の収集及び記録を整理保管する。
- (6) 科学技術に関する会議等に参加し、また、関係機関及び民間との連絡を保ち、技術情報の交換を行う。
- (7) 兵器体系に関する中長期研究開発方針及び技術業務の計画を立案する。
- (8) 技術業務に伴う予算、教育、組織等について計画を作成する。
- (9) 装備品等の開発に関する要求性能又は開発目標の作成について指導する。
- (10) 科学技術の応用に関する研究及び調査を行う。
- (11) 開発計画過程を把握し、報告及び所要の手続を行う。
- (12) 適正装備品に対して部隊使用承認の手続を行う。
- (13) 装備品等の改善に必要な技術的事項に関し、所要の検討を行う。
- (14) 技術業務の分析検討を行い、業務改善を図る。
- (15) 技術業務実施上の問題点について、関係機関、部隊等及び民間業者との連絡調整を行う。

3 特技

- (1) 装備品等に関する専門技術的な知識を有すること。
- (2) 理工学に関する大学院修士課程以上又は防衛大学校理工学科研修を修了していること。
- (3) 技術行政業務の遂行に必要な知識を有すること。

4 特技付与要件

幹部技術課程を修了していること又は技術（7863）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 飛行開発実験団編制単位部隊長並びに班長及び班員
- (2) 電子開発実験群編制単位部隊長並びに班長及び班員
- (3) 航空開発実験集団司令部研究開発部班長及び班員

技 術（航空機）

特技職番号 7863

職務記号 DA

1 職務及び責任の概要

航空機の研究開発及び研究改善に伴う専門的技術業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 航空機の技術試験、実用試験等を行い、試験結果を整理分析し、評価を行う。
- (2) 航空機の開発に伴う設計審査、仕様書の資料作成、試作過程等における技術審査を行う。
- (3) 仕様書、技術図書等の審査を行う。
- (4) 航空機の認定作業を行う。
- (5) 技術資料の収集及び記録を整理保管する。
- (6) 科学技術に関する会議等に参加し、また、関係機関及び民間の連絡を保ち、技術情報の交換を行う。
- (7) 兵器体系に関する中長期研究開発方針及び技術業務の計画を立案する。
- (8) 技術業務に伴う予算、教育、組織等について計画を作成する。
- (9) 航空機の開発に関する要求性能又は開発目標の作成について指導する。
- (10) 科学技術の応用に関する研究及び調査を行う。
- (11) 開発計画過程を把握し、報告及び所要の手続を行う。
- (12) 適正装備品に対して部隊使用承認の手続を行う。
- (13) 航空機の改善に必要な技術的事項に関し、所要の検討を行う。
- (14) 技術業務の分析検討を行い、業務改善を図る。
- (15) 技術業務実施上の問題点について、関係機関、部隊等及び民間業者との連絡調整を行う。

3 付与要件

技術（航空機）（職務記号DA）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 飛行開発実験団編制単位部隊班長及び班員
- (2) 航空開発実験集団司令部研究開発部班長及び班員

技 術（誘導武器）

特技職番号 7863

職務記号 DM

1 職務及び責任の概要

誘導武器、兵装等の研究開発及び研究改善に伴う専門的技術業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 誘導武器、兵装等の技術試験、実用試験等を行い、試験結果を整理分析し、評価を行う。
- (2) 誘導武器、兵装等の開発に伴う設計審査、仕様書の資料作成、試作過程等における技術審査を行う。
- (3) 仕様書、技術図書等の審査を行う。
- (4) 誘導武器、兵装等の認定作業を行う。
- (5) 技術資料の収集及び記録を整理保管する。
- (6) 科学技術に関する会議等に出席し、また、関係機関及び民間との連絡を保ち、技術情報の交換を行う。
- (7) 兵器体系に関する中長期研究開発方針及び技術業務の計画を立案する。
- (8) 技術業務に伴う予算、教育、組織等について計画を作成する。
- (9) 誘導武器、兵装等の開発に関する要求性能又は開発目標の作成について指導する。
- (10) 科学技術の応用に関する研究及び調査を行う。
- (11) 開発計画過程を把握し、報告及び所要の手続を行う。
- (12) 適正装備品に対して部隊使用承認の手続を行う。
- (13) 誘導武器、兵装等の改善に必要な技術的事項に関し、所要の検討を行う。
- (14) 技術業務の分析検討を行い、業務改善を図る。
- (15) 技術業務実施上の問題点について、関係機関、部隊等及び民間業者との連絡調整を行う。

3 付与要件

技術（誘導武器）（職務記号DM）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 飛行開発実験団編制単位部隊班長及び班員
- (2) 航空開発実験集団司令部研究開発部班長及び班員

技 術（通信電子）

特技職番号 7863

職務記号 DE

1 職務及び責任の概要

通信電子機材の研究開発及び研究改善に伴う専門的技術業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 通信電子機材の技術試験、実用試験等を行い、試験結果を整理分析し、評価を行う。
- (2) 通信電子機材の開発に伴う設計審査、仕様書の資料作成、試作過程等における技術審査を行う。
- (3) 仕様書、技術図書等の審査を行う。
- (4) 通信電子機材の認定作業を行う。
- (5) 技術資料の収集及び記録を整理保管する。
- (6) 科学技術に関する会議等に参加し、また、関係機関及び民間との連絡を保ち、技術情報の交換を行う。
- (7) 兵器体系に関する中長期研究開発方針及び技術業務の計画を立案する。
- (8) 技術業務に伴う予算、教育、組織等について計画を作成する。
- (9) 通信電子機材の開発に関する要求性能又は開発目標の作成について指導する。
- (10) 科学技術の応用に関する研究及び調査を行う。
- (11) 開発計画過程を把握し、報告及び所要の手続を行う。
- (12) 適正装備品に対して部隊使用承認の手続を行う。
- (13) 通信電子機材の改善に必要な技術的事項に関し、所要の検討を行う。
- (14) 技術業務の分析検討を行い、業務改善を図る。
- (15) 技術業務実施上の問題点について、関係機関、部隊等及び民間業者との連絡調整を行う。

3 付与要件

技術（通信電子）（職務記号DE）の配置において12か月以上の職務経験を有すること。

4 主な職位

- (1) 飛行開発実験団編制単位部隊班長及び班員
- (2) 電子開発実験群編制単位部隊班長及び班員
- (3) 航空開発実験集団司令部研究開発部班長及び班員

1 職務及び責任の概要

- (1) 医療事務管理、衛生管理、衛生運用及び医療施設に関する業務及び指導監督を行う。
- (2) 衛生業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。
また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 衛生業務に関する計画を立案する。
- (2) 衛生事務に関する業務及び指導監督を行う。
- (3) 医療施設の管理及び整備に関する業務を行う。
- (4) 患者の救護及び移送に関する業務及び指導監督を行う。
- (5) 技術資料の収集及び記録を整理保管する。
- (6) 航空生理訓練等に関する業務の実施及び指導監督を行う。
- (7) 環境衛生、食品衛生等の公衆衛生業務に関する業務及び指導監督を行う。
- (8) 健康管理、療養、衛生管理、予防衛生、衛材管理補給、航空衛生、医療施設管理等の企画を行う。
- (9) 隊員の保健衛生、医療、適性検査、これらの技術指導等に関する計画及び統制を行う。
- (10) 医療事務管理に関する業務の指導監督を行う。
- (11) 診療業務、歯科診療業務、衛材業務、航空衛生業務、教育訓練等に関する指導監督を行う。
- (12) 衛生諸計画の企画及び管理を行う。

3 特技

- (1) 衛生関係諸法規及び衛生業務に関する知識を有すること。
- (2) 衛生関係法規及び衛生業務の企画及び運用に必要な知識を有すること。

4 特技付与要件

衛生幹部課程を修了していること又は衛生（8903）の配置において12か月以上の経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 航空幕僚監部首席衛生官付
- (2) 航空救難団司令部防衛部衛生班長及び航空支援集団司令部医務官付
- (3) 航空機動衛生隊総括班長
- (4) 航空医学実験隊企画科長及び班長
- (5) 自衛隊入間病院課長、班長及び教官
- (6) 衛生隊（課）長、総括班長及び航空整理訓練班長

衛 生（看護官）

特技職番号 8903

職務記号 NS

1 職務及び責任の概要

- (1) 医療事務管理、衛生管理、衛生運用及び医療施設に関する業務及び指導監督を行う。
- (2) 衛生業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 衛生業務に関する計画を立案する。
- (2) 衛生事務に関する業務及び指導監督を行う。
- (3) 医療施設の管理及び整備に関する業務を行う。
- (4) 患者の看護、救護及び移送に関する業務及び指導監督を行う。
- (5) 技術資料の収集及び記録を整理保管する。
- (6) 航空生理訓練等に関する業務の実施及び指導監督を行う。
- (7) 環境衛生、食品衛生等の公衆衛生業務に関する業務及び指導監督を行う。
- (8) 健康管理、療養、衛生管理、予防衛生、衛材管理補給、航空衛生、医療施設管理等の企画を行う。
- (9) 隊員の保健衛生、医療、適性検査及びこれらの技術指導等に関する計画及び統制を行う。
- (10) 医療事務管理に関する業務の指導監督を行う。
- (11) 診療業務、歯科診療業務、衛材業務、航空衛生業務、教育訓練等に関する指導監督を行う。
- (12) 衛生諸計画の企画及び管理を行う。

3 付与要件

- (1) 衛生特技を付与されていること。
- (2) 学士（看護学）の学位を有し、かつ、看護師資格を取得していること。

5 主な職位

- (1) 航空幕僚監部首席衛生官付
- (2) 航空救難団司令部防衛部衛生班長及び航空支援集団司令部医務官付
- (3) 航空機動衛生隊総括班長
- (4) 航空医学実験隊企画科長及び班長
- (5) 自衛隊入間病院課長、班長及び教官
- (6) 衛生隊（課）長、総括班長及び航空生理訓練班長

衛 生（心理）

特技職番号 8903

職務記号 CP

1 職務及び責任の概要

心理学及びその応用部門（臨床心理、人事検査、航空心理、教育訓練、心理戦等）に関する調査研究、開発及び関連する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 臨床心理（カウンセリング等）の調査研究及び実践を行う。
- (2) 心理適性検査に関する調査研究及び開発を行う。
- (3) 人的戦力基盤の維持整備に関する研究開発を行う。
- (4) 心理戦に関する調査研究を行う。
- (5) 航空機搭乗員等の適性及び飛行安全に関する調査研究を行う。
- (6) 前各号の業務に関して、指導監督を行う。

3 付与要件

- (1) 衛生特技を付与されていること。
- (2) 臨床心理士等の資格を取得していること。

4 主な職位

- (1) 航空幕僚監部首席衛生官付
- (2) 航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、補給本部及び航空方面隊司令部の医務官付
- (3) 自衛隊入間病院精神保健課長
- (4) 航空中央業務隊人事管理作業科長及び科員
- (5) 航空医学実験隊第1部適性心理科長及び科員
- (6) 第12飛行教育団飛行教育群操縦適性検査隊隊員

1 職務及び責任の概要

- (1) 医薬品の管理、試験、調剤、指導、相談及び情報提供並びに衛材出納主任としての衛材の管理及び補給（以下「管理補給」という。）に関する専門的業務を行う。
- (2) 衛生業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 医薬品の管理、試験、調剤、指導、相談及び情報提供に関する業務の実施、指導監督並びに臨床薬剤業務の実施及び指導監督を行い、全ての医薬品の適正使用及び安全確保を担保する。
- (2) 衛材管理補給業務に関する企画、調整及び指導監督を行う。
- (3) 薬剤学及び薬理学に関する調査及び研究を行う。
- (4) 環境衛生、食品衛生等の公衆衛生業務に関する指導監督を行う。
- (5) 健康管理、療養、衛生管理、予防衛生、航空衛生、医療施設管理等の企画を行う。
- (6) 隊員の保健衛生、医療、適性検査、これらの技術指導等に関する計画及び統制を行う。
- (7) 医療事務管理に関する業務の指導監督を行う。
- (8) 診療業務、歯科診療業務、航空衛生業務、教育訓練等に関する指導監督を行う。
- (9) 衛生諸計画の企画及び管理を行う。

3 特技

- (1) 学校教育法による大学（薬学部）又はこれと同等以上の学校の薬学に関する学科を修了していること。
- (2) 衛生関係法規及び衛生業務の企画及び運用に必要な知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 薬剤師の資格を有すること。
- (2) 薬剤実務研修を終了していること又は薬剤師として病院、調剤薬局、行政機関又は研究機関のいずれかで2年以上勤務していること。

5 主な職位

- (1) 航空幕僚監部首席衛生官付
- (2) 航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空教育集団司令部医務官付及び補給本部需品部係長
- (3) 自衛隊入間病院課長及び班長
- (4) 航空機動衛生隊係長
- (5) 航空医学実験隊科長
- (6) 衛生隊（課）長及び薬剤衛生資材班長

1 職務及び責任の概要

- (1) 診療、各種身体検査及び健康診断並びに航空衛生に関する専門的技術業務を行う。
- (2) 衛生業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。
また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 身体（歯科を除く。）の各種疾患の検査、診断及び治療を行う。
- (2) 予防衛生及び航空衛生に関する調査及び研究を行う。
- (3) 診療業務及び航空衛生業務の指導監督を行う。
- (4) 環境衛生、食品衛生等の公衆衛生業務に関する指導監督を行う。
- (5) 健康管理、療養、衛生管理、予防衛生、衛材管理補給、航空衛生、医療施設管理等の企画を行う。
- (6) 隊員の保健衛生、医療、適性検査及びこれらの技術指導等に関する計画及び統制を行う。
- (7) 医療事務管理に関する業務の指導監督を行う。
- (8) 診療業務、歯科診療業務、衛材業務、航空衛生業務、教育訓練等に関する指導監督を行う。
- (9) 衛生諸計画の企画及び管理を行う。

3 特技

- (1) 学校教育法による大学（医学部）又はこれと同等以上の学校の医学に関する学科を修了していること。
- (2) 衛生関係法規及び衛生業務の企画及び運用に必要な知識を有すること。

4 特技付与要件

医師の資格を有すること。

5 主な職位

- (1) 航空幕僚監部首席衛生官付
- (2) 航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部及び航空開発実験集団司令部医務官
- (3) 自衛隊入間病院医療安全評価官、課長、診療科長及び班長
- (4) 航空機動衛生隊長及び機動衛生班長
- (5) 航空医学実験隊科長及び班長
- (6) 衛生隊（課）長、診療班長、航空衛生班長及び巡回診療班長

1 職務及び責任の概要

- (1) 歯科診療、各種身体検査、健康診断等及び歯科に関する専門的技術業務を行う。
- (2) 衛生業務等に関する企画及び管理並びに指導監督について指揮官を補佐する。
また、当該業務を主任務とする部隊等の指揮を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 歯牙及び歯肉の疾患の検査、診断及び治療を行う。
- (2) 口腔予防衛生業務の企画を行う。
- (3) 歯学に関する調査及び研究を行う。
- (4) 歯科業務の指導監督を行う。
- (5) 環境衛生、食品衛生等の公衆衛生業務に関する指導監督を行う。
- (6) 健康管理、療養、衛生管理、予防衛生、衛材管理補給、航空衛生、医療施設管理等の企画を行う。
- (7) 隊員の保健衛生、医療、適性検査、これらの技術指導等に関する計画及び統制を行う。
- (8) 医療事務管理に関する業務の指導監督を行う。
- (9) 診療業務、歯科診療業務、衛材業務、航空衛生業務、教育訓練等に関する指導監督を行う。
- (10) 衛生諸計画の企画及び管理を行う。

3 特技

- (1) 学校教育法による大学（歯学部）又はこれと同等以上の学校の歯学に関する学科を修了していること。
- (2) 衛生関係法規及び衛生業務の企画及び運用に必要な知識を有すること。

4 特技付与要件

歯科医師の資格を有すること。

5 主な職位

- (1) 航空幕僚監部首席衛生官付
- (2) 航空総隊司令部、方面隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部及び航空開発実験集団司令部医務官
- (3) 自衛隊入間病院歯科科長及び歯科口腔外科科長
- (4) 衛生隊（課）長及び歯科診療班長

別冊第2（昭和38年航空自衛隊達第62号（第8条関係））

准空尉・空曹・空士特技職明細集

航空幕僚監部

准尉、空曹、空士特技付与要件等一覧表

付与する特技	特 技 付 与 要 件	階級
初級 (初級専門員)	1 主特技 次の各号のいずれかに該当すること。ただし、教育課程の修了が特技職明細書に定める特技付与要件である特技については、別に指定する場合を除き、当該教育課程を修了していなければならない。 (1) 当該特技についての教育課程を修了していること。 (2) 当該特技についての実務訓練を終了していること。 (3) 学歴、経験等から前2号に示す以上の資格及び能力があると認められること。	2等空士以上であること。
	2 従特技 次の全てに該当すること。 (1) 前項第2号又は第3号に該当すること。 (2) 主特技が上級(技術員)であること。	3等空曹以上であること。
中級 (専門員) (初級技術員)	1 主特技 (1) 専門員については、初級専門員から昇進する者については次のアからエに、特例昇任者にあつては次のアにそれぞれ該当すること。 ア 特技職明細書に定める特技付与要件の全てに該当すること。 イ 同一特技系の初級の特技を付与されていること。 ウ 当該特技についての実務訓練を終了していること。 エ 当該特技についての特技試験に合格していること。 ただし、特技試験の実施されていない特技を除く。 (2) 初級技術員については、当該特技についての教育課程を修了していること。ただし、教育課程の設けられていないものについては、前号ア及びエに該当すること。	専門員については1等空士以上であること。初級技術員については空士長以上であること。
	2 従特技 次の全てに該当すること。 (1) 前項第1号ウ及びエに該当すること。 (2) 主特技が上級(技術員)であること。	3等空曹以上であること。
上級 (技術員)	次の全てに該当すること。 1 特技職明細書に定める特技付与要件の全てに該当すること。 2 当該特技についての実務訓練を終了していること。 3 当該特技についての特技試験に合格していること。ただし、特技試験の実施されていない特技を除く。	3等空曹以上であること。
准尉	特技職明細書に定める特技付与要件の全てに該当すること。	准空尉であること。

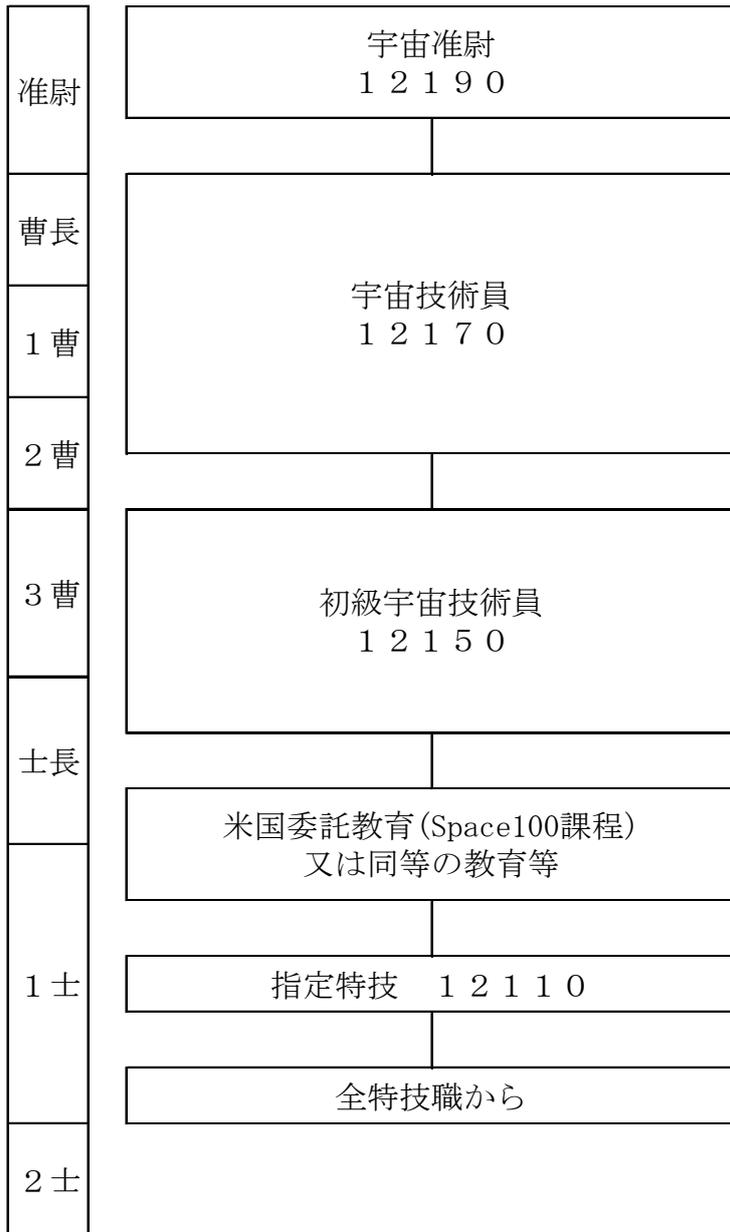
備考 特技を付与する要件については、次に示すところによることができる。

- 1 内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、情報本部、防衛装備庁、防衛監察本部及び地方防衛局に勤務する隊員並びに航空幕僚長が実務訓練の実施を除外した者については、本表中「当該特技についての実務訓練を終了していること。」の要件を省くことができる。
- 2 陸上自衛隊又は海上自衛隊から航空自衛隊へ異動した空曹及び公募空曹並びに航空幕僚長の特に指定する者に対し、初回の特技付与を行う場合は、中級及び上級特技の付与

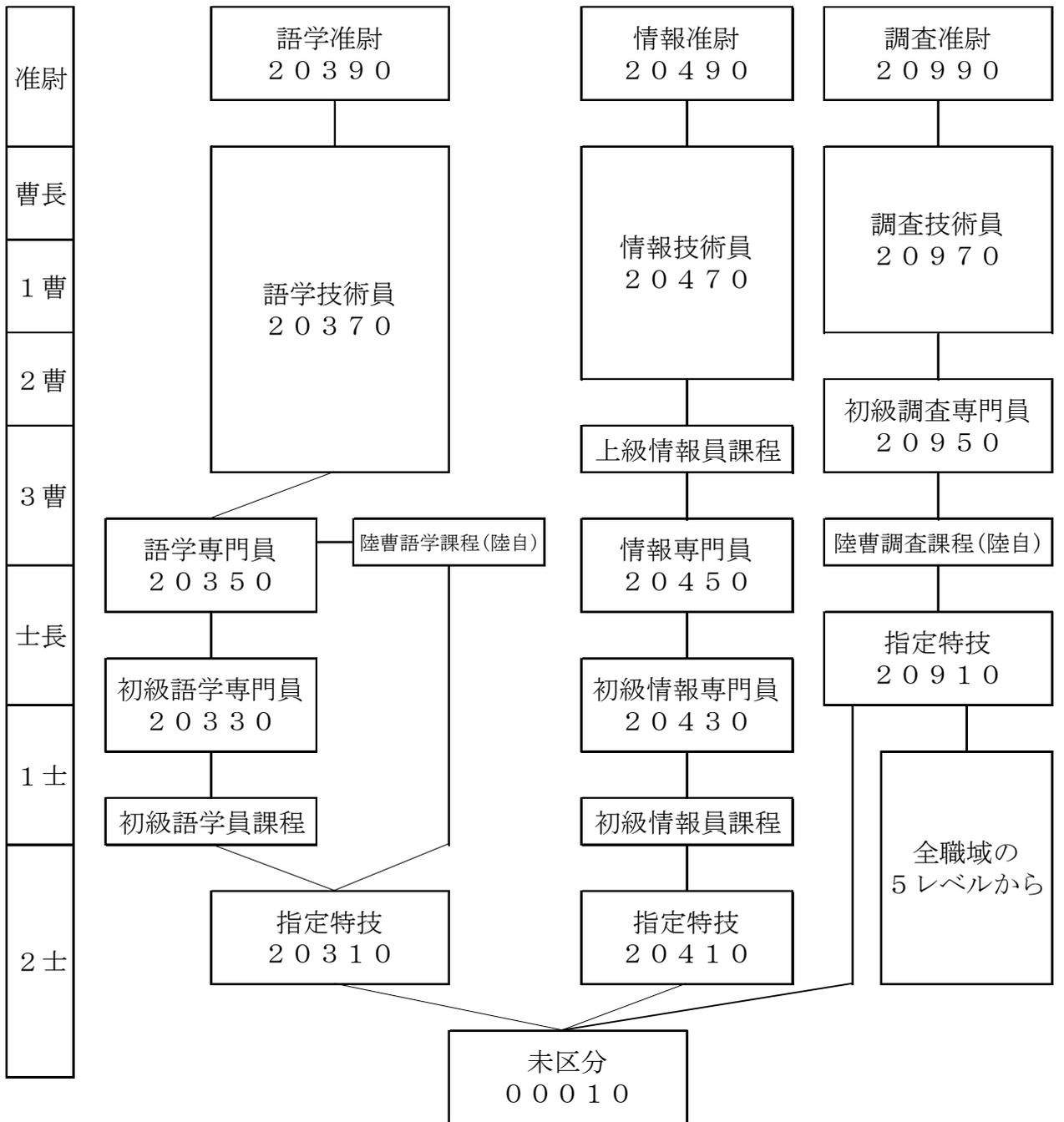
に必要な要件中、上級特技にあつては第2項及び第3項を、中級特技にあつては第1項第1号イからエまで又は第1項第2号を除外することができる。

3 第1項及び第2項により難い場合又は特に必要がある場合は別に定める。

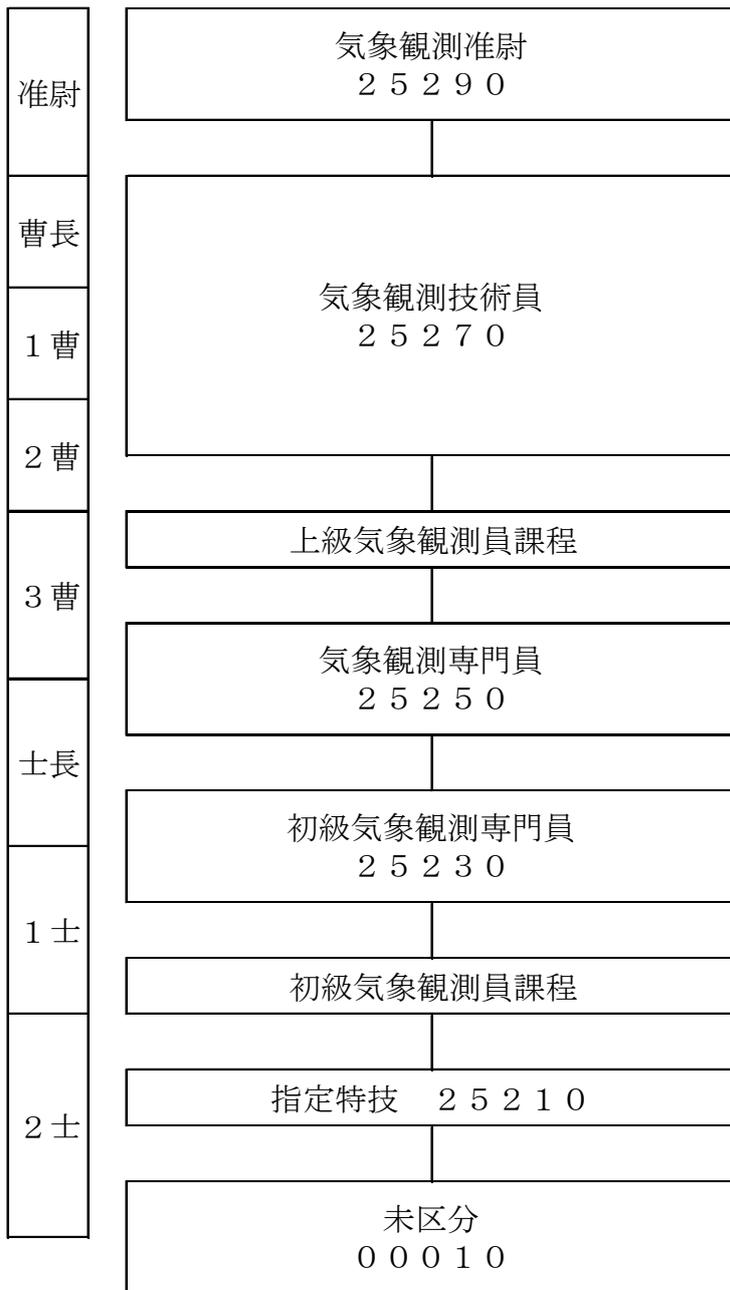
宇宙職域の特技職構成図



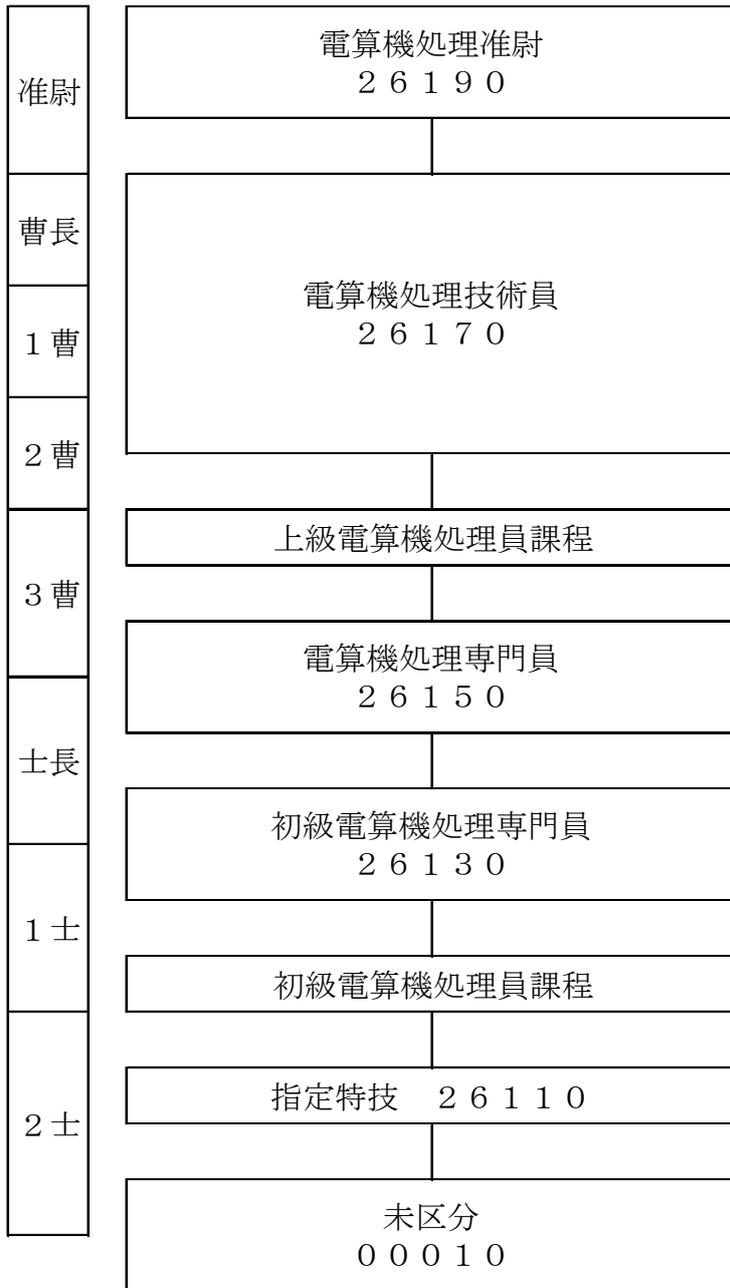
情報職域の特技職構成図



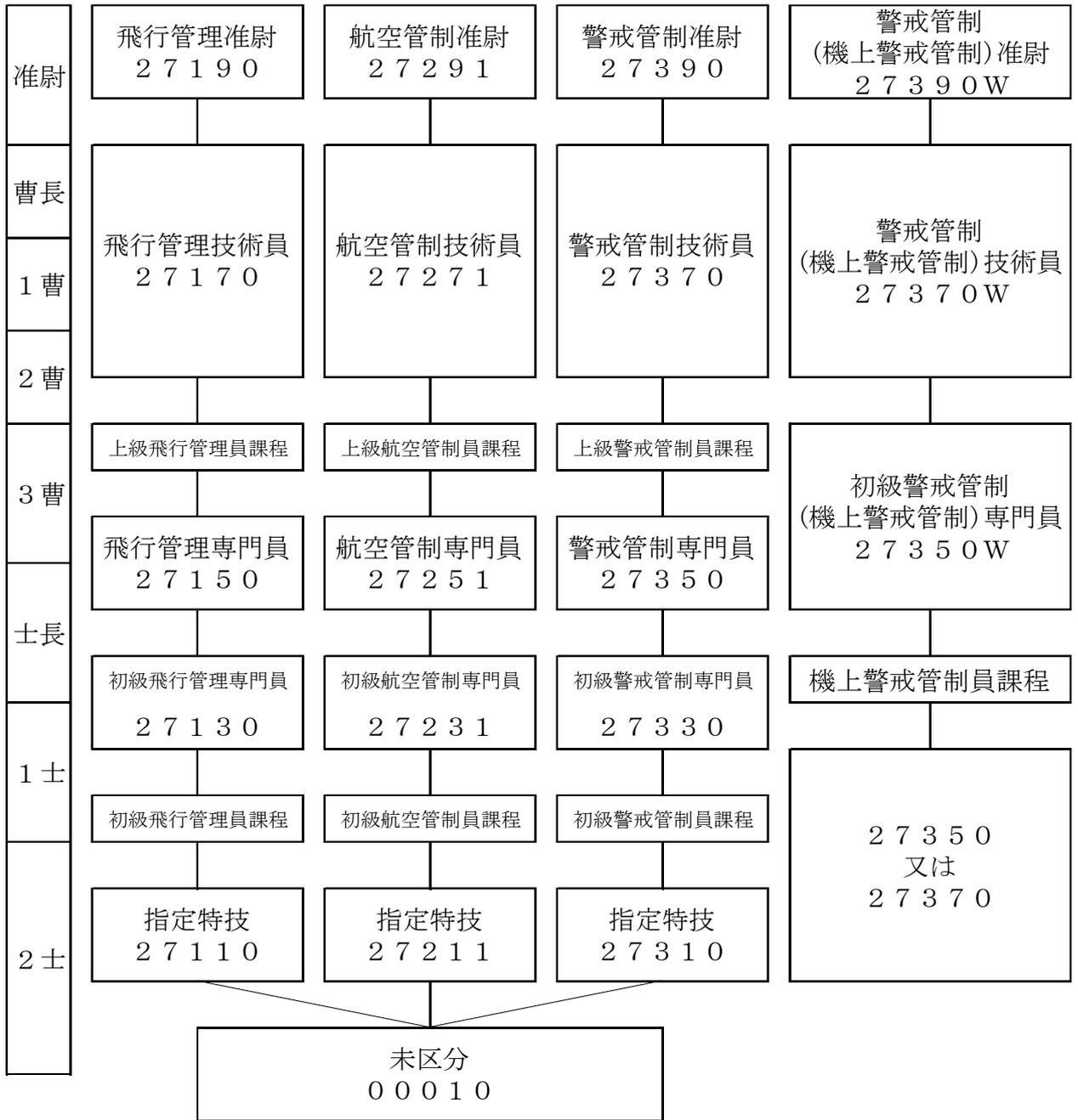
気象職域の特技職構成図



電算機職域の特技職構成図



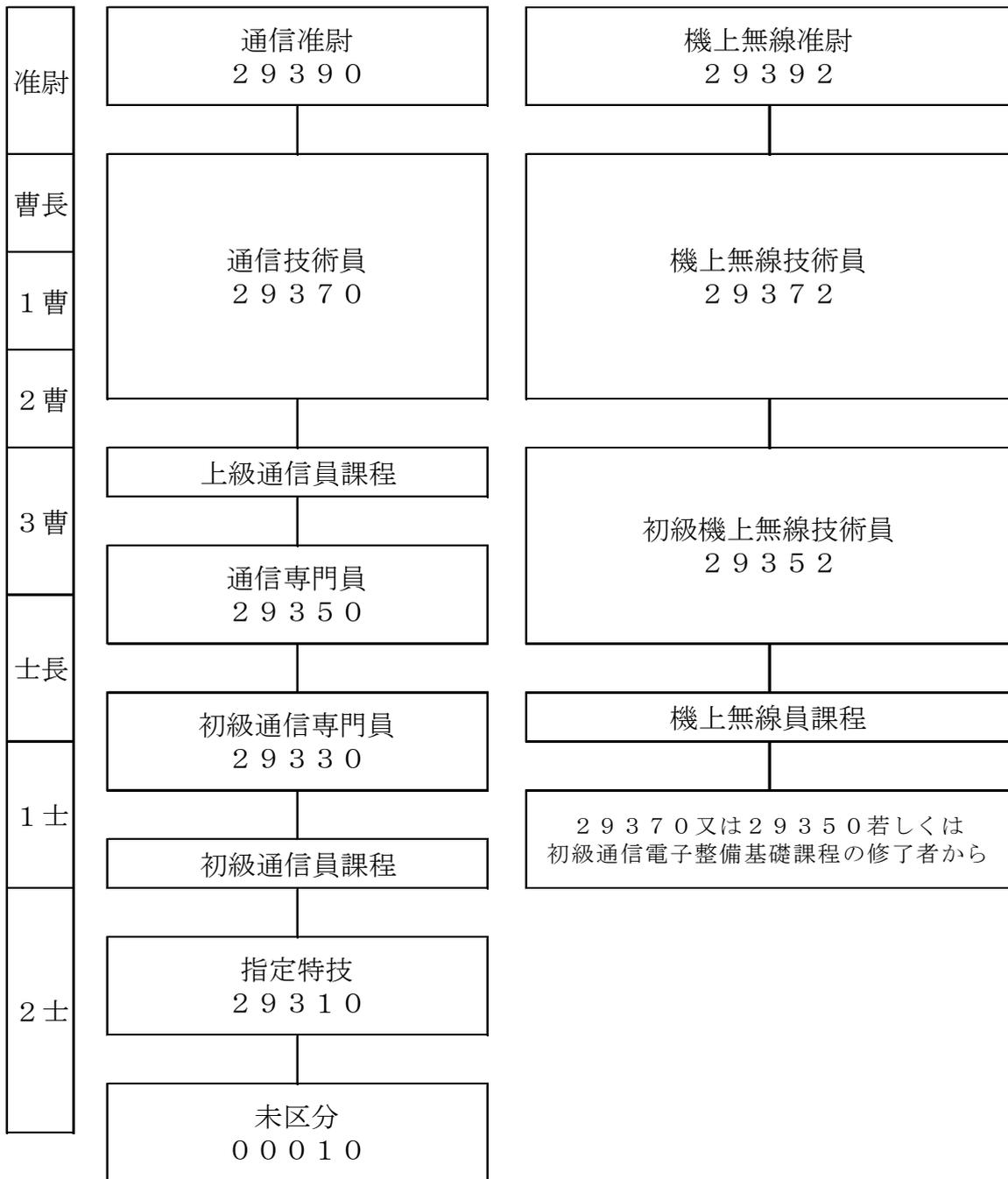
管制警戒職域の特技職構成図



高射職域の特技職構成図



通信職域の特技職構成図



無線レーダー整備職域の特技職構成図



高射整備職域の特技職構成図



武装整備職域の特技職構成図



有線器材整備職域の特技職構成図



航空機整備品整備職域の特技職構成図



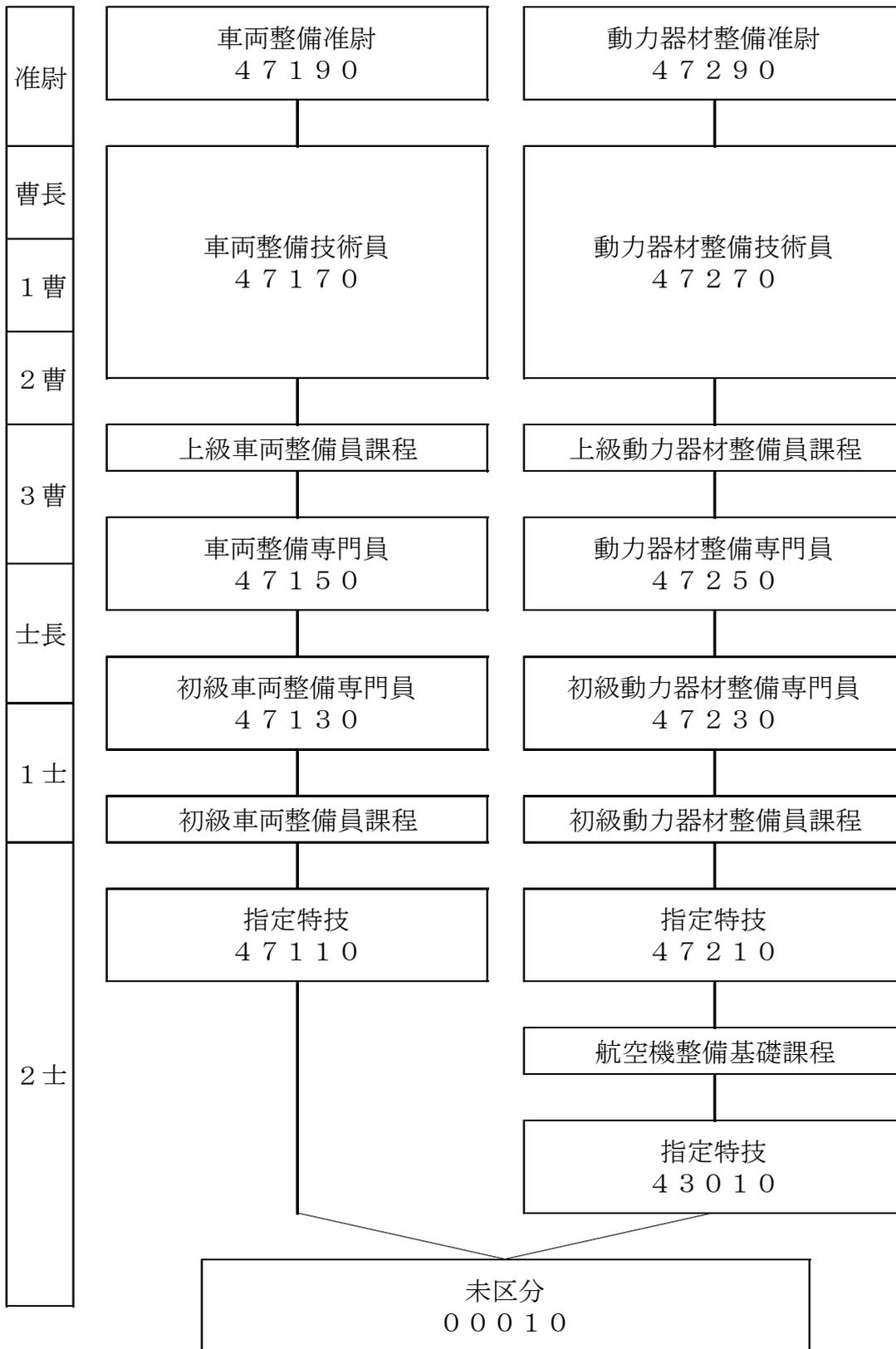
航空機整備職域の特技職構成図



武器弾薬職域の特技職構成図



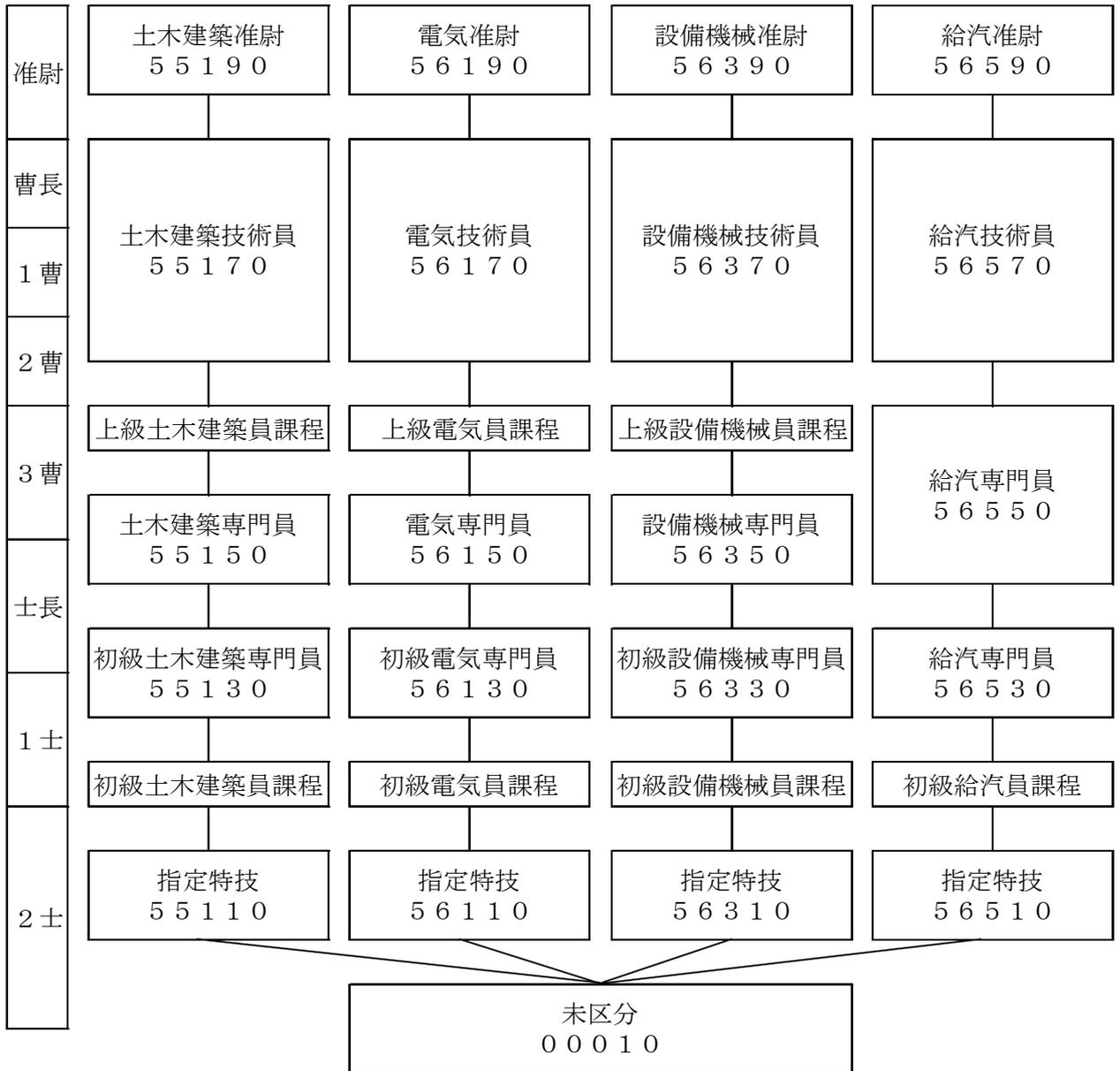
車両整備職域の特技職構成図



工作職域の特技職構成図



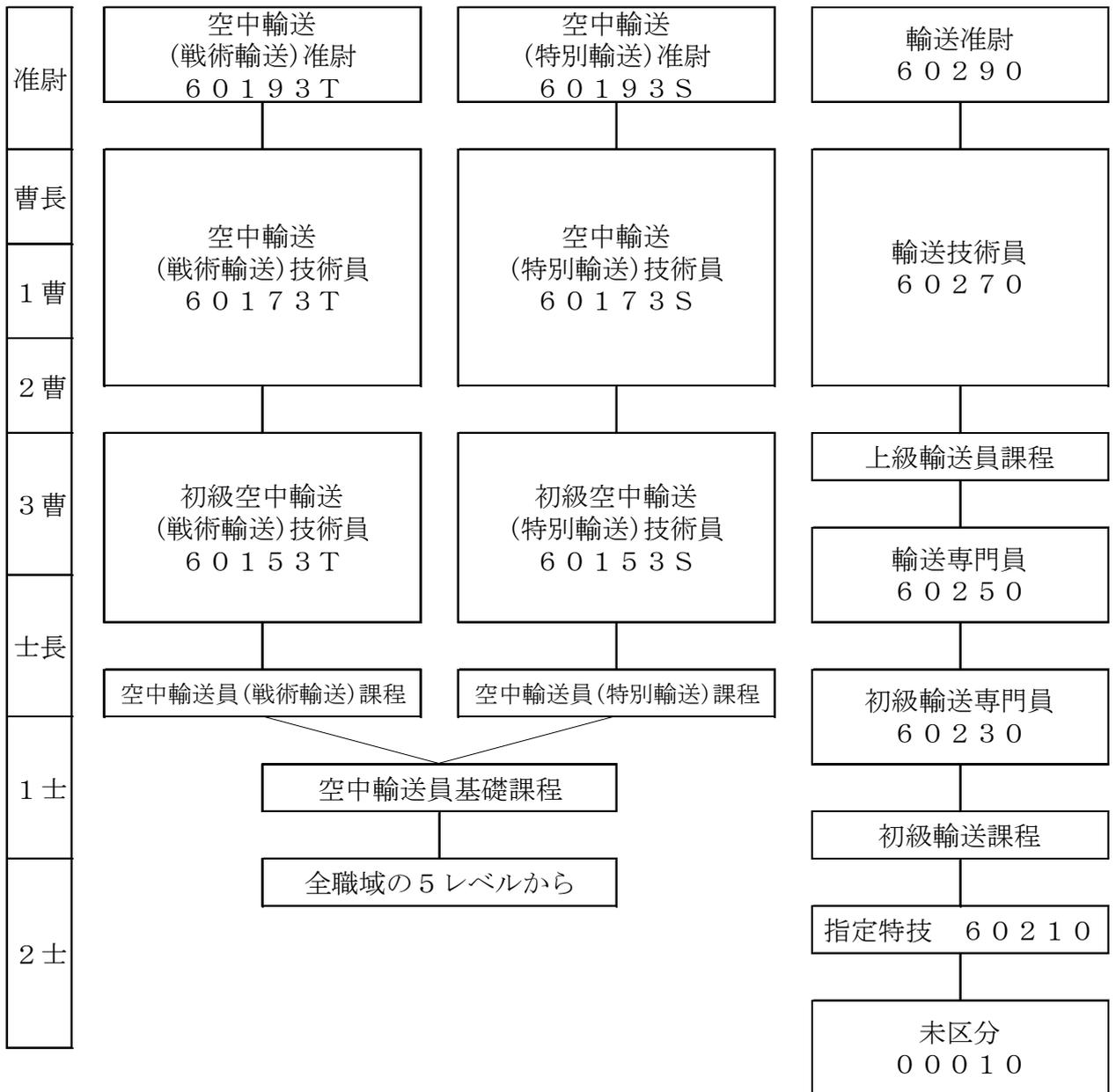
施設職域の特技職構成図



消防職域の特技職構成図



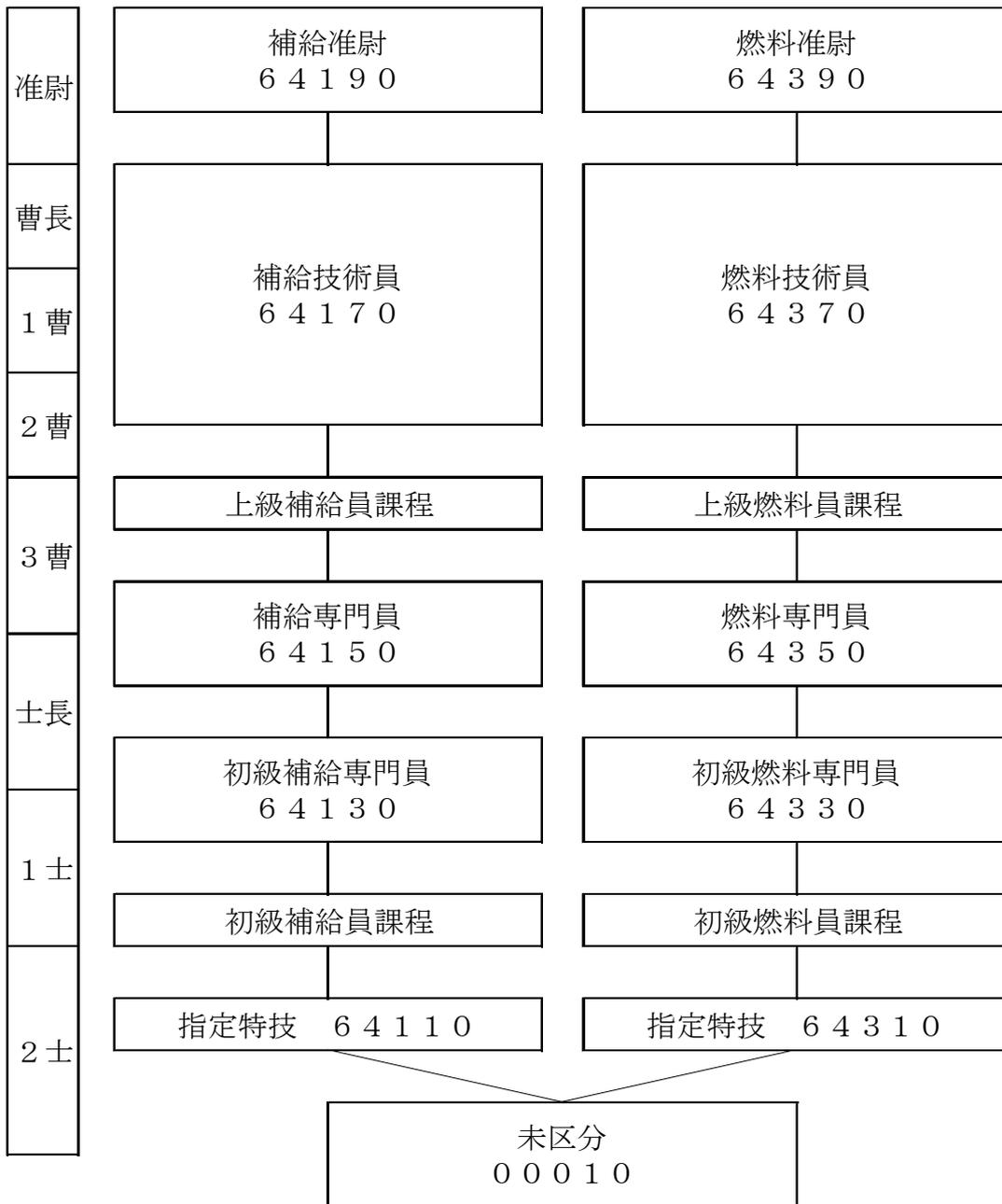
輸送職域の特技職構成図



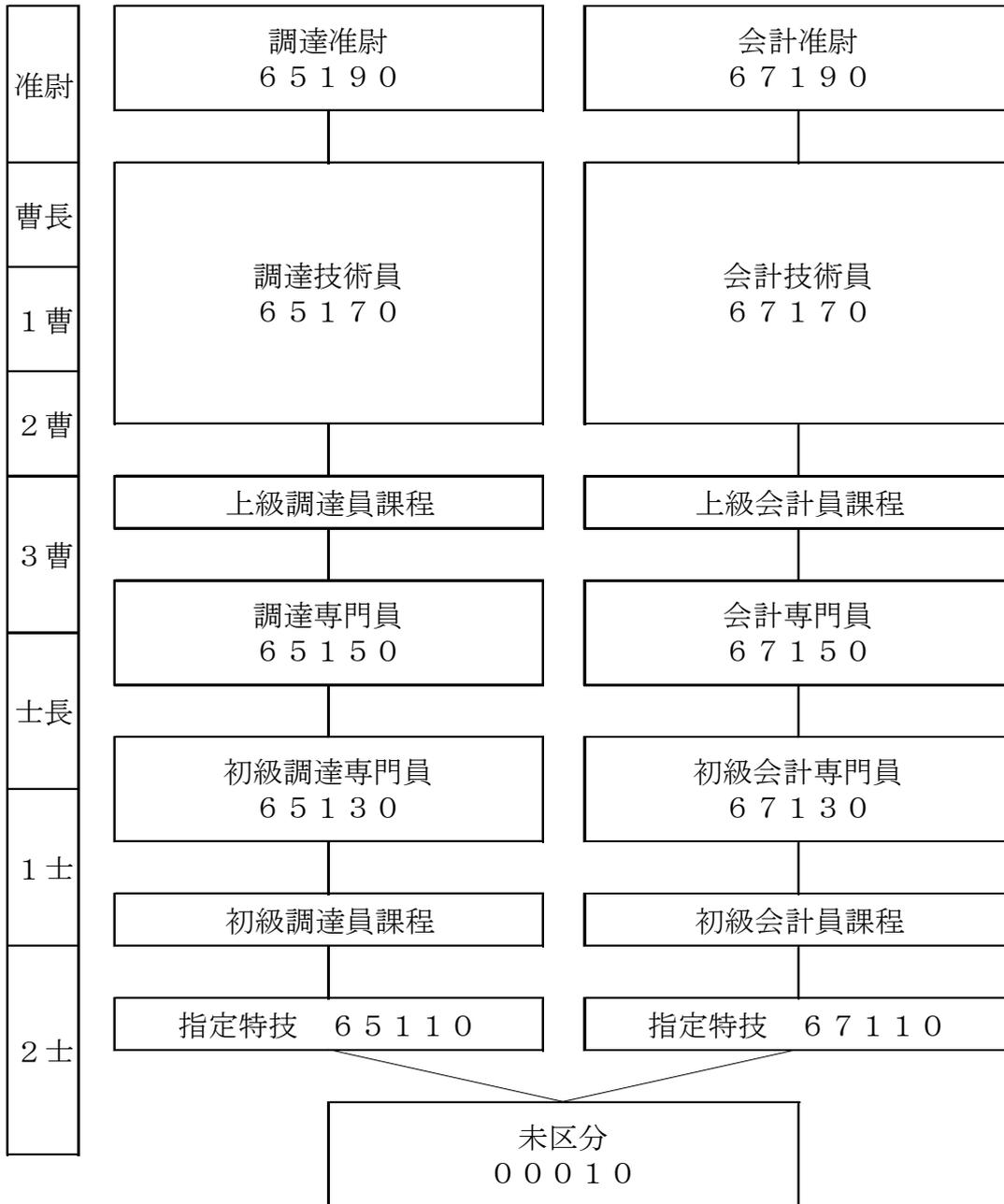
給養職域の特技職構成図



補給職域の特技職構成図



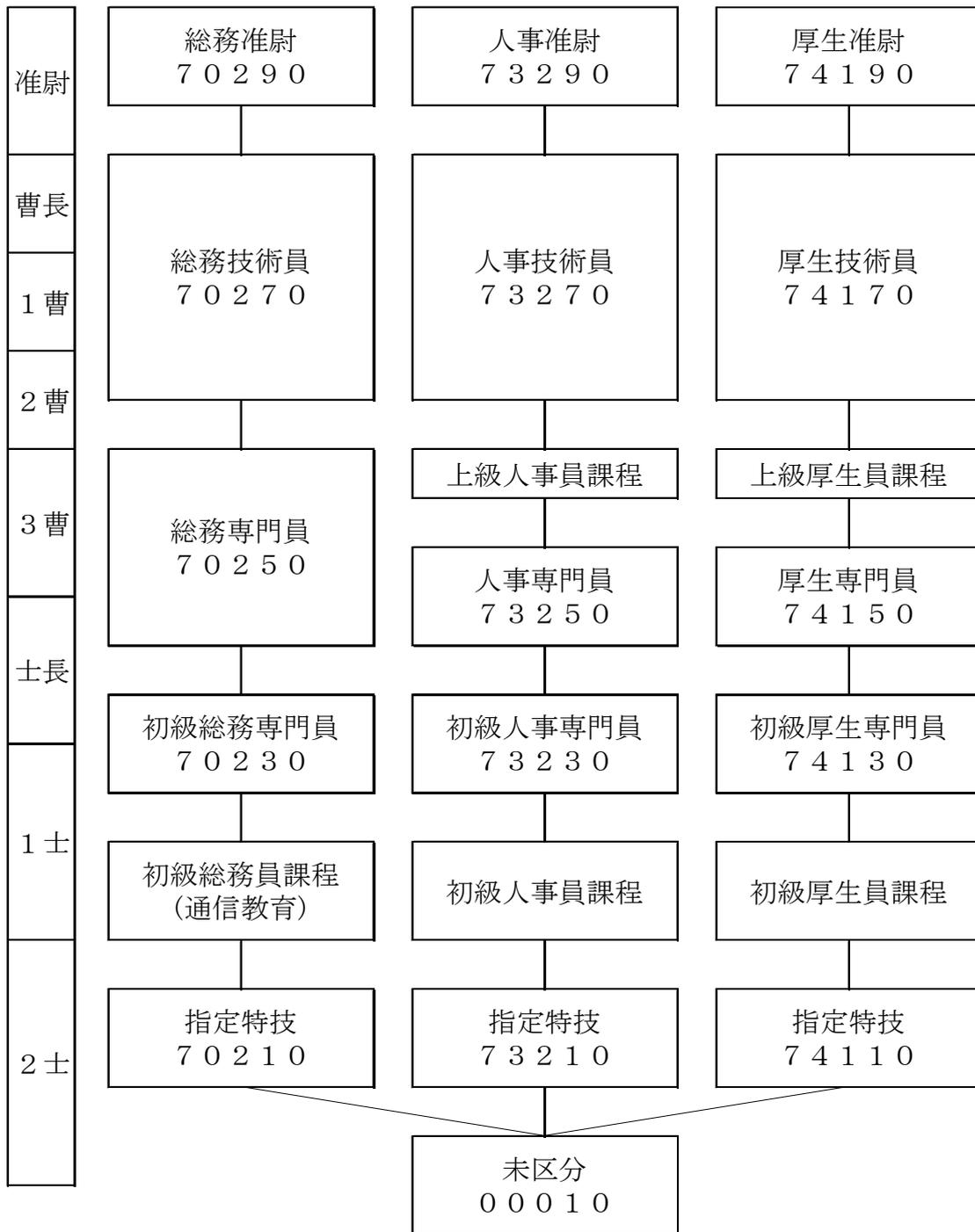
会計職域の特技職構成図



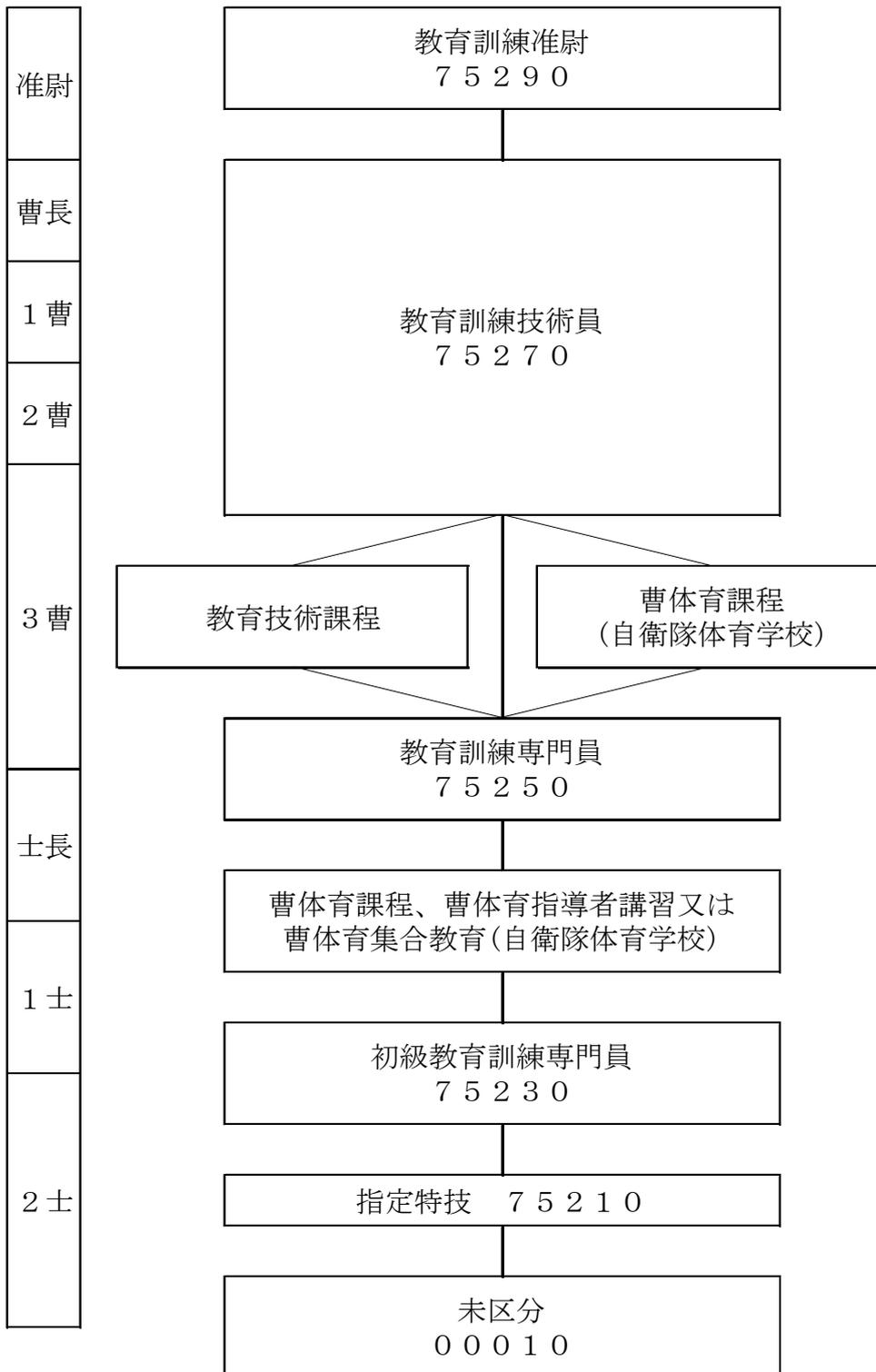
印刷職域の特技職構成図



総務人事職域の特技職構成図



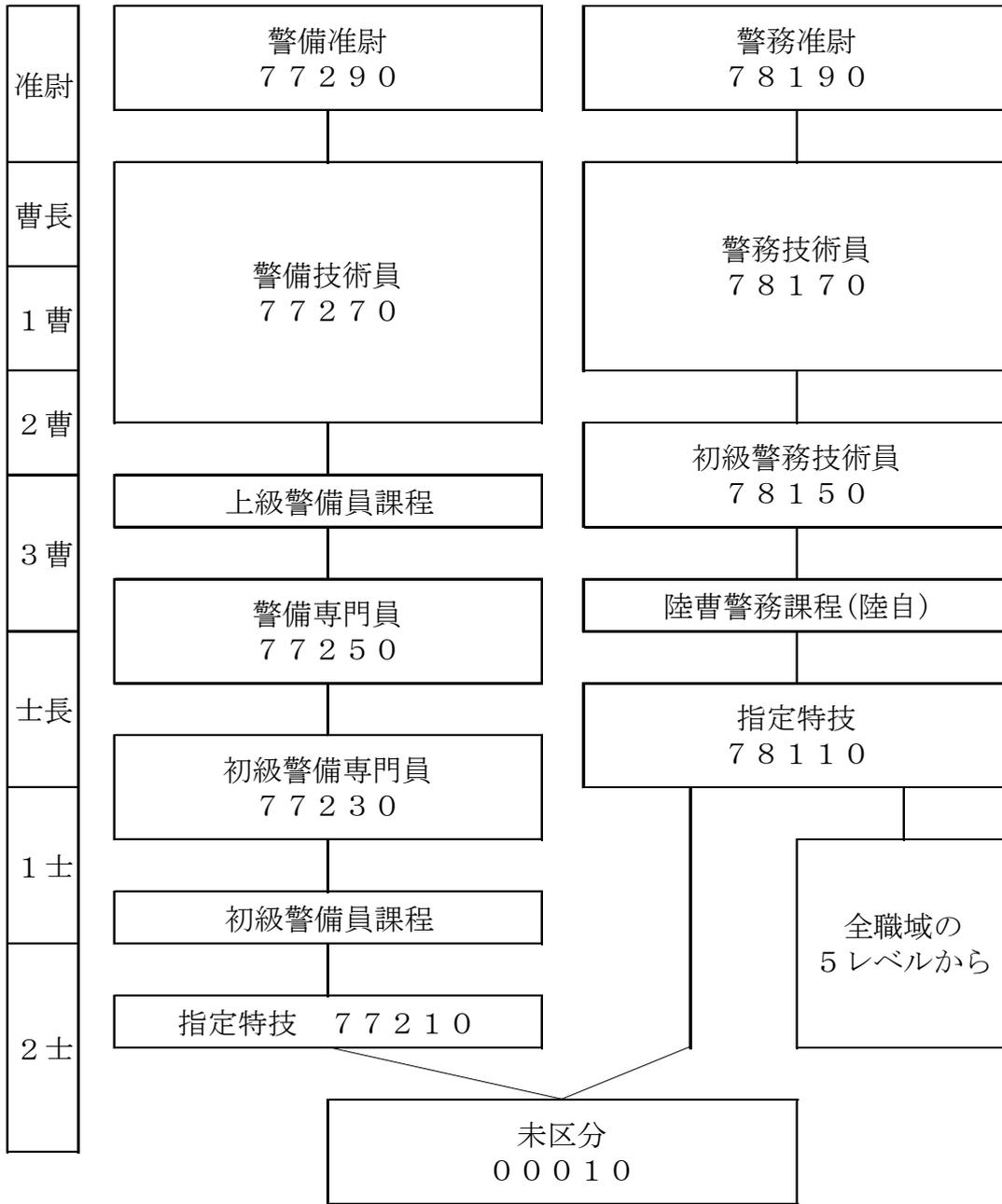
教育訓練職域の特技職構成図



音楽職域の特技職構成図



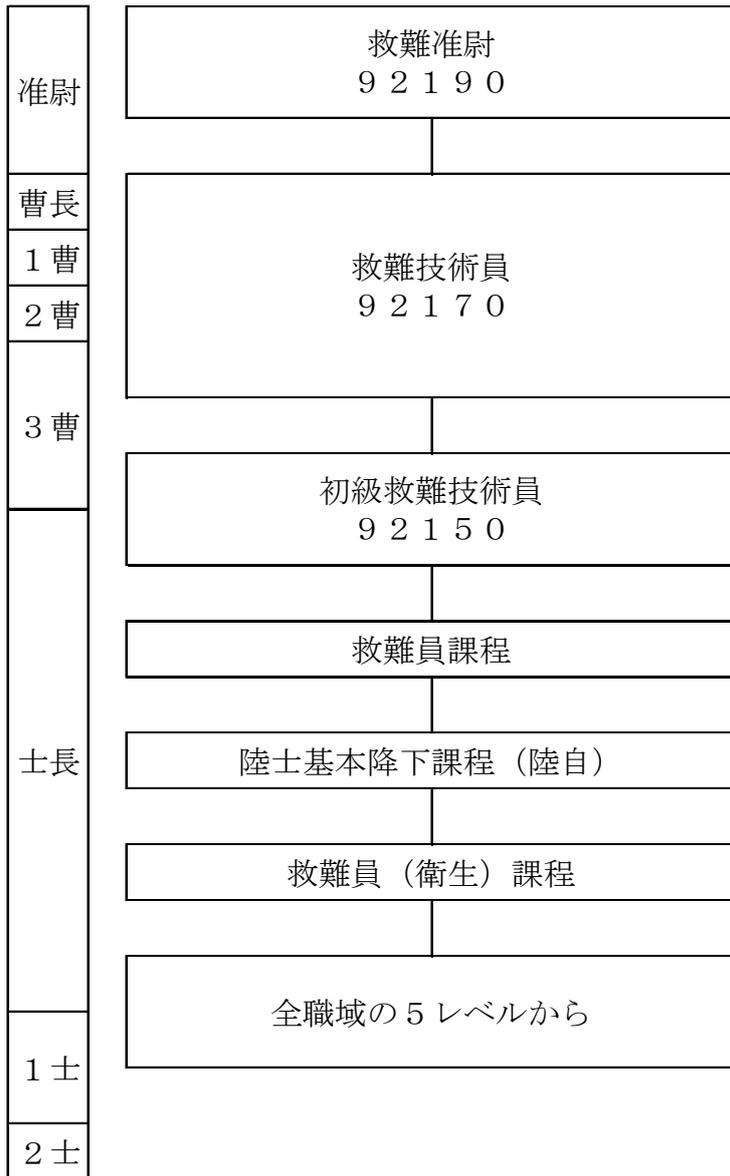
警備職域の特技職構成図



衛生職域の特技職構成図



救難職域の特技職構成図



准曹士先任

1 職務及び責任の概要

准曹士隊員並びに准曹士特技職に配置されている事務官、技官及び教官（以下「准曹士隊員等」という。）の服務その他准曹士隊員に係る事項に関し、部隊等の長を直接補佐する。

2 職務及び責任の細目

- (1) 准曹士隊員等の服務指導等に関し、部隊長等の意図の徹底を図る。
- (2) 准曹士隊員等の服務の現状及び問題点並びに身上（心情）の把握並びにこれらに関する処置を行う。
- (3) 准曹士隊員の人事選考等に関し、部隊等の長に助言を行う。
- (4) 陸上自衛隊及び海上自衛隊並びに諸外国の軍隊との准曹士レベルの交流を行う。
- (5) その他部隊等の長に命ぜられた事項を行う。

3 特技

服務指導全般に必要な知識及び技能を有すること。

4 主な職位

航空自衛隊准曹士先任、編合部隊等准曹士先任、編制部隊等准曹士先任、編制単位群部隊等准曹士先任及び編制単位部隊等准曹士先任

宇宙職域の概要

この職域は、宇宙領域に関する業務を行う。

宇宙准尉

1 職務及び責任の概要

宇宙領域に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 宇宙技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務の実施を監督する。

3 特技

- (1) 宇宙技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 宇宙職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 宇宙技術員（12170）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

宇宙技術員

1 職務及び責任の概要

宇宙領域に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 宇宙領域に関する業務に係る監視計画案を作成する。
- (2) 監視計画に基づき、宇宙物体の監視を実施する。
- (3) 宇宙物体の将来の予測位置の解析結果から、宇宙物体と我の人工衛星等との最接近距離及び時刻を算出する。最接近距離がしきい値以下の場合、接近警報情報を作成するとともに、衛星運用者から受領した軌道変更計画を評価する。
- (4) 人工衛星を打上げる際、宇宙物体カタログ情報を基に、接近解析を実施し、宇宙物体接近の可能性を判定する。
- (5) 地球に落下するおそれのある物体の監視計画案を作成し、再突入後の軌道を予測し、予測落下範囲及び時刻を算出する。
- (6) 各種情報から、既知物体の能力等を分析する。
- (7) 我が国の衛星の機能が突発的に低下した場合、宇宙天気による影響、電波伝搬状況及び妨害の有無を総合的に分析する。
- (8) システム統制班（SOC）等と連携して宇宙領域部隊関連器材の点検、評価等を行い、機器の正常な運用を図る。
- (9) 関係部隊等（航空自衛隊の他、他自衛隊、米軍及び官民関係機関を含む）と情報の入手、交換及び調整を行う。
- (10) 所要の記録を行い、報告資料等を作成する。
- (11) 宇宙領域に関する業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (12) 宇宙領域に関する業務の教育及び指導を行う。

3 特技

宇宙領域専門組織の機能、宇宙物理、通信電子及び電子計算機の理論、宇宙作戦及び衛星運用の概要、宇宙天気の業務に関する知識及び技能を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 初級宇宙技術員（12150）の特技を付与されていること。
- (2) 宇宙領域の業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

宇宙作戦隊運用訓練班員等

初級宇宙技術員

1 職務及び責任の概要

宇宙領域に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 監視計画に基づき、宇宙物体の監視を実施する。
- (2) 宇宙物体の軌道情報を算出する。
- (3) 宇宙物体の過去の予測位置と監視結果から、既知宇宙物体の軌道変更、分離、新たな宇宙物体のいずれかへ宇宙物体カタログ情報を更新する。
- (4) 既知物体の能力等を分析するための各種情報資料を収集する。
- (5) 宇宙領域部隊関連器材の点検、評価等を行い、その結果を報告する。
- (6) 入手した各種情報等を電算機に入力するとともに、所要の表示を行う。

3 特技

宇宙領域専門組織の機能、宇宙物理、通信電子及び電子計算機の理論、宇宙作戦及び衛星運用の概要、宇宙天気の業務に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

米国委託教育（Space 100 課程）又は同等の教育等を修了していること。

5 主な職位

宇宙作戦隊運用訓練班員等

情報職域の概要

この職域は、語学、情報又は調査に関する業務を行う。

語学准尉

1 職務及び責任の概要

外国語の翻訳、通訳及び聴取等の専門語学に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 語学技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 語学技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 語学職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 語学技術員（20370）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

語学技術員

1 職務及び責任の概要

外国語の翻訳、通訳及び聴取等の専門語学に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 語学業務実施の計画案を作成する。
- (2) 文書類の翻訳をする。
- (3) 外国語による談話等の通訳をする。
- (4) 外国語放送等を聴取する。
- (5) 翻訳又は聴取等による情報資料の作成及び保管を行う。
- (6) 語学業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (7) 語学業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 専門語学に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 情報一般の知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 語学専門員（20350）の特技を付与されていること。
- (2) 語学業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

- (1) 作戦情報隊員又は航空戦術教導団電子作戦群電子飛行測定隊員
- (2) 術科学校教官
- (3) 情報本部隊員

語学専門員

1 職務及び責任の概要

外国語の翻訳、通訳及び聴取等の専門語学に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 文書類の翻訳をする。
- (2) 外国語による談話等の通訳をする。
- (3) 外国語放送等を聴取する。
- (4) 情報資料の作成及び保管を行う。

3 特技

- (1) 専門語学に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 情報一般の知識を有すること。

4 特技付与要件

語学業務に関する経験を有すること又は上級陸曹語学課程（陸自）を修了していること。

5 主な職位

- (1) 作戦情報隊員又は航空戦術教導団電子作戦群電子飛行測定隊員
- (2) 情報本部隊員

初級語学専門員

- 1 職務及び責任の概要
外国語の翻訳、通訳及び聴取等の専門語学に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
語学専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 専門語学に関する知識及び技能を有すること。
 - (2) 情報一般の知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級語学員課程を修了していること。
- 5 主な職位
 - (1) 作戦情報隊員
 - (2) 情報本部隊員

情報准尉

- 1 職務及び責任の概要
情報資料の収集及び処理並びに情報の配布に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。
- 2 職務及び責任の細目
 - (1) 情報技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
 - (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
 - (3) 業務実施を監督する。
- 3 特技
 - (1) 情報技術員としての知識及び技能を有すること。
 - (2) 情報職域における実務経験を有すること。
- 4 特技付与要件
 - (1) 情報技術員（20470）の特技を付与されていること。
 - (2) 准空尉に昇任していること。

情報技術員

1 職務及び責任の概要

情報資料の収集及び処理並びに情報の配布に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 情報業務実施の計画案を作成する。
- (2) 各種情報の収集、判読及び識別等の情報業務を行う。
- (3) 情報用器材の操作を行う。
- (4) 情報業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 情報業務の教育及び指導を行う。

3 特技

情報用器材の操作、情報資料の収集及び処理並びに情報の配布に関する知識及び技能を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 情報専門員（20450）の特技を付与されていること。
- (2) 情報業務に関する経験を有すること。
- (3) 上級情報員課程を修了していること。

5 主な職位

- (1) 作戦情報隊員又は航空戦術教導団電子作戦群電子飛行測定隊員
- (2) 術科学学校教官
- (3) 情報本部隊員

情報専門員

- 1 職務及び責任の概要
電子情報等に関する業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
 - (1) 電子情報等の収集、判読、識別等の情報業務を行う。
 - (2) 情報用器材の操作を行う。
- 3 特技
情報用器材の操作、情報資料の収集及び処理並びに情報の配布に関する知識及び技能を有すること。
- 4 特技付与要件
電子情報業務等に関する経験を有すること。
- 5 主な職位
 - (1) 作戦情報隊員又は航空戦術教導団電子作戦群電子飛行測定隊員
 - (2) 情報本部隊員

初級情報専門員

- 1 職務及び責任の概要
電子情報等に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
情報専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
電子情報等に関する知識及び技能を有すること。
- 4 特技付与要件
初級情報員課程を修了していること。
- 5 主な職位
 - (1) 作戦情報隊員又は航空戦術教導団電子作戦群電子飛行測定隊員
 - (2) 情報本部隊員

調査准尉

1 職務及び責任の概要

保全調査及び事案等の調査の実施並びに警備情報の収集に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 調査技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 調査技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 調査職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 調査技術員（20970）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

調査技術員

1 職務及び責任の概要

保全調査及び事案等の調査並びに警備情報の収集に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 調査業務実施の計画案を作成する。
- (2) 保全調査及び事案等の調査の実施並びに警備情報の収集を行う。
- (3) 調査業務及び警備情報業務の研究改善に関する業務を行う。
- (4) 調査業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 保全業務及び警備情報業務に関する知識並びに技能を有すること。
- (2) 保全業務遂行上必要な資質を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 初級調査技術員（20950）の特技を付与されていること。
- (2) 調査業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

自衛隊情報保全隊本部課（室）員、地方情報保全隊本部班員又は情報保全派遣隊員

初 級 調 査 技 術 員

- 1 職務及び責任の概要
保全調査及び事案等の調査の実施並びに警備情報の収集を行う。
- 2 職務及び責任の細目
 - (1) 保全調査及び事案等の調査を行う。
 - (2) 警備情報の収集を行う。
- 3 特技
 - (1) 保全業務及び警備情報業務に関する知識並びに技能を有すること。
 - (2) 保全業務遂行上必要な資質を有すること。
- 4 特技付与要件
 - (1) 他特技の中級以上の特技を付与されていること。
 - (2) 陸曹調査課程（陸自）を修了していること。
- 5 主な職位
自衛隊情報保全隊情報保全派遣隊員

気 象 職 域 の 概 要

この職域は、気象観測等に関する業務を行う。

気 象 観 測 准 尉

1 職務及び責任の概要

気象観測、気象資料の統計分析、気象情報の収集及び利用並びに気象図の解析に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 気象観測技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 気象観測技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 気象職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 気象観測技術員(25270)の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

気象観測技術員

1 職務及び責任の概要

気象観測、気象資料の統計分析、気象情報の収集及び利用並びに各種気象図の解析及び気象支援に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 気象業務実施の計画案を作成する。
- (2) 風向風速、視程、雲高、雲形、気圧、気温、湿度若しくは天気現象等を気象観測器材又は目視により観測し、記録する。
- (3) 上層風等の観測及び記録を行う。
- (4) 気象通信文を作成するとともに解読し、必要に応じ記入する。
- (5) 気象資料を整理するとともに、必要に応じ統計する。
- (6) 各種気象情報を収集し、気象支援に必要な説明資料等を作成する。
- (7) 各種天気図等の解析及び分析、評価等を行い、気象予報に必要な資料を作成する。
- (8) 気象監視及び飛行気象予報紙記入等の補佐を行う。
- (9) 気象観測業務の教育及び指導を行う。
- (10) 気象観測器材等の簡易な点検を行う。
- (11) 気象観測器材を常に使用可能な状態に保持するよう指導する。

3 特技

- (1) 気象観測の技術、各種気象観測器材の原理及び操作に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 気象通信文の作成及び解読、気象情報の収集及び各種気象図の作成法並びに解析法に関する知識及び技能を有すること。
- (3) 気象資料の統計分析に必要な知識及び技能を有すること。
- (4) 気象観測業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 気象観測専門員（25250）の特技を付与されていること。
- (2) 上級気象観測員課程を修了していること。
- (3) 気象業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

気象隊予報班員、航空気象群本部班員又は術科学校教官

気象観測専門員

1 職務及び責任の概要

気象観測、気象諸元の記入、気象通信文の作成及び気象資料の整理に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 風向風速、視程、雲高、雲形、気圧、気温、湿度若しくは天気現象等を気象観測器材又は目視により観測し、記録する。
- (2) 上層風等の観測及び記録を行う。
- (3) 気象通信文を作成するとともに解読し、必要に応じ記入する。
- (4) 気象資料を整理するとともに、必要に応じ統計する。
- (5) 気象観測器材等の簡易な点検を行う。

3 特技

- (1) 気象観測、関係法規、気象通信文の作成及び解読並びに気象資料に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 気象観測器材の原理の概要、操作、設置及び整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (3) 気象観測業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

気象業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

気象隊観測班員

初 級 気 象 観 測 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
気象観測、気象諸元の記入、気象通信文の作成及び気象資料の整理に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
気象観測専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 気象観測、関係法規、気象通信文の作成及び解読並びに気象資料に関する知識及び技能を有すること。
 - (2) 気象観測器材の原理の概要、操作、設置及び整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (3) 気象観測業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級気象観測員課程を修了していること。
- 5 主な職位
気象隊観測班員

電 算 機 職 域 の 概 要

この職域は、電子計算機及び関連器材の操作並びにプログラムに関する業務を行う。

電 算 機 処 理 准 尉

1 職務及び責任の概要

電子計算機及び関連器材の操作並びにプログラムに関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 電算機処理技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 電算機処理技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 電算機処理職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 電算機処理技術員（26170）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

電 算 機 処 理 技 術 員

1 職務及び責任の概要

電子計算機及び関連器材の操作並びにプログラムに関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 電算機処理業務実施の計画案を作成する。
- (2) プログラムの作成及び電子計算機の操作を行う。
- (3) 電子計算機システムに関する管理を行う。
- (4) 電算機処理業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 電算機処理業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 電算機システム全般に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 関連器材の運用に関する知識を有すること。
- (3) 電子計算機室管理に関する知識を有すること。
- (4) 当該電算機システムの機能及び処理の対象となる関連業務の概要を理解していること。

4 特技付与要件

- (1) 電算機処理専門員（26150）の特技を付与されていること。
- (2) 上級電算機処理員課程を修了していること。
- (3) 電算機処理業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

防空管制群警戒通信隊プログラム班員、警戒航空団司令部防衛部プログラム係、作戦システム運用隊通信電子隊プログラム班員、作戦システム運用隊作戦システム管理群各隊隊員、補給処計算課班員又は術科学校教官

電 算 機 処 理 専 門 員

1 職務及び責任の概要

電子計算機及び関連器材の操作並びにプログラムに関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 電子計算機の操作を行う。
- (2) プログラム作成業務等を行う。

3 特技

- (1) 電算機システム全般に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 関連器材の性能及び操作に関する知識を有すること。
- (3) 当該電算機システムの機能及び処理の対象となる関連業務の概要を理解していること。

4 特技付与要件

電算機処理業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

防空管制群警戒通信隊プログラム班員、警戒航空団司令部防衛部プログラム係、作戦システム運用隊通信電子隊プログラム班員、作戦システム運用隊作戦システム管理群各隊隊員又は補給処計算課班員

初級電算機処理専門員

- 1 職務及び責任の概要
電子計算機及び関連器材の操作並びにプログラムに関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
電算機処理専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 電算機システム全般に関する知識及び技能を有すること。
 - (2) 関連器材の性能及び操作に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級電算機処理員課程を修了していること。
- 5 主な職位
防空管制群警戒通信隊プログラム班員、警戒航空団司令部防衛部プログラム係、作戦システム運用隊通信電子隊プログラム班員、作戦システム運用隊作戦システム管理群各隊隊員又は補給処計算課班員

管制警戒職域の概要

この職域は、飛行管理、航空管制又は警戒管制に関する業務を行う。

飛行管理准尉

1 職務及び責任の概要

飛行管理に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 飛行管理技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 飛行管理技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 飛行管理職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 飛行管理技術員(27170)の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

飛行管理技術員

1 職務及び責任の概要

飛行計画書の受理、点検、保管及び飛行許可承認等の手続並びに飛行計画、防空情報及び航空救難情報の送受信並びに飛行情報の記録、展示及び飛行記録等の飛行管理業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 飛行管理業務実施の計画案を作成する。
- (2) 飛行計画書の受理、点検、保管及び飛行承認手続を行う。
- (3) 飛行計画書等の送受信を行う。
- (4) 遅延機又は行方不明機の通信捜索を行う。
- (5) 緊急事態発生時の報告及び通報等を実施し、関係機関等と協力する。
- (6) 航空関係諸規則、飛行情報出版物及びノータム等を最新の状態に維持するとともに、飛行に関する情報を記録展示する。
- (7) ノータムの起案、日誌及び報告書類の作成を行う。
- (8) 飛行記録業務を行う。
- (9) 飛行管理業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (10) 飛行管理業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 飛行記録の作成、航空関係諸規則、気象通報、航法援助施設、ノータム、飛行情報出版物、航空交通管制、防空管制及び航空救難等の飛行管理業務に関する知識並びに技能を有すること。
- (2) 各種報告等の作成及び管理に関する知識並びに技能を有すること。
- (3) 飛行管理業務に必要な英語能力を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 飛行管理専門員（27150）の特技を付与されていること。
- (2) 上級飛行管理員課程を修了していること。
- (3) 飛行管理業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団司令部運用班員、飛行群本部運用班員、航空保安管制群飛行管理隊飛行管理班員、管制隊飛行管理班員、航空団飛行場勤務隊飛行管理班員又は術科学学校教官

飛行管理専門員

1 職務及び責任の概要

飛行計画書の受理、点検、保管及び飛行許可承認等の手続並びに飛行計画、防空情報及び航空救難情報の送受信並びに飛行情報の記録及び展示並びに飛行記録等の飛行管理業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 飛行計画書の受理、点検、保管及び飛行承認手続を行う。
- (2) 飛行計画書等の送受信を行う。
- (3) 遅延機又は行方不明機の通信捜索を行う。
- (4) 緊急事態発生時の報告及び通報等を実施し、関係機関等と協力する。
- (5) 航空関係諸規則、飛行情報出版物及びノータム等を最新の状態に維持するとともに、飛行に関する情報を記録展示する。
- (6) ノータムの起案、日誌及び報告書類の作成を行う。
- (7) 飛行記録業務を行う。

3 特技

- (1) 飛行記録の作成、航空関係諸規則、気象通報、航法援助施設、ノータム及び飛行情報出版物に関する知識並びに技能を有すること。
- (2) 飛行管理業務に必要な英語能力を有すること。

4 特技付与要件

飛行管理業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団司令部運用班員、飛行群本部運用班員、航空保安管制群飛行管理隊飛行管理班員、管制隊飛行管理班員又は航空団飛行場勤務隊飛行管理班員

初級飛行管理専門員

1 職務及び責任の概要

飛行計画書の受理、点検、保管及び飛行許可承認等の手続並びに飛行計画、防空情報及び航空救難情報の送受信、飛行情報の記録及び展示並びに飛行記録等の飛行管理に関する補助的業務を行う。

2 職務及び責任の細目

飛行管理員の行う職務のうち、平易な業務を行う。

3 特技

- (1) 飛行記録の作成、航空関係諸規則、気象通報、航法援助施設、ノータム及び飛行情報出版物に関する知識並びに技能を有すること。
- (2) 飛行管理業務に必要な英語能力を有すること。

4 特技付与要件

初級飛行管理員課程を修了していること。

5 主な職位

航空団司令部運用班員、飛行群本部運用班員、航空保安管制群飛行管理隊飛行管理班員、管制隊飛行管理班員又は航空団飛行場勤務隊飛行管理班員

航空管制准尉

1 職務及び責任の概要

航空交通管制に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 航空管制技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 航空管制技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 航空管制職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 航空管制技術員（27271）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

航空管制技術員

1 職務及び責任の概要

航空交通管制に関する業務の実施及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 航空交通管制業務実施の計画案を作成する。
- (2) 飛行場管制業務、進入管制業務、着陸誘導管制業務及びターミナル・レーダー管制業務並びに関連する業務を行う。
- (3) 業務実施に関する記録、報告及び保管を行う。
- (4) 航空交通管制業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 航空交通管制業務、航空機の飛行特性及び航空交通管制諸法規並びに航空保安施設及び出版物並びに航空気象及び航法の概念と基礎理論並びに飛行点検、レーダー原理、航空管制器材及び対空無線機とその使用法並びに管制書類の記録及び報告に関する知識並びに技能を有すること。
- (2) 飛行場管制業務を行う場合、管制塔気象観測を実施できる能力があること。
- (3) 航空交通管制業務に必要な英会話に習熟していること。

4 特技付与要件

- (1) 航空管制専門員（27251）の特技を付与されていること。
- (2) 上級航空管制員課程を修了していること。
- (3) 航空交通管制職員技能試験において、次のアからウまでの区分のうち、いずれか二つ以上の区分の技能試験に合格していること。
 - ア 飛行場管制
 - イ 着陸誘導管制
 - ウ 進入管制及びターミナルレーダー管制
- (4) 航空交通管制業務を実施する場合は、航空身体検査（乙）に合格していること。
- (5) 航空交通管制業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空保安管制群本部運用班員、管制隊管制班員又は術科学学校教官

航空管制専門員

1 職務及び責任の概要

航空交通管制に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 航空交通管制業務及び関連する業務を行う。
- (2) 業務実施に関する記録、報告及び保管を行う。

3 特技

- (1) 航空交通管制業務、航空機の飛行特性及び航空交通管制諸法規並びに航空保安施設及び出版物並びに航空気象及び航法の概念と基礎理論並びに飛行点検、レーダー原理、航空管制用器材及び対空無線機とその使用法並びに管制書類の記録及び報告等に関する知識並びに技能を有すること。
- (2) 飛行場管制業務を行う場合、管制塔気象観測を実施できる能力があること。
- (3) 航空交通管制業務に必要な英会話に習熟していること。

4 特技付与要件

- (1) 航空交通管制職員技能試験において、次のアからウまでの区分のうち、いずれか一つの区分の技能試験に合格していること。
 - ア 飛行場管制
 - イ 着陸誘導管制
 - ウ 進入管制及びターミナルレーダー管制
- (2) 航空身体検査（乙）に合格していること。

5 主な職位

管制隊管制班員

初級航空管制専門員

- 1 職務及び責任の概要
航空交通管制業務に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
航空管制専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 航空管制業務に関する知識及び技能を有すること。
 - (2) 航空交通管制業務に必要な英語能力を有すること。
- 4 特技付与要件
 - (1) 初級航空管制員課程を修了していること。
 - (2) 航空交通管制職員基礎試験に合格していること。
 - (3) 航空身体検査（乙）に合格していること。
 - (4) 航空無線通信士の資格を有すること。
- 5 主な職位
管制隊管制班員

警 戒 管 制 准 尉

1 職務及び責任の概要

警戒管制に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 警戒管制技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 警戒管制技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 警戒管制職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 警戒管制技術員（27370）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

警戒管制技術員

1 職務及び責任の概要

航空警戒管制に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 警戒管制業務実施の計画案を作成する。
- (2) 警戒監視及び識別に関する業務を実施する。
- (3) 兵器管制官等の業務を補佐する。
- (4) 航空機に対するレーダー助言を行う。
- (5) 上級部隊等からの指令及び情報を受理し、伝達する。
- (6) システム統制班（SOC）等と連係して通信電子機器の点検、評価等を行い、機器の正常な運用を図る。
- (7) 関係部隊と必要情報の入手、交換及び調整を行う。
- (8) 入手した各種情報等を電算機に入力し、また所要の表示を行う。
- (9) 所要の記録を行い、報告資料等を作成する。
- (10) 警戒管制業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (11) 警戒管制業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 航空警戒管制組織の機能並びに通信電子及び電子計算機の理論並びに航空作戦及び対領空侵犯措置並びに電子線の概要並びに航空機及び誘導弾の概要並びに航空保安管制、航空救難及び航空気象の業務に関する知識並びに技能を有すること。
- (2) 警戒管制に必要な英語能力を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 警戒管制専門員（27350）の特技を付与されていること。
- (2) 上級警戒管制員課程を修了していること。
- (3) 航空警戒管制業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

防空管制群防空管制隊小隊員、警戒隊監視小隊員又は術科学校教官

警戒管制専門員

1 職務及び責任の概要

航空警戒管制に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 監視管制用コンソール又はスコープによる監視を行う。
- (2) 航空情報、航跡諸元等の表示、通報等及び記録を行う。
- (3) 各種現況等の表示及び通報を行う。
- (4) 航跡の識別に関する業務を行う。
- (5) 各種情報を入手し、電算機に入力する。
- (6) サイト気象通報、レーダー気象通報等の業務を行う。
- (7) 通信電子機器の点検及び評価を行い、その結果を報告する。

3 特技

- (1) 航空警戒管制組織の機能並びに通信電子及び電子計算機の理論並びに航空作戦及び対領空侵犯措置並びに電子線の概要並びに航空保安管制、航空救難及び航空気象業務の知識並びに技能を有すること。
- (2) 警戒管制に必要な英語能力を有すること。

4 特技付与要件

警戒管制業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

防空管制群防空管制隊小隊員又は警戒隊監視小隊員

初 級 警 戒 管 制 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
航空警戒管制業務のうち、警戒監視に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
警戒管制専門員の行う職務のうち、警戒監視に関する平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 警戒監視業務に関する知識を有すること。
 - (2) 警戒管制に必要な英語能力を有すること。
- 4 特技付与要件
初級警戒管制員課程を修了していること。
- 5 主な職位
防空管制群防空管制隊小隊員又は警戒隊監視小隊員

警戒管制（機上警戒管制）准尉

1 職務及び責任の概要

機上警戒管制に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

警戒管制（機上警戒管制）技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。

3 特技

- (1) 警戒管制（機上警戒管制）技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 警戒管制（機上警戒管制）職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 警戒管制（機上警戒管制）技術員（27370W）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

警戒管制（機上警戒管制）技術員

1 職務及び責任の概要

機上警戒管制に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 任務又は目的に応ずる各種情報及び資料の収集を行う。
- (2) 飛行に必要な器材及び個人装具の機能を確認する。
- (3) 警戒管制部隊と連携し、警戒監視業務及び状況に応じてレーダー助言を行う。
- (4) 所要の情報の収集及び記録を行い、報告及び通報の資料等を作成する。
- (5) 空中において、搭載通信電子機器の作動状況をモニターするとともに、故障発生時には復旧操作を実施する。
- (6) 機上警戒管制業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 航空警戒管制組織の機能並びに通信電子及び電子計算機の理論並びに航空作戦及び対領空侵犯措置並びに電子線の概要並びに航空機及び誘導弾の概要並びに航空保安管制、航空救難及び航空気象業務に関する知識並びに技能を有すること。
- (2) 要撃戦闘法の概要を理解していること。
- (3) 警戒管制に必要な英語能力を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 初級警戒管制（機上警戒管制）技術員（27350W）の特技を付与されていること。
- (2) 機上警戒管制業務に関する経験を有すること。
- (3) 航空士（偵察等）の技能証明を有すること。

5 主な職位

警戒航空団の各飛行隊警戒管制班員

初級警戒管制（機上警戒管制）技術員

1 職務及び責任の概要

機上警戒管制に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 任務又は目的に応ずる各種情報及び資料の収集を行う。
- (2) 飛行に必要な器材及び個人装具の機能を確認する。
- (3) 警戒管制部隊と連携し、警戒監視業務及び状況に応じてレーダー助言を行う。
- (4) 所要の情報の収集及び記録を行い、報告及び通報の資料等を作成する。
- (5) 空中において、搭載通信電子機器の作動状況をモニターするとともに、故障発生時には復旧操作を実施する。

3 特技

- (1) 航空警戒管制組織の機能並びに通信電子及び電子計算機の理論並びに航空作戦及び対領空侵犯措置並びに電子線の概要並びに航空機及び誘導弾の概要並びに航空保安管制、航空救難及び航空気象業務に関する知識並びに技能を有すること。
- (2) 警戒管制に必要な英語能力を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 警戒管制技術員（27370）の特技又は警戒管制専門員（27350）の特技を付与されていること。
- (2) 機上警戒管制員課程を修了していること。
- (3) 航空士（偵察等）の技能証明を有すること。

5 主な職位

警戒航空団の各飛行隊警戒管制班員

高射職域の概要

この職域は、基地防空火器又は地对空誘導弾等の操作に関する業務を行う。

基地防空操作准尉

1 職務及び責任の概要

基地防空火器及び同関連器材の操作並びに部隊整備の一部に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 基地防空操作技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 基地防空操作技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 基地防空操作職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 基地防空操作技術員(28370)の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

基地防空操作技術員

1 職務及び責任の概要

基地防空火器及び同関連器材の操作並びに部隊整備の一部に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 基地防空操作に関する業務実施の計画案を作成する。
- (2) 基地防空火器及び同関連器材の操作並びに点検又は調整等の予防整備を行う。
- (3) 機動展開に関する業務を行う。
- (4) 基地防空火器操作業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 基地防空操作業務に関する教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 基地防空火器又は同関連器材の機能、操作、点検、調整、記録及び報告等に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 爆発性構成品又は高圧ガスの取扱要領に関する知識及び技能を有すること。
- (3) 電子戦の概要に関する知識を有すること。
- (4) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 基地防空操作専門員（28350）の特技を付与されていること。
- (2) 基地防空操作員課程を修了していること。
- (3) 基地防空操作に関する経験を有すること。

5 主な職位

基地防空隊小隊員又は術科学校教官

基地防空操作専門員

1 職務及び責任の概要

基地防空火器及び同関連器材の操作並びに部隊整備の一部に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 基地防空火器及び同関連器材の操作並びに点検及び調整等の予防整備を行う。
- (2) 機動展開に関する業務を行う。

3 特技

- (1) 基地防空火器又は同関連器材の機能、操作、点検、調整、記録及び報告等に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 爆発性構成品又は高圧ガスの取扱要領に関する知識及び技能を有すること。
- (3) 電子戦の概要に関する知識を有すること。
- (4) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

基地防空操作に関する経験を有すること。

5 主な職位

基地防空隊小隊員

初級基地防空操作専門員

- 1 職務及び責任の概要
基地防空火器及び同関連器材の操作並びに部隊整備の一部に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
基地防空操作専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 基地防空火器又は同関連器材の機能、操作、点検、調整、記録及び報告等に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 爆発性構成品又は高圧ガスの取扱要領に関する知識及び技能を有すること。
 - (3) 電子戦の概要に関する知識を有すること。
 - (4) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級基地防空操作員課程を修了していること。
- 5 主な職位
基地防空隊小隊員

高射操作准尉

1 職務及び責任の概要

地对空誘導弾及び同関連器材の操作並びに部隊整備の一部に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 高射操作技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 高射操作技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 高射操作職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 高射操作技術員(28470)の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

高射操作技術員

1 職務及び責任の概要

地对空誘導弾及び同関連器材の操作並びに部隊整備の一部に関する業務の実施及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 高射操作業務実施の計画案を作成する。
- (2) 対空戦闘に関する業務及び高射運用幹部に対する補佐を行う。
- (3) 機動展開に関する業務を行う。
- (4) 地对空誘導弾の再搭載を行う。
- (5) 高射操作業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (6) 高射操作業務に関する教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 地对空誘導弾又は同関連器材の機能、諸元、操作、点検、調整、記録及び報告等に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 地上待機関連規則に関する知識を有すること。
- (3) 電子戦の概要に関する知識を有すること。
- (4) 戦闘機及び航空警戒管制部隊の運用の概要に関する知識を有すること。
- (5) ミサイル安全に関する知識を有すること。
- (6) 秘匿装置の取扱に関する知識及び技能を有すること。
- (7) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 高射操作専門員（28450）の特技を付与されていること。
- (2) 上級高射操作員課程を修了していること。
- (3) 高射操作に関する経験を有すること。

5 主な職位

高射隊射撃小隊員、高射群本部防衛班員、指揮所運用隊運用小隊員又は術科学校教官

高射操作専門員

1 職務及び責任の概要

地对空誘導弾及び同関連器材の操作並びに部隊整備の一部に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 対空戦闘に関する業務及び高射運用幹部に対する補佐を行う。
- (2) 機動展開に関する業務を行う。
- (3) 地对空誘導弾の再搭載を行う。

3 特技

- (1) 地对空誘導弾又は同関連器材の機能、諸元、操作、点検、調整、記録及び報告等に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 地上待機関連規則に関する知識を有すること。
- (3) 電子戦の概要に関する知識を有すること。
- (4) 戦闘機及び航空警戒管制部隊の運用の概要に関する知識を有すること。
- (5) ミサイル安全に関する知識を有すること。
- (6) 秘匿装置の取扱いに関する知識及び技能を有すること。
- (7) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

高射操作に関する経験を有すること。

5 主な職位

高射隊射撃小隊員又は指揮所運用隊運用小隊員

初級高射操作専門員

- 1 職務及び責任の概要
地对空誘導弾及び同関連器材の操作並びに部隊整備の一部に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
高射操作専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 地对空誘導弾又は同関連器材の機能、諸元、操作、点検、調整、記録及び報告等に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 地上待機関連規則に関する知識を有すること。
 - (3) 電子戦の概要に関する知識を有すること。
 - (4) 戦闘機及び航空警戒管制部隊の運用の概要に関する知識を有すること。
 - (5) ミサイル安全に関する知識を有すること。
 - (6) 秘匿装置の取扱いに関する知識及び技能を有すること。
 - (7) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級高射操作員課程を修了していること。
- 5 主な職位
指揮所運用隊運用小隊員又は高射隊射撃小隊員

通 信 職 域 の 概 要

この職域は、通信又は機上無線に関する業務を行う。

通 信 准 尉

1 職務及び責任の概要

電報等の送受信、信務及び暗号に関する業務並びに暗号機の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 通信技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 通信技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 通信職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 通信技術員（29370）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

通 信 技 術 員

1 職務及び責任の概要

電報等の送受信、信務、通信監査及び暗号に関する業務、ネットワークの運用管理に関する業務並びに暗号機の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 通信業務実施の計画案を作成する。
- (2) 指揮管理通信にかかわるネットワークの運用管理に関する業務を行う。
- (3) 無線従事者選（解）任届（案）の作成等無線局の監理に関する業務を行う。
- (4) 有無線通信器材等を操作し、電報等の送受信を行う。
- (5) 状況に適合した通信手段及び通信経路の選定を行う。
- (6) 信務及び暗号（暗号書等の作成を含む。）業務を行う。
- (7) 無線業務日誌に所要事項を記録する。
- (8) 暗号機の整備作業及び整備管理を行う。
- (9) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (10) 通信監査に関する業務を行う。
- (11) 通信業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (12) 通信業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 航空自衛隊における通信組織の運用及び暗号の運用に関する知識を有すること。
- (2) ネットワークの運用管理に関する知識及び技能を有すること。
- (3) 無線従事者として必要な通信操作に関する知識及び技能並びに電波法及びその他関連規則並びに通信理論等に関する知識を有すること。
- (4) 有無線通信器材等による交信要領に関する知識及び技能を有すること。
- (5) 信務、暗号業務に関する知識及び技能を有すること。
- (6) 有線通信器材及び暗号機の操作に関する知識並びに技能を有すること。
- (7) 暗号の運用に関する知識及び技能を有すること。
- (8) 通信監査に関する知識及び技能を有すること。
- (9) 暗号機の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (10) 整備用器材等の操作要領に関する知識及び技能を有すること。
- (11) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- (12) セキュリティに関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 通信専門員（29350）の特技を付与されていること。
- (2) 上級通信員課程を修了していること。
- (3) 通信業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団通信隊通信小隊員、防空管制群警戒通信隊通信小隊員、警戒隊通信電子小隊通信班員、航空システム通信隊システム管理群中央通信隊小隊員、保全監査群通信保全隊若しくは通信監査隊小隊員又は術科学校教官

通 信 専 門 員

1 職務及び責任の概要

電報等の送受信、信務、通信監査及び暗号に関する業務、ネットワークの運用管理に関する業務並びに暗号機の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 指揮管理通信にかかわるネットワークの運用管理に関する業務を行う。
- (2) 有無線通信器材等を操作し、電報等の送受信を行う。
- (3) 信務及び暗号に関する業務を行う。
- (4) 暗号機の整備作業及び整備管理を行う。
- (5) 通信業務実施状況、実施結果等の分析、改善等に関する軽易な業務を行う。
- (6) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。
- (7) 通信監査を行う。

3 特技

- (1) ネットワークの運用管理に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 通信員として必要な通信操作に関する知識及び技能並びに電波法及びその他関係規則及び暗号の運用並びに通信理論等に関する知識を有すること。
- (3) 有線通信器材等による交信要領に関する知識及び技能を有すること。
- (4) 信務、暗号業務に関する知識及び技能を有すること。
- (5) 有線通信器材及び暗号機の操作に関する知識並びに技能を有すること。
- (6) 暗号の運用に関する知識及び技能を有すること。
- (7) 通信監査に関する知識及び技能を有すること。
- (8) 暗号機の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (9) 整備用器材等の操作要領に関する知識及び技能を有すること。
- (10) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- (11) セキュリティの概要に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

通信業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団通信隊通信小隊員、警戒隊通信電子小隊通信班員又は航空システム通信隊システム管理群中央通信隊小隊員、保全監査群通信保全隊若しくは通信監査隊小隊員

初級通信専門員

1 職務及び責任の概要

電報等の送受信、信務、通信監査及び暗号に関する業務、ネットワークの運用管理に関する業務並びに暗号機の整備に関する補助的業務を行う。

2 職務及び責任の細目

通信専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。

3 特技

- (1) ネットワークの運用管理に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 通信員として必要な通信操作に関する知識及び技能並びに電波法及びその他関係規則並びに通信理論等に関する知識を有すること。
- (3) 有線通信器材等による交信要領に関する知識及び技能を有すること。
- (4) 有線通信器材及び暗号機の操作に関する知識並びに技能を有すること。
- (5) 通信監査に関する知識及び技能を有すること。
- (6) 暗号機の整備に関する知識及び技能を有すること。
- (7) セキュリティの概要に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

初級通信員課程を修了していること。

5 主な職位

航空団通信隊通信小隊員、警戒隊通信電子小隊通信班員又は航空システム通信隊システム管理群中央通信隊小隊員、保全監査群通信保全隊若しくは通信監査隊小隊員

機 上 無 線 准 尉

1 職務及び責任の概要

航空通信に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 機上無線技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 機上無線技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 機上無線職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 機上無線技術員（29372）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

機上無線技術員

1 職務及び責任の概要

航空通信に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 機上無線業務実施の計画案を作成する。
- (2) 対地及び航空機相互の交信を実施する。
- (3) 機上信務業務とこれに関連する秘密保全業務を行う。
- (4) 機上において必要な器材の操作及び整備を行う。
- (5) 飛行点検業務を行う。
- (6) 救難業務及び航空輸送業務を支援する。
- (7) 機上無線業務の研究及び改善に関する業務を行う。
- (8) 機上無線業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 航空通信業務に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 機上装備器材の操作に関する知識及び技能を有すること。
- (3) 航法設備、関係通信網に関する知識及び技能を有すること。
- (4) 飛行安全及び保命に関する知識並びに技能を有すること。
- (5) 航空輸送業務若しくは航空救難業務又は飛行点検業務並びに搭乗航空機に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 搭乗時間300時間以上であること。
- (2) 初級機上無線技術員(29352)の特技を付与されていること。
- (3) 乙種航空無線通信士免許及び航空士(通信)の技能証明を有すること。
- (4) 航空身体検査(乙)に合格していること。

5 主な職位

救難隊飛行班員、輸送航空隊飛行班員、航空戦術教導団電子作戦群電子測定隊飛行班員、特別航空輸送隊飛行班員又は飛行点検隊飛行班員

初級機上無線技術員

1 職務及び責任の概要

航空通信に関する補助的業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 対地及び航空機相互の交信を行う。
- (2) 機上信務業務とこれに関連する秘密保全業務を行う。
- (3) 機上において必要な器材の操作及び整備を行う。
- (4) 飛行点検業務を行う。
- (5) 救難業務及び航空輸送業務を支援する。

3 特技

- (1) 航空通信業務に関する知識及び技能を有すること。
- (2) 機上装備器材の操作に関する知識及び技能を有すること。
- (3) 航法施設及び関係通信網に関する知識を有すること。
- (4) 飛行安全及び保命に関する知識並びに技能を有すること。
- (5) 航空輸送業務若しくは航空救難業務又は飛行点検業務並びに搭乗航空機に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 通信技術員（29370）の特技を付与されていること、通信専門員（29350）の特技を付与されていること又は初級通信電子整備基礎課程を修了していること。
- (2) 機上無線員課程を修了していること。
- (3) 乙種航空無線通信士免許及び航空士（通信）の技能証明を有すること。
- (4) 航空身体検査（乙）に合格していること。

5 主な職位

救難隊飛行班員、輸送航空隊飛行班員、特別航空輸送隊飛行班員又は飛行点検隊飛行班員

無線レーダー整備職域の概要

この職域は、機上電子整備、気象器材整備、航空管制器材整備、警戒管制レーダー整備、地上無線整備又は電算機整備に関する業務を行う。

機上電子整備准尉

1 職務及び責任の概要

機上通信電子器材、機上航法器材等の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 機上電子整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 機上電子整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 機上電子整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 機上電子整備技術員（30170）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

機上電子整備技術員

1 職務及び責任の概要

機上通信器材、機上航法器材及び電子戦器材並びに同関連試験器材の整備に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 機上電子整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 機上通信器材、機上航法器材、航空機搭載カメラ及び電子戦器材並びに同関連試験器材の整備作業及び整備管理を行う。
- (3) 別に示す対象機種について、計器系統、自動操縦系統及び火器管制装置の点検及び交換を行う。
- (4) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (5) 機上電子整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (6) 機上電子整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 機上通信器材、機上航法器材、航空機搭載カメラ及び電子戦器材並びに同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 機上電子整備専門員（30150）の特技を付与されていること。
- (2) 上級機上電子整備員課程を修了していること。
- (3) 機上電子整備に関する経験を有すること。
- (4) 整備士の資格を有すること。

5 主な職位

航空団装備隊無線小隊員又は術科学校教官

機上電子整備専門員

1 職務及び責任の概要

機上通信器材、機上航法器材及び電子戦器材並びに同関連試験器材の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 機上通信器材、機上航法器材、航空機搭載カメラ及び電子戦器材並びに同関連試験器材の整備作業及び整備管理を行う。
- (2) 別に示す対象機種について、計器系統、自動操縦系統及び火器管制装置の点検及び交換を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 機上通信器材、機上航法器材、航空機搭載カメラ及び電子戦器材並びに同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- (3) 整備士に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

機上電子整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団装備隊無線小隊員

初 級 機 上 電 子 整 備 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
機上通信器材、機上航法器材及び電子戦器材並びに同関連試験器材の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
機上電子整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 機上通信器材、機上航法器材及び電子戦器材並びに同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
 - (3) 整備士に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級機上電子整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
航空団装備隊無線小隊員

気象器材整備准尉

1 職務及び責任の概要

気象器材の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 気象器材整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 気象器材整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 気象器材整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 気象器材整備技術員（30270）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

気象器材整備技術員

1 職務及び責任の概要

気象器材、同関連器材の整備に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 気象器材整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 各種気象器材及び同関連器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (4) 気象器材整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 気象器材整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 各種気象器材、同関連器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 気象器材整備専門員（30250）の特技を付与されていること。
- (2) 上級気象器材整備員課程を修了していること。
- (3) 気象器材整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空気象群本部装備班員、気象通信隊整備班員、気象隊気象レーダー班員又は術科学学校教官

気象器材整備専門員

1 職務及び責任の概要

気象器材及び同関連器材の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 気象器材、同関連器材の整備作業及び整備管理を行う。
- (2) 気象器材の整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 気象器材、同関連器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

気象器材整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

気象通信隊整備班員又は気象隊気象レーダー班員

初級気象器材整備専門員

- 1 職務及び責任の概要
気象器材及び同関連器材の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
気象器材整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 気象器材、同関連器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級気象器材整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
気象通信隊整備班員又は気象隊気象レーダー班員

航空管制器材整備准尉

1 職務及び責任の概要

航空管制用電子器材、同関連器材の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 航空管制器材整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 航空管制器材整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 航空管制器材整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 航空管制器材整備技術員（30371）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

航空管制器材整備技術員

1 職務及び責任の概要

航空管制用電子器材、同関連器材の整備に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 航空管制器材整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 航空管制用レーダー、味方識別装置及び地上タカン装置並びに同関連器材の整備作業及び整備管理を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (4) 航空管制器材整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 航空管制器材整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 航空管制用電子器材、同関連器材整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 航空管制器材整備専門員（30351）の特技を付与されていること。
- (2) 上級航空管制器材整備員課程を修了していること。
- (3) 航空管制器材整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空保安管制群本部装備班員、管制隊整備班員又は術科学校教官

航空管制器材整備専門員

- 1 職務及び責任の概要
航空管制用電子器材及び同関連器材の整備に関する業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
 - (1) 航空管制用レーダー、味方識別装置及び地上タカン装置並びに同関連器材の整備作業及び整備管理を行う。
 - (2) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。
- 3 特技
 - (1) 航空管制用器材整備、同関連器材整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
航空管制器材整備に関する経験を有すること。
- 5 主な職位
管制隊整備班員

初級航空管制器材整備専門員

- 1 職務及び責任の概要
航空管制用電子器材の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
航空管制器材整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 航空管制用器材、同関連器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級航空管制器材整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
管制隊整備班員

警戒管制レーダー整備准尉

1 職務及び責任の概要

警戒管制レーダー機器、同関連器材の整備に関する業務並びに航空警戒管制組織のシステムの統制に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 警戒管制レーダー整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 警戒管制レーダー整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 警戒管制レーダー整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 警戒管制レーダー整備技術員（30372）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

警戒管制レーダー整備技術員

1 職務及び責任の概要

警戒管制レーダー機器、同関連器材の整備に関する業務及び指導並びに航空警戒管制組織のシステムの統制に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 警戒管制レーダー整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 警戒管制レーダー、味方識別装置、附属装置及び同関連機器の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (4) 航空警戒管制組織のシステムの統制業務を実施する。
- (5) 警戒管制レーダー整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (6) 警戒管制レーダー整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 警戒管制レーダー、味方識別装置及び附属装置並びに同関連器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備用器材及び整備に必要なプログラムの操作に関する知識並びに技能を有すること。
- (3) 航空警戒管制組織のシステムの統制に関する知識及び技能を有すること。
- (4) 電子戦に関する知識を有すること。
- (5) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 警戒管制レーダー整備専門員（30352）の特技を付与されていること。
- (2) 上級警戒管制レーダー整備員課程を修了していること。
- (3) 警戒管制レーダー整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

警戒隊通信電子小队システム統制班員、同電子班員又は術科学学校教官

警戒管制レーダー整備専門員

1 職務及び責任の概要

警戒管制レーダー機器及び同関連器材の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 警戒管制レーダー、味方識別装置、付属装置及び同関連器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 整備用器材及び整備に必要なプログラムに関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

警戒管制レーダー整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

警戒隊通信電子小隊電子班員

初 級 警 戒 管 制 レ ー ダ ー 整 備 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
警戒管制レーダー機器及び同関連器材の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
警戒管制レーダー整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 整備用器材及び整備に必要なプログラムに関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級警戒管制レーダー整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
警戒隊通信電子小隊電子班員

地上無線整備准尉

1 職務及び責任の概要

地上用無線通信機等の整備並びに通信回線網の統制及び保守に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 地上無線整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 地上無線整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 地上無線整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 地上無線整備技術員(30470)の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

地上無線整備技術員

1 職務及び責任の概要

地上用無線通信機器等の整備並びに通信回線網の統制及び保守に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 地上無線整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 地上用HF、VHF、UHF無線通信器材、多重無線通信器材、通信回線統制装置等及び関連器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 通信回線網の統制及び保守を行う。
- (4) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (5) 地上無線整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (6) 地上無線整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 地上用無線通信機器等の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備用器材の整備、通信回線網の統制及び保守並びに必要なプログラムに関する知識及び技能を有すること。
- (3) 情報システム及びネットワークの運用管理及び整備に関する知識及び技能を有すること。
- (4) セキュリティの概要に関する知識を有すること。
- (5) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- (6) 無線局の監理に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 地上無線整備専門員（30450）の特技を付与されていること。
- (2) 上級地上無線整備員課程を修了していること。
- (3) 地上無線整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団通信隊整備小隊員、警戒隊通信電子小隊通信班員、管制隊整備班員、高射群整備小隊員又は術科学校教官

地上無線整備専門員

1 職務及び責任の概要

地上用無線通信機器等の整備並びに通信回線網の統制及び保守に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 地上用HF、VHF、UHF無線通信器材、多重無線通信器材、通信回線統制装置等及び関連器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。
- (3) 通信回線網の統制及び保守の補佐を行う。

3 特技

- (1) 地上用無線通信機器等の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備用器材の整備、通信回線網の統制及び保守並びに必要なプログラムに関する知識及び技能を有すること。
- (3) 情報システム及びネットワークの運用管理及び整備に関する知識及び技能を有すること。
- (4) セキュリティの概要に関する知識を有すること。
- (5) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- (6) 無線局の監理に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

地上無線整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団通信隊整備小隊員、警戒隊通信電子小隊通信班員、管制隊整備班員又は高射群整備小隊員

初級地上無線整備専門員

- 1 職務及び責任の概要
地上用無線通信機器等の整備並びに通信回線網の統制及び保守に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
地上無線整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 地上用無線通信機器等の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備用器材の整備、通信回線網の統制及び保守並びに必要なプログラムに関する知識及び技能を有すること。
 - (3) 情報システム及びネットワークの運用管理及び整備に関する知識及び技能を有すること。
 - (4) セキュリティの概要に関する知識を有すること。
 - (5) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
 - (6) 無線局の監理に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級地上無線整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
航空団通信隊整備小隊員、警戒隊通信電子小隊通信班員、管制隊整備班員又は高射群整備小隊員

電 算 機 整 備 准 尉

1 職務及び責任の概要

警戒管制用電子計算機及び表示機器並びに同関連器材の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 電算機整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 電算機整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 電算機整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 電算機整備技術員（30571）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

電 算 機 整 備 技 術 員

1 職務及び責任の概要

警戒管制用電子計算機及び表示機器並びに同関連器材の整備に関する業務及び指導並びに自動警戒管制組織のシステムの統制に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 電算機整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 警戒管制用電子計算機、通信バッファ・システム及び周辺装置並びに同関連器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 自動警戒管制組織のシステムの統制業務を実施する。
- (4) 電算機整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (5) 電算機整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (6) 電算機整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 警戒管制用電子計算機及び表示機器並びに同関連器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備用器材及び整備に必要なプログラムに関する知識及び技能を有すること。
- (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有していること。
- (4) 自動警戒管制組織のシステムの統制に関する知識及び技能を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 電算機整備専門員（30551）の特技を付与されていること。
- (2) 上級電算機整備員課程を修了していること。
- (3) 電算機整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

防空管制群警戒通信隊システム統制班員、同電情小隊員又は術科学学校教官

電 算 機 整 備 専 門 員

1 職務及び責任の概要

警戒管制用電子計算機及び表示機器並びに同関連器材の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 警戒管制用電子計算機、通信バッファ・システム及び周辺装置並びに同関連器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 電算機整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 警戒管制用電子計算機及び表示機器並びに同関連器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備用器材及び整備に必要なプログラムの操作を理解していること。
- (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

電算機整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

防空管制群警戒通信隊電情小隊員

初級電算機整備専門員

- 1 職務及び責任の概要
警戒管制用電子計算機及び表示機器並びに同関連器材の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
電算機整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 警戒管制用電子計算機及び表示機器並びに同関連器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級電算機整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
防空管制群警戒通信隊電情小隊員

高射整備職域の概要

この職域は、基地防空火器又は地对空誘導弾の電子整備若しくは機械整備に関する業務を行う。

基地防空電子整備准尉

1 職務及び責任の概要

基地防空火器並びに同関連器材の主として電子部位の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 基地防空電子整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 基地防空電子整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 基地防空電子整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 基地防空電子整備技術員（3 1 4 7 0）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

基地防空電子整備技術員

1 職務及び責任の概要

基地防空火器及び同関連器材の主として電子部位の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 基地防空電子整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 短SAM、携SAM、対空機関砲及び同関連器材の電子部位の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 機動展開に関する補助的業務を行う。
- (4) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (5) 基地防空電子整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (6) 基地防空電子整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 基地防空火器及び同関連器材の電子部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 爆発性構成品及び高圧ガスの取扱要領に関する知識並びに技能を有すること。
- (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 基地防空電子整備専門員（3 1 4 5 0）の特技を付与されていること。
- (2) 上級基地防空電子整備員課程を修了していること。
- (3) 基地防空電子整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

基地防空隊整備小隊員、術科学校教官、同整備班員又は補給処整備部班員等

基地防空電子整備専門員

1 職務及び責任の概要

基地防空火器及び同関連器材の主として電子部位の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 短SAM、携SAM、対空機関砲及び同関連器材の電子部位の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 機動展開に関する補助的業務を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 基地防空火器及び同関連器材の電子部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 爆発性構成品及び高圧ガスの取扱要領について理解していること。
- (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

基地防空電子整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

基地防空隊整備小隊員、術科学校整備班員又は補給処整備部班員等

初 級 基 地 防 空 電 子 整 備 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
基地防空火器及び同関連器材の主として電子部位の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
基地防空電子整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 基地防空火器及び同関連器材の電子部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 爆発性構成品及び高圧ガスの取扱要領について理解していること。
 - (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級基地防空電子整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
基地防空隊整備小隊員

基地防空機械整備准尉

1 職務及び責任の概要

基地防空火器並びに同関連器材の主として機械部位の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 基地防空機械整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 基地防空機械整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 基地防空機械整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 基地防空機械整備技術員（3 1 4 7 1）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

基地防空機械整備技術員

1 職務及び責任の概要

基地防空火器及び同関連器材の主として機械部位の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 基地防空機械整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 短SAM、携SAM、対空機関砲及び同関連機器の機械部位の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 機動展開に関する補助的業務を行う。
- (4) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (5) 基地防空機械整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (6) 基地防空機械整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 基地防空火器及び同関連器材の機械部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 爆発性構成品及び高圧ガスの取扱要領に関する知識並びに技能を有すること。
- (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 基地防空機械整備専門員（3 1 4 5 1）の特技を付与されていること。
- (2) 上級基地防空機械整備員課程を修了していること。
- (3) 基地防空機械整備業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

基地防空隊整備小隊員、術科学校教官、同整備班員又は補給処整備部班員等

基地防空機械整備専門員

1 職務及び責任の概要

基地防空火器及び同関連器材の主として機械部位の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 短SAM、携SAM、対空機関砲及び同関連機器の機械部位の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 機動展開に関する補助的業務を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 基地防空火器及び同関連器材の機械部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 爆発性構成品及び高圧ガスの取扱要領に関する知識並びに技能を有すること。
- (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

基地防空機械整備業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

基地防空隊整備小隊員、術科学校整備班員又は補給処整備部班員等

初 級 基 地 防 空 機 械 整 備 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
基地防空火器及び同関連器材の主として機械部位の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
基地防空機械整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 基地防空火器及び同関連器材の機械部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 爆発性構成品及び高圧ガスの取扱要領に関する知識並びに技能を有すること。
 - (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級基地防空機械整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
基地防空隊整備小隊員

高射電子整備准尉

1 職務及び責任の概要

地对空誘導弾並びに同関連器材の主として電子部位の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 高射電子整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 高射電子整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 高射電子整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 高射電子整備技術員(31570)の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

高射電子整備技術員

1 職務及び責任の概要

地对空誘導弾及び同関連器材の主として電子部位の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 高射電子整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 地对空誘導弾及び同関連機器の電子部位の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 機動展開に関する補助的業務を行う。
- (4) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (5) 高射電子整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (6) 高射電子整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 地对空誘導弾及び同関連器材の電子部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備用器材及び整備用プログラムの操作に関する知識並びに技能を有すること。
- (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 高射電子整備専門員（3 1 5 5 0）の特技を付与されていること。
- (2) 上級高射電子整備員課程を修了していること。
- (3) 高射電子整備業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

高射群本部装備班員、指揮所運用隊整備小隊員、整備補給隊整備小隊員、高射隊整備小隊員、術科学校教官、同整備班員又は補給処整備部班員等

高射電子整備専門員

1 職務及び責任の概要

地对空誘導弾及び同関連器材の主として電子部位の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 地对空誘導弾及び同関連機器の電子部位の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 機動展開に関する補助的業務を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 地对空誘導弾及び同関連器材の電子部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備用器材及び整備用プログラムの操作に関する知識並びに技能を有すること。
- (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

高射電子整備業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

指揮所運用隊整備小隊員、整備補給隊整備小隊員、高射隊整備小隊員、術科学校整備班員又は補給処整備部班員等

初級高射電子整備専門員

- 1 職務及び責任の概要
地对空誘導弾及び同関連器材の主として電子部位の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
高射電子整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 地对空誘導弾及び同関連器材の電子部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備用器材及び整備用プログラムの操作に関する知識並びに技能を有すること。
 - (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級高射電子整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
指揮所運用隊整備小隊員、整備補給隊整備小隊員、高射隊整備小隊員又は術科学学校整備班員

高 射 機 械 整 備 准 尉

1 職務及び責任の概要

対空誘導弾並びに同関連器材の主として機械部位の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 高射機械整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 高射機械整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 高射機械整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 高射機械整備技術員（3 1 5 7 1）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

高射機械整備技術員

1 職務及び責任の概要

地对空誘導弾及び同関連器材の主として機械部位の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 高射機械整備実施の計画案を作成する。
- (2) 地对空誘導弾及び同関連器材の機械部位の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 機動展開に関する補助的業務を行う。
- (4) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (5) 高射機械整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (6) 高射機械整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 地对空誘導弾及び同関連器材の機械部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備用器材等の操作要領に関する知識及び技能を有すること。
- (3) ミサイルの安全に関する知識を有すること。
- (4) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 高射機械整備専門員（3 1 5 5 1）の特技を付与されていること。
- (2) 上級高射機械整備員課程を修了していること。
- (3) 高射機械整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

高射群本部装備班員、指揮所運用隊整備小隊員、整備補給隊整備小隊員、高射隊整備小隊員、術科学校教官、同整備班員又は補給処整備部班員等

高射機械整備専門員

1 職務及び責任の概要

地对空誘導弾及び同関連器材の主として機械部位の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 地对空誘導弾及び同関連器材の機械部位の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 機動展開に関する補助的業務を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 地对空誘導弾及び同関連器材の機械部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備用器材等の操作要領に関する知識並びに技能を有すること。
- (3) ミサイルの安全に関する知識を有すること。
- (4) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

高射機械整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

指揮所運用隊整備小隊員、整備補給隊整備小隊員、高射隊整備小隊員、術科学校整備班員又は補給処整備部班員等

初 級 高 射 機 械 整 備 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
地对空誘導弾及び同関連器材の主として機械部位の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
高射機械整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 地对空誘導弾及び同関連器材の機械部位の整備、構造、機能並びに作動理論に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備用器材等の操作要領に関する知識並びに技能を有すること。
 - (3) ミサイルの安全に関する知識を有すること。
 - (4) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級高射機械整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
指揮所運用隊整備小隊員、整備補給隊整備小隊員、高射隊整備小隊員又は術科学校整備班員

武装整備職域の概要

この職域は、火器管制装置整備及び計測器整備に関する業務を行う。

火器管制装置整備准尉

1 職務及び責任の概要

航空機搭載の火器管制装置等の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 火器管制装置整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 火器管制装置整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 火器管制装置整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 火器管制装置整備技術員（32270）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

火 器 管 制 装 置 整 備 技 術 員

1 職務及び責任の概要

航空機搭載の火器管制装置及び偵察装置並びに同関連試験器材の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 火器管制装置整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 航空機搭載の火器管制装置及び偵察装置並びに同関連試験器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (4) 火器管制装置整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 火器管制装置整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 航空機搭載の火器管制装置及び偵察装置並びに同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 火器管制装置整備専門員（3 2 2 5 0）の特技を付与されていること。
- (2) 上級火器管制装置整備員課程を修了していること。
- (3) 火器管制装置及び偵察装置の整備に関する経験を有すること。
- (4) 整備士の資格を有すること。

5 主な職位

装備隊照準器小隊員又は術科学学校教官

火 器 管 制 装 置 整 備 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
航空機搭載の火器管制装置及び偵察装置並びに同関連試験器材の整備に関する業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
 - (1) 航空機搭載の火器管制装置及び偵察装置並びに同関連試験器材の整備作業並びに整備管理を行う。
 - (2) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。
- 3 特技
 - (1) 航空機搭載の火器管制装置及び偵察装置並びに同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
 - (3) 整備士に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
火器管制装置及び偵察装置の整備に関する経験を有すること。
- 5 主な職位
装備隊照準器小隊員

初級火器管制装置整備専門員

- 1 職務及び責任の概要
航空機搭載の火器管制装置及び偵察装置並びに同関連試験器材の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
火器管制装置整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 航空機搭載の火器管制装置及び偵察装置並びに同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
 - (3) 整備士に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級火器管制装置整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
装備隊照準器小隊員

計 測 器 整 備 准 尉

- 1 職務及び責任の概要
精密計測器等の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。
- 2 職務及び責任の細目
 - (1) 計測器整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
 - (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
 - (3) 業務実施を監督する。
- 3 特技
 - (1) 計測器整備技術員としての知識及び技能を有すること。
 - (2) 計測器整備職域における実務経験を有すること。
- 4 特技付与要件
 - (1) 計測器整備技術員（3 2 4 7 0）の特技を付与されていること。
 - (2) 准空尉に昇任していること。

計測器整備技術員

1 職務及び責任の概要

精密計測器及び試験装置の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 計測器整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 精密計測器及び試験装置の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (4) 計測器整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 計測器整備業務に関する教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 電気及び電子理論並びに計測理論に関する知識を有すること。
- (2) 試験器、測定器及び関係基準器等に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 初級計測器整備技術員（3 2 4 5 0）の特技を付与されていること。
- (2) 計測器整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

装備隊整備小隊員又は術科学学校教官

初 級 計 測 器 整 備 技 術 員

- 1 職務及び責任の概要
精密計測器及び試験装置の整備に関する業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
計測器整備技術員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 電気及び電子理論並びに計測理論に関する知識を有すること。
 - (2) 試験器、測定器及び関係基準器等に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (3) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
 - (1) 3 0 又は 3 2 職域の中級以上の特技を付与されていること。
 - (2) 計測器整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
装備隊整備小隊員

有線器材整備職域の概要

この職域は、有線通信機器等の整備及び電話交換に関する業務を行う。

有線整備准尉

1 職務及び責任の概要

有線通信機器等の整備及び電話交換に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 有線整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 有線整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 有線整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 有線整備技術員(36170)の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

有線整備技術員

1 職務及び責任の概要

有線通信機器等の整備、運用及び電話交換に関する業務及び指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 有線整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 有線通信機器等及び同関連器材の整備作業及び整備管理を行う。
- (3) 基地内のネットワークの運用管理を行う。
- (4) 電話交換業務及び関連業務を行う。
- (5) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (6) 有線整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (7) 有線整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 有線通信機器等及び同関連器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 有線通信機器等の運用に関する知識を有すること。
- (3) 電話交換業務に関する知識及び技能を有すること。
- (4) 情報システム及びネットワークの運用管理及び整備に関する知識及び技能を有すること。
- (5) セキュリティに関する知識を有すること。
- (6) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 有線整備専門員（36150）の特技を付与されていること。
- (2) 上級有線整備員課程を修了していること。
- (3) 有線整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

通信隊整備小隊員、警戒隊通信電子小隊通信班員、航空システム通信隊システム管理群中央通信隊若しくはクラウド基盤管理隊小隊員又は術科学校教官

有線整備専門員

1 職務及び責任の概要

有線通信機器等の整備、運用及び電話交換に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 有線通信機器等及び同関連器材の整備作業及び整備管理を行う。
- (2) 基地内のネットワークの運用管理を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。
- (4) 電話交換業務を行う。

3 特技

- (1) 有線通信機器等及び同関連器材に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 有線通信機器等の運用に関する知識を有すること。
- (3) 電話交換業務に関する知識及び技能を有すること。
- (4) 情報システム及びネットワークの運用管理及び整備に関する知識及び技能を有すること。
- (5) セキュリティに関する知識を有すること。
- (6) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

有線整備及び電話交換業務に関する経験を有すること。

5 主な職位

通信隊整備小隊員、警戒隊通信電子小隊通信班員、航空システム通信隊システム管理群中央通信隊又はクラウド基盤管理隊小隊員

初級有線整備専門員

- 1 職務及び責任の概要
有線通信機器等の整備及び電話交換に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
有線整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 有線通信機器等及び同関連器材に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 有線通信機器等の運用に関する知識を有すること。
 - (3) 電話交換業務に関する知識及び技能を有すること。
 - (4) 情報システム及びネットワークの運用管理及び整備に関する知識及び技能を有すること。
 - (5) セキュリティに関する知識を有すること。
 - (6) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級有線整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
通信隊整備小隊員、警戒隊通信電子小隊通信班員又は航空システム通信隊システム管理群中央通信隊又はクラウド基盤管理隊小隊員

航空機装備品整備職域の概要

この職域は、油圧整備、計器整備、電機整備又は救命装備品整備に関する業務を行う。

油 圧 整 備 准 尉

1 職務及び責任の概要

航空機油圧系統等の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 油圧整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 油圧整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 油圧整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 油圧整備技術員（42172）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

油 圧 整 備 技 術 員

1 職務及び責任の概要

航空機油圧系統及びニューマチック系統並びに同関連試験器材の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 油圧整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 油圧及びニューマチック系統並びに同関連試験器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (4) 油圧整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 油圧整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 油圧及びニューマチック系統並びに同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 油圧整備専門員（42152）の特技を付与されていること。
- (2) 上級油圧整備員課程を修了していること。
- (3) 油圧整備に関する経験を有すること。
- (4) 整備士の資格を有すること。

5 主な職位

航空団修理隊整備小隊員又は術科学学校教官

油 圧 整 備 専 門 員

1 職務及び責任の概要

航空機油圧及びニューマチック系統並びに同関連試験器材の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 油圧及びニューマチック系統並びに同関連試験器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 油圧及びニューマチック系統並びに同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- (3) 整備士に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

油圧整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団修理隊整備小隊員

初 級 油 圧 整 備 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
航空機油圧及びニューマチック系統並びに同関連試験器材の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
油圧整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 航空機油圧及びニューマチック系統の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
 - (3) 整備士に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級油圧整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
航空団修理隊整備小隊員

計器整備准尉

1 職務及び責任の概要

航空機計器系統、自動操縦系統等の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 計器整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 計器整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 計器整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 計器整備技術員（42270）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

計器整備技術員

1 職務及び責任の概要

航空機計器系統及び自動操縦系統並びに同関連試験器材の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 計器整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 計器系統及び自動操縦系統並びに同関連試験器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (4) 計器整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 計器整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 計器系統、自動操縦系統及び同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 計器整備専門員（42250）の特技を付与されていること。
- (2) 上級計器整備員課程を修了していること。
- (3) 計器整備に関する経験を有すること。
- (4) 整備士の資格を有すること。

5 主な職位

航空団修理隊整備小隊員又は術科学校教官

計器整備専門員

1 職務及び責任の概要

航空機計器系統及び自動操縦系統並びに同関連試験器材の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 計器系統及び自動操縦系統並びに同関連試験器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 整備に必要な部品、資材、計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 計器系統及び自動操縦系統並びに同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- (3) 整備士に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

計器整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団修理隊整備小隊員

初 級 計 器 整 備 専 門 員

- 1 職務及び責任の概要
航空機計器系統及び自動操縦系統並びに同関連試験器材の整備に関する補助的業務を行う。
- 2 職務及び責任の細目
計器整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。
- 3 特技
 - (1) 計器系統、自動操縦系統及び同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
 - (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
 - (3) 整備士に関する知識を有すること。
- 4 特技付与要件
初級計器整備員課程を修了していること。
- 5 主な職位
航空団修理隊整備小隊員

電機整備准尉

1 職務及び責任の概要

航空機電機系統等の整備に関する業務の実施及び調整並びに監督を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 電機整備技術員の特技職明細書における「職務及び責任の細目」の項に示された業務を行う。
- (2) 業務実施に関する総合調整を行う。
- (3) 業務実施を監督する。

3 特技

- (1) 電機整備技術員としての知識及び技能を有すること。
- (2) 電機整備職域における実務経験を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 電機整備技術員（42370）の特技を付与されていること。
- (2) 准空尉に昇任していること。

電機整備技術員

1 職務及び責任の概要

航空機電機系統及び同関連試験器材の整備に関する業務並びに指導を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 電機整備業務実施の計画案を作成する。
- (2) 電機系統及び同関連試験器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (3) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理に関する業務を行う。
- (4) 電機整備の研究及び改善に関する業務を行う。
- (5) 電機整備業務の教育及び指導を行う。

3 特技

- (1) 航空機電機系統及び同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

- (1) 電機整備専門員（42350）の特技を付与されていること。
- (2) 上級電機整備員課程を修了していること。
- (3) 電機整備に関する経験を有すること。
- (4) 整備士の資格を有すること。

5 主な職位

航空団修理隊整備小隊員又は術科学校教官

電機整備専門員

1 職務及び責任の概要

航空機電機系統及び同関連試験器材の整備に関する業務を行う。

2 職務及び責任の細目

- (1) 航空機電機系統及び同関連試験器材の整備作業並びに整備管理を行う。
- (2) 整備に必要な部品、資材及び計測器等の管理を行う。

3 特技

- (1) 航空機電機系統及び同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- (3) 整備士に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

電機整備に関する経験を有すること。

5 主な職位

航空団修理隊整備小隊員

初 級 電 機 整 備 専 門 員

1 職務及び責任の概要

航空機電機系統及び同関連試験器材の整備に関する補助的業務を行う。

2 職務及び責任の細目

電機整備専門員の行う職務のうち、平易な業務を行う。

3 特技

- (1) 航空機電機系統及び同関連試験器材の整備に関する知識及び技能並びに技術指令書等に関する知識を有すること。
- (2) 整備業務実施に必要な物品管理及び補給手続に関する知識を有すること。
- (3) 整備士に関する知識を有すること。

4 特技付与要件

初級電機整備員課程を修了していること。

5 主な職位

航空団修理隊整備小隊員

